宗教法人の情報開示

～公益性を中心とした考察～

嶋田尚教

所属ゼミナール：大森

学籍番号：1433031

提出日：2018 年 1 月 23 日

内容

１ 問題意識と研究目的 3
１－1、問題意識と背景 3
１－１－1、宗教法人とはどのようなものか 3
１－１－2、宗教法人の公益性 4
１－１－3、社会の宗教への視線 6
１－2、本稿の主題 7
１－２－1、本稿の研究課題 7
１－２－2、論文の構成 8
２ 会計情報公開の学説による宗教法人の情報開示の必要性 11
２－1、会計情報開示論の学説 11
２－１－1、会計情報開示の根拠に関する各論説 11
２－１－2、会計情報開示と社会 15
２－2、宗教法人の会計情報開示と考えられる効果 18
３ 宗教法人における情報開示拡大の可能性―公益性の視点から― 20
３－1、宗教法人の公益性とは 20
３－１－1、宗教の公益性 20
３－１－2、宗教法人の社会的役割 23
３－１－3、宗教法人が行う社会貢献活動 26
３－2、宗教法人の公益性と情報開示 27
３－２－1、宗教が抱える問題 28
３－２－2、宗教法人の情報開示の必要性 31
４ 宗教法人の財務情報開示とアカウンタビリティ 33
４－1、宗教法人の財務情報開示の現状 33
４－2、宗教法人のアカウンタビリティ 37
４－２－1、宗教法人の財務報告の指針をもとに 37
４－２－2、NPO 法人の情報開示制度をもとに 40
４－２－3、海外の宗教法人の情報開示制度をもとに 42
４－3、宗教法人の法的開示の改善点と限界 46
５ 自主的な情報開示の状況とその可能性 48

5－1、非財務情報開示の現状.....48
5－2、非財務情報開示に関する先行文献レビュー.....57
5－2－1、企業による非財務情報開示.....57
5－2－2、非営利組織の非財務情報開示.....60
5－2－3、統合報告の可能性と問題点.....70
5－3、宗教法人における新たなアカウンタビリティ概念.....73
６ おわりに.....76
6－1、論証の結論.....76
6－2、宗教法人は誰のものか.....77
6－2－1、運営者及び理事のものとする考え方.....77
6－2－2、信者のものとする考え方.....77
6－2－3、社会のものとする考え方.....78
6－3、論証の課題.....79
参考文献リスト.....81
宗教法人の情報開示についての調査.....85
０、目次.....85
1、背景・目的.....85
2、情報開示の調査対象.....85
3、設計方針とその参考文献.....87
4、採点基準.....88
5、調査結果.....95

１　問題意識と研究目的

本章では、本稿の問題意識と研究目的を説明する。まず、宗教法人とはどのようなものか簡単に説明し、本稿における宗教法人の公益性の分類を提示する。そして、本稿において、宗教法人は情報開示の必要性があるか、について、論証の流れを説明する。

1－1、問題意識と背景

1－1－1、宗教法人とはどのようなものか

今日の日本において、「宗教」、あるいは「宗教法人」にはどのようなイメージがあるだろうか。冠婚葬祭といった儀式をつかさどるものであるイメージが大きいかもしれない。特に、結婚式はキリスト教式か神道式で行うだろう。初詣は神社か寺院に行くし、葬式は仏教式で行われることが多いだろう。最近であれば、現役僧侶をコメンテーターとしてテレビのバラエティ番組に呼ぶことや「僧職系男子」や「御朱印集め」といった、宗教との軽い関わり合いも見られてきた。実際、宗教が身近になるという点で寄与している。また、宗教に社会への提言やセーフティネット的役割を期待する声も上がっている。

一方で、人によっては怪しい、あぶないというイメージを抱いている場合もある。テレビのワイドショーを覗けば、「霊感商法詐欺」を特集していたり、公共の場で「カルト集団の強引な勧誘」への注意喚起があったりする。事実、霊感商法の被害総額は日本弁護士連合会（1999）によると、1987 年から 1997 年の 11 年間で 700 億円余りにのぼる。さらに、1995 年のオウム真理教による地下鉄サリン事件のような人々の暮らしを脅かすテロ事件も発生し、宗教への疑念は深まっている。加えて、葬式仏教への批判を筆頭に、宗教法人のお金の収支などに関して疑問をもつ人も現れた。葬式仏教への批判の一つとして『葬式は、いらない』（島田、2010）では、葬式に対する費用の内情を暴露したり、「そもそも仏教は葬式を担っていない」という仏教自体が葬式を執り行っていない事実を説明したりと、葬式費用の高騰化について批判とともに、将来どのような葬送方法が適切になっていくかが論じられている。

では、宗教法人が持つ役割とはどのようなものか、日本で宗教法人が存在してよい根拠となる法律、宗教法人法を元に考えてみることとする。宗教法人とは「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」（宗教法人法第 2 条より）団体が法人格を持ったものである。したがって、特定の人を利する目的でなく（公益性がある）、利潤追求のための運営をしない（非営利である）法人として認められる。このよ

うな法人のほかの例として、医療法人や NPO 法人などがあげられる。これらの非営利組織体はそれぞれの監督官庁やそれぞれの法律にのっとって運営や認可がなされている。それらは医療活動やボランティア活動などによって地域または社会に貢献し、公益性が高い組織として認められていると言えよう。一方、宗教法人はどうだろうか。宗教法人は宗教の教義を広めることによって、宗教活動として行い、社会の人々に救いや教育を提供し、社会に貢献している。さらに、公益性という点では、信者になりたい人はもちろん、社会全体に宗教法人の宗教活動または社会貢献活動によって価値を与えていると考えられる。非営利という点では、あくまで寄付として「お布施」などで収入を得て、運営している。その一方、社会は、その活動には公益性が認められず、収益を積極的に得ようとする意図がある、として法人所得に対して課税すべきという意見もある。

それは、もしかしたら次の条文に関するものかもしれない。同法第 6 条には「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。」とある。もちろん、「この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。」という条件付きではあるが、宗教の伝道などの宗教活動ではない事業を行ってもよいことになっている。このことがさらに、宗教法人の理念との関連性において、違和感のあるものとして認識されているといえるだろう。では、理念に関係している事業というのは、何を考えられるだろうか。前述したような教育活動やボランティア活動は関連性が高いだろう。近年であれば、法人役員が地域の NPO センターの理事として動き、地域の社会環境を整える役割を担うという活動も存在している（高橋、2009）。宗教法人が、宗教と直接関係ない活動にどのようにかかわるか、というのは宗教理念との統一性が重要となるだろう。

1－1－2、宗教法人の公益性

本来、宗教法人は公益法人である。では、宗教法人の公益性とはいかなるものか。以下、宗教法人について、個人に対する活動、社会における宗教の役割、宗教法人が行う社会貢献活動という 3 つの点から考察する。

（1）個人に対する活動の公益性

１つは、宗教によって、社会の中の個人に精神的価値（幸せや人生の指針を得た感覚など）を与える効果があると考えられる。島薗（2008）は日本の宗教離れや社会的必要性を述べたうえで、現代における宗教集団の公益性について、「宗教は別にボランティア活動や平和

運動、社会福祉活動などをしなくても、社会が安定する、人々の心が慰む本来の教えを人々に伝えているということが公的な価値を持っているんだと…社会を成り立たせている公的な価値を保持する役割」（島薗、2008、pp.26）があると述べている。また、石井（2007）は、宗教団体が“信者以外”の不特定多数の者の利益を実現すると考えられる活動について、具体的な事例[1]を取り上げることで、宗教団体の有する公益性について考察している。これによると、「救い」という超自然的な存在や力もしくは自己の精進・努力により生理的な病や心理的な苦痛から脱却すること、積極的には宗教的世界観を獲得して人生や自己に意味が与えられることが宗教の必要性だと述べている。

筆者の意見も、上記の意見に対して、おおむね合意する。なぜなら、宗教による「救い」というのは変動が激しい現代社会において必要なものだからである。勤務していた会社が突然倒産した、母が突然亡くなった、だまされて一文無しになった…そのようなことが日常になった現代において、信じられるものの重要性は大きい。宗教がないから社会が不安だ、というのは短絡的過ぎるが、人も物も自分も信じられない…という場合に必要なのは「救い」であろう。

（2）社会における役割による公益性

社会における役割による公益性とは、その宗教が行う宗教行為（主には葬送）そのものの公益性を指す。一例として、日本において、墓の管理がある（村上、2012）。「墓地、埋葬等に関する法律」によれば、墓地は自治体の許可を受けた公益法人または宗教法人と決まっている。これは、墓地属性として存在する「永続性」と「非営利性」を確保しなければいけないからである（村上、2013）。先祖代々受け継ぎ（永続性）、墓を死んだ人に供給するという社会的な役割がある（非営利性）という考え方に基づいている。一方で、都市圏の墓不足や地方の墓の無縁化が問題視となり、散骨や集合墓地が出現するなど、墓地に関する環境も変わってきている。墓地の「永続性」や「非営利性」についての対策だけでなく、環境の変化に対応する必要が出てきている。これ以外にも、寺院の葬送に関する問題や祭礼における神社や教会の役割が変化した問題が考えられる。

現代において、社会における宗教の役割は拡大している。これは、政府のカバーできない公益性の高いものを NPO や公益法人などに移譲する動きに近いものがある（齊藤、2011）。さらに、学校教育で宗教を根底とした道徳教育が重要である（小幡、1997）と考えられた

[1] 第 3 章でも述べるが、ホスピスや文化維持などの宗教団体の活動を通して、宗教団体に関係がない人にどのように公益性があるかを述べている。

り、祭りの文化を残していく担い手として期待されたりしている。これらの問題を解決していくことが、変化や社会の期待に応えることにつながるといえるだろう。

（3）宗教法人が行う社会貢献活動による公益性

宗教法人が行う社会貢献活動による公益性とは、それぞれの宗教の理念や宗教的利他主義のもとに行う活動を幅広く指す。たとえば、災害時の被災地援助であったり、ボランティア活動に相当する活動であったりする。また、コミュニティの中では社会教育の場の提供や地域活動への参加がある。いままで宗教法人に求められてはいなかったが、世俗化にともなって、社会に対する貢献活動をしていく必要を求められる場面が増えてきている。稲場（2009）は、歴史的にも、宗教的利他主義を背景として道路建設や貧困者の救済などの社会事業を行っている例があることや、宗教が現代の希薄な関係に対して、「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）」として、人々の支えあいの基盤になることを期待されていることを指摘している。さらに、猪瀬（2009）は宗教法人に対して直接社会活動について調査を実施して、具体的な事例を取り上げている。詳しくは第 3 章で述べるが、どの宗教法人にも共通なのは、そのような社会貢献活動は宗教理念の実践の 1 つであることである。

1－1－3、社会の宗教への視線

前項では、宗教の公益性について述べたが、世間は宗教をどういう目で見ているであろうか。

マスコミの「宗教法人の社会活動」に関する報道の仕方を分析した論文（黒崎、吉野、寺沢、2009）を引用する。黒崎ほか（2009）は宗教による社会貢献活動について、新聞や雑誌などのマスコミの記事をサンプリングし、それらの記事を量的および質的に分析している[2]。まず、記事を宗教ごとや報道した活動内容などで分類していく手法による量的分析の結論として、①社会的に重要な問題に対して、宗教を一つの分析視角として用いられることがある、②しかし、多くは「風物詩」として報じられる、③その反面、宗教の「社会活動」を、その宗教が持つ思想や価値観と関連させながら論じる記事は少ない、ことが挙げられて

[2] 宗教情報リサーチセンター（RIRC、http://www.rirc.or.jp/ ）の宗教記事データベースの分類コードの一つである「社会活動」に関する記事の量的把握を、5 年分の記事から、4408 件の記事を抽出し、分析している。もう一つは報道内容の分析を、2007 年と 2008 年の記事のうち、100 件に対して行ったものである。

いる。次に、実際に記事を読んで、どのような内容または主張をもとにしているかを調べている。こちらの質的分析の結論として、仏教に関する記事は批判しつつも期待する内容、または文化的ナショナリズムを高揚させるような内容が多いこととその他の宗教、特にキリスト教などの一般的でない、伝統文化活動の少ない宗教に関して、批判的な内容または日本の伝統文化に対する「素晴らしい」という価値観の再生産を促す保守的な内容になることが多いことを指摘している。こうしてみると、世間には宗教に対するマスコミを通したステレオタイプなイメージがあることが考えられる。この文献では、さらに自主的な発信をしていく方法としてインターネットを挙げており、インターネットを通した、相手との交流による「動的な情報」がより有効になりうると述べている（黒崎ほか、2009）。

この調査結果は、日本人の宗教に対する態度に近いことが、マスコミでも語られていると考えられる根拠となるだろう。マスコミや社会に宗教に対する理解や知識が乏しいというのも考えられるが、宗教界の発信が少ないこと（星野、2010）が原因の一つに考えられるのではないだろうか。これから、宗教はどのような思想で活動し、どのような目的で動いているか、できればタイムリーに知ることができるとよいと考えられる。それが、社会による宗教への期待に応えていることを明示できる手段だろう。

1－2、本稿の主題

1－2－1、本稿の研究課題

本稿では、社会における宗教への疑念をどう晴らすか、つまり正しい運営をしているはずの宗教が今後どのように発信し、地域や社会とコミュニケーションをしていくかを論じていく。発信をしていく、とひとくちに言ってもいろいろあるが、本稿では情報開示を論じていく。

現状、宗教法人の情報開示制度は、法的には宗教法人法第 25 条に作成が必要な書類を明示している。ただし、第 25 条第 3 項に「宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。」という制限的な開示を要求している。このような制限的開示では大衆とのコミュニケーション手段として機能しているといえるだろうか。アクセシビリティ（手に入りやすさ）や透明性に欠けている（公認会計士協会、2013）点から、そうではないと考えるのが妥当だろう。

一方で、宗教法人は、教えを伝えるための宗教活動や地域や社会における社会貢献活動を行っている。その活動の報告を開示している法人は多い[3]と考えられるが、その質はばらつきが大きいと考えられる。なぜなら、宗教法人に対する非財務情報の開示についてのイニシアチブが具体的に示されていないからだと考えられるからだ。また、宗教法人は、信徒や社会とのコミュニケーションツールとして情報開示をしているかどうか、その点においても調べる必要があると考えられる。

本章 2 節でも述べたようなカルト宗教による犯罪や財産不正、詐欺が横行している中で、宗教や宗教法人の価値について見直す必要があるとともに、積極的に社会とコミュニケーションを図っていくための情報開示が重要と考えられる。それは、財産の開示などの会計情報の開示にこだわるものでなく、宗教の公益性および宗教法人の存在価値を読み取ることが可能な情報開示となることが重要である。

そこで、本稿の研究課題は、「宗教法人の公益性や存在価値を説明するために、社会に対して情報開示する必要があるかどうか、どのような情報開示が望ましいか」を検討する。

本稿はこの研究課題に対して、宗教法人の公益性を見つめなおし、企業における情報開示論と照らし合わせ、現状の開示制度や指針における問題点を発見する。そして、宗教法人の公益性を保つために必要な開示内容を挙げていき、その開示内容を満たす方法を探求する。最後に、宗教法人は情報開示で、公益性や存在価値を、どのように説明できるか、を論証し、結論とする。

次の章から以下のように論じていくこととする。

1－2－2、論文の構成

次の章、第 2 章では会計情報公開論の学説を中心に、ディスクロージャーの必要性について述べる。ここでは企業も含めた組織体すべてに関する『会計情報公開論』(山地、1983) を取りあげ、宗教法人において応用できるかを論証する。

第 3 章では宗教法人はどうして公益性があると社会的に判断されているのかをとりあげ、その公益性を源泉として情報開示の必要性が生まれることを論証する。

第 4 章では現行の宗教法人会計の指針（会計基準ではなく、指針として作成されているため、法的な強制はない）が宗教法人としてのアカウンタビリティやスチュワードシップを

[3] 詳しくは第 5 章で述べるが、実際に非財務情報としての活動の報告はほとんどの宗教法人が行っている。

果たしうるものかどうかを検証、問題点を洗い出す。加えて、その現行の宗教法人会計の指針や宗教法人法に規定されている公的な開示制度の限界を示していく。次に、NPO 法人の情報開示制度について概観し、宗教法人にどの程度応用できるかを論証する。最後に、海外の宗教法人制度および情報開示制度について触れて、日本の宗教法人の情報開示制度が学ぶべき点について述べる。

第 5 章では宗教法人において、自主的な非財務情報開示の状況を見る。また、企業の非財務情報開示の方法やほかの非営利法人の方法も援用し、宗教法人の情報開示に有効なものかどうかも検証する。最後に、宗教法人が果たすべきアカウンタビリティとその具体的な方法について検討する。

第 6 章では論証のまとめを行い、宗教法人に情報開示が必要であることを強調する。また、現代社会の中での宗教の役割や宗教の所有者はだれなのかを述べ、本稿で論じきれなかった課題をまとめる。

この論文の構成のフローチャートは以下のような図で示される。

図　1-1　本稿のフローチャート

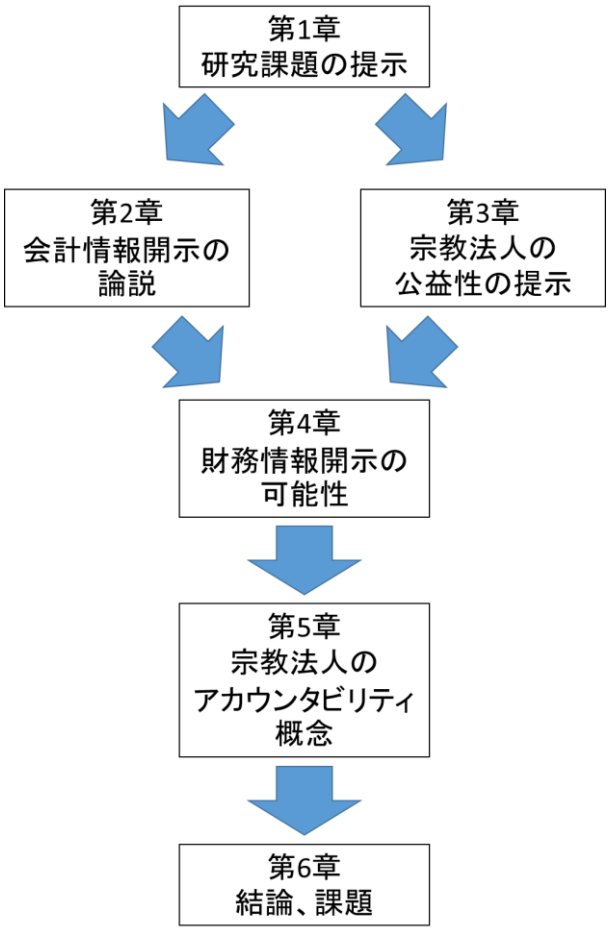

２　会計情報公開の学説による宗教法人の情報開示の必要性

本章では、『会計情報公開論』（山地、1983）を取りあげ、会計情報開示の論説と会計情報開示による効果を概観し、宗教法人が会計情報を開示する意味や効果について考察を試みる。

2－1、会計情報開示論の学説

組織による会計情報の開示は、どのような根拠を持って実施されてきたのか。また、どのような効果があったのか。このことについて、『会計情報公開論』（山地秀俊著、1983）[4]を取りあげていく。この文献を用いて、会計情報開示の必要性やアカウンタビリティ概念の考え方を取りあげ、宗教法人の情報開示の必要性を考察する。

『会計情報公開論』での論証の対象は、企業会計現象のうち、なぜ企業が、外部の利害関係者諸集団に自己の会計情報を公開するのか、という点に絞られている。その点について、山地（1983）は「会計情報公開現象」と呼んでいる。また、山地（1983）は、「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業（あるいはその経営者及び経営者層）が、政府及び一般大衆（あるいは種々の利害関係者層）に対して、会計情報を用いつつ行う支持獲得の総体である」（山地、1983、pp.67）という仮説を提示している。

山地（1983）のアプローチは、3 つの分析視角から行われている。第一の視角は会計情報公開の本来的機能をどのように各所説が把握しているかということである。第二の視角は、企業、家計、政府の三者の会計情報公開に対する論理・動機が各所説においてどのように考慮されているかである。第三の視角は会計情報を公開する主体である企業が、各所説においてどのように把握されているかという点である。これらの分析視角の提示から、会計情報公開論を検討する際に、会計情報の機能、それを遂行する各主体の動機、そしてこのような技術体系を必然ならしめる経済社会の状況という三つの視角からアプローチしようとしていることがわかる。

2－1－1、会計情報開示の根拠に関する各論説

会計情報開示に関して、山地（1983）によって、二つの論説を取りあげる。

（1）投資意思決定志向[5]

---

[4] 本章では、特記ない限り、本書からの引用とする。
[5] 山地、1983、p.9～27 より

一つは、投資家が投資意思を行うために、会計情報が開示されているのであるという考え方である。これは、組織と投資家の関係というミクロな視点で言えば、組織が投資家の投資を受けるために会計情報を開示すると考える一方、社会と組織というマクロな視点で見れば、社会にある資本を組織に配分するためのツールの一つであると考えるものである。

歴史的には、20 世紀初頭において、広告的効果を狙った会計情報の開示によって資金調達しなければならないほど巨額の資金を必要とする産業が初めて形成されたことと、中産階層が形成されはじめ、所得を将来消費のために証券投資するだけの余裕を持った人々が発生してきたことを意味している。

ただし、著者はこのような考え方について、問題点を２つ挙げている。

１つ目の問題点は、会計情報を開示しなければいけない理由として、企業観や社会観を鑑みて、現実の経済社会において適切かが疑問である点を挙げている。会計情報の開示の機能は、投資家に対する情報提供機能のような道具的な機能に限らず、社会的に反独占運動にプラスの機能を果たしていたのではないか、という指摘である。

２つ目の問題点は、投資意思決定志向型の論理的問題点である。具体的には次のような論理である。「会計は投資家に有用な情報を提供するシステムである」（山地、1983、p. 24）という命題から、「会計は一般投資家に有用な情報を提供するシステムである」（山地、1983、p.24）という下位命題が導かれる。しかし、これに対して「なぜ会計は一般投資家のみに有用な情報を提供するのか」（山地、1983、p. 24、下線部筆者）という疑問が生まれる。それに対処するように下位命題が二つ設定される。「経営者の受託責任」とこの命題を結び付けた命題、そして「会計は、一般投資家をはじめとする一般大衆に対して有用な情報を提供するシステムである」（山地、1983、p. 24、下線部筆者）とする命題である。しかし、現行の貸借対照表や損益計算書などの財務諸表のみが提示されている一義的会計情報が一般大衆に有用かどうかは不明であるし、また調査することも難しいであろう（山地、1983）。これは社会において、経済の三要素（政府・家計・企業）の企業側の考える一方的な論理（山地、1983）だと考えられる。このことから、現実性の高い説明とはいえず、社会全体としての制度的基盤の説明には不足であると指摘される。したがって、次に考えられる下位命題は、「会計は情報収集能力の観点から弱者である意思決定者に有用な情報を提供するシステムである」（山地、1983、p. 25）となる。これは逆に情報収集能力的に弱者である一般大衆や規制当事者の政府には規範的命題として納得し得ても、企業は常に情報公開に対して受け身で（言い方を変えればイヤイヤ）なければならないという命題となる（山地、1983）。

ここまで、山地（1983）による、投資意思決定に関する論説を概観してきた。ここから、筆者の見解を述べることとする。現代、私たちは投資家に対して情報を開示しなくてはいけない、というのは現代において、開示するルールがしっかり敷かれているためにそう思っているだけである。本来、企業は社会性があり、社会のルールの上で何かかしら社会貢献をしていることを一般市民に証明するために会計情報を開示するという考え方（山地、1983）が正しいと言えよう。しかし、この論説では、投資家が投資の意思決定をするために、企業は投資家から資金調達をするために情報開示が必須なのであるという単純なものにとどまっており、考察が足りていないと考えられる。

宗教法人の場合には、「投資家」を意識する場合は非常に少ない。もちろん、「寄付者」は存在するのでそちらを意識する場合はあるだろう。実際、馬場・石田・五百竹（2011）によれば、寄付者は財務情報、特に事業収入や全体の支出のバランスについて関心があり、寄付の行動に影響していることが判明している。その点では、投資意思決定志向型の会計情報開示にかなっている部分はあるだろう。しかし、宗教法人などの公益目的の法人に対して寄付者が求める情報は（主観的には）[6]活動目的および成果などの非財務情報であること（馬場ほか、2011）がいえるだろう。宗教法人は社会性をもって活動を行っているという前提において、この論説は認められない。

（2）会計責任志向

次に、山地（1983）による、スチュワードシップ概念を基礎にもつ会計責任志向の会計情報開示の論説について取りあげる。スチュワードシップ概念とは株式会社会計において、経営者をスチュワードに例えて、経営者は財産の管理・運用を委託された責任を株主に対して報告することによって解除される、義務―責任関係のことをいう。ここでの前提として、「所有と経営の分離」がある。

井尻（1976）は、「いかなる目標を前提とすると、現行会計実務の存在意義が明確になるか」（井尻、1976）という問題意識から、その目標にあたる受託財産の増加、または目標追求者である経営主体のその行動に関する仮説を帰納的に求め、財の追求の過程での成果報告責任としての会計責任が明確化されることを導く（井尻、1976）。一方、会計測定の構造を公理的に解明し、これを制約条件として加味すると、一般的な会計測定公理は厳密な規定を受ける。その規定を受けた構造と機能は現行の会計体系に合致し、今日の会計測定と会計

[6] 馬場ほか（2011）によれば、潜在的には法人の収支、特に現金の流動や役員報酬などの人件費などに関心があることがわかっている。

情報公開の解明のために会計測定概念からの説明を行っている（井尻、1976）。

会計責任は、会計責任の履行者（経営者）、会計責任の受益者（投資家）、会計責任の報告者（会計人）という三者の関係から会計に絡む企業社会の組織構造を把握すると、会計情報公開現象の動機として「経営主体と利害関係者の間の内の会計責任」に求めることができる。

次に、会計測定の構造は、以下のような条件を特定することで構築する。

「①いかなる財が、その主体によって支配されているかを認識できなければならない……次には②財を分類し、各クラスに数量測度を定義して、同じクラスに属し同じ数量を持つ財については、互いに無差別であるようにする……最後に……③どの財が別のどの財と交換されるかを認識できなければならない」（井尻、1976、pp.105、丸数字は筆者）。

これらは①支配の問題、②数量化の問題、③交換の問題と定義されている（井尻、1976）。そして、これらの条件を含んだ構造を会計責任の考え方として定義されている。つまり会計責任志向において、会計情報開示は組織が投資家から預かっているものが、支配されているかどうか、どのくらいの数量を所有しているか、それはどの程度の対価を持つのか、について説明することをいう。さらに、これらを把握するためにすべての取引を記録する簿記が重要となっている（井尻、1976）のである。

一方で、山地（1983）では、会計責任という概念は、あくまで社会や投資家目線から情報開示を求めるための根拠であって、企業が自主的に開示する理由が説明できない、と述べている。加えて、会計責任論が想定する経営者像を 3 つのタイプに識別している。1 つ目は消極的・倫理的経営者像、2 つ目は専制的かつ旧態依然とした経営者像、そして 3 つ目は経営理念・戦略的志向の経営者像である。山地（1983）は、会計責任の概念を 2 つ目の経営者像、つまり旧態依然とした、専制君主のような経営者に対して会計情報開示が必要であるとする主張に結び付けることは間違いではない。しかし、のちに現れる積極的情報開示を行う経営者とは矛盾することから、3 つ目の、言い換えれば現代的経営者像による会計情報公開現象を会計責任志向と結びつけるのは難しいと述べている（山地、1983）。この例として、U.S.スティール社の 20 世紀初頭における年次報告書の公開があげられており、実際にその書類の数や項目数が圧倒的に他者を凌駕していたとされている（山地、1983）。その点で、現代的経営者に会計責任志向を当てはめるのは疑問点が残ってしまうのである。

以上、山地（1974）の会計責任志向の情報開示の論説を概観してきた。ここから筆者の考察をする。この考え方は、一見組織側の立場ではないわれわれ社会一般にとっては当たり前だととらえてしまうかもしれない。なぜなら、われわれは、預けた資本がどうなったかを知

りたいし、また、どのような結果をもたらしているのかを知るのは、現代企業社会では簡単に行える。しかし、この会計責任志向の論説で想定される組織側の立場から見れば、預かった資本をどうしようと勝手であり、配当さえ渡していれば何をしていても勝手なはずである。しかし、会計責任志向の考え方を全面的に採用できないのは、自主的に開示した企業（しかも独占的な巨大企業）が存在している事実に起因する。すなわち、自主的に会計情報を開示することが経営理念や経営戦略を重視した、現代的経営者像として考えられる（山地、1983）ので、会計責任志向の考え方には疑問が残るのである。

日本の宗教法人の場合、この会計責任志向の会計情報開示の考え方が重視されて使われていることがわかる。文化庁の指導として、会計責任志向の考え方が同庁のウェブサイト[7]に掲載されているのである。具体的には、「宗教法人の財産は、多数の信者の浄財の上に成り立っています。代表役員個人のものでも，責任役員個人のものでもありません。あくまでも宗教法人自身の財産であって，代表役員，責任役員等が法律に基づき管理し運用するものです。したがって，財産の管理者は，経理をきちんとし，会計報告も行って疑念を抱かれないようにしましょう。信者との信頼関係が損なわれれば宗教活動にも多大な影響を及ぼしかねません」（文化庁、脚注 7 参照）。また、「宗教活動の中心におられるのは多くの場合，代表役員とその家族でしょう。庫裏や教職舎での生活には私生活もないかもしれません。しかし，財務管理面からは宗教法人の財産と代表役員個人の財産はきちんと区別し，法人の会計帳簿と個人の家計簿の両方をはっきり区別して記帳しなければなりません」（文化庁、脚注 7 参照）とある。この書き方から、宗教法人のアカウンタビリティとして、会計責任志向が強調されていることが分かるであろう。題名が「財産の保全」であるのを皮切りに、「宗教法人の財産は…宗教法人自身の財産であって」（文化庁、脚注 7 参照）とある。また、「財務管理面からは…きちんと区別し」（文化庁、脚注 7 参照）ともある。宗教法人法に基づいて上記の文章が作成されているので、宗教法人法においても財産保全のための会計責任を重視し、必要があれば開示に応じることを要請していると考えてよいだろう。

2－1－2、会計情報開示と社会

本節では、山地（1983）が提示した「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業（あるいはその経営者及び経営者層）が、政府及び一般大衆（ある

[7] http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/kokoroe.html 「財産の管理・運用の心得 4 か条」

いは種々の利害関係者層）に対して、会計情報を用いつつ行う支持獲得の総体である」（山地、1983、pp.67）という仮説を分析し、結論に導く流れを概観し、宗教法人に対して、この仮説が応用できるか考察する。

まず、会計情報開示の必要性が生じた背景として、「巨大株式会社の集約的発生」が取りあげられている。次に仮説が持つべき条件として、経済の 3 主体（企業、大衆および家計、政府）の会計情報開示が必要と考えに至る動機についてそれぞれ挙げ、加えて 3 主体間の利害関係と民主主義社会の状況を取りあげることで以下に示すような 5 条件を提示している。

第一に企業側の動機として、一般大衆の支配的理念・思考を看守して、それとの対応において積極的に情報公開を行い、資金調達動機をも一部として含むより広範な巨大企業体制維持に通ずる経営者動機が想定されることがあげられている。第二に大衆側の動機として、企業に関する情報公開要求と巨大会社の行動の批判と監視が動機としてあげられている。第三に政府の動機として、一般大衆と企業のおのおのの要求の妥協的均衡点を求めて会計制度規制を行うことがあげられている。第四に、以上のような３者の動機・利害が、ある範囲内において衝突しあい妥協点を求めつつ展開してゆくような経済社会構造が明確にされなければいけないことが指摘されている。最後に、これらの３者の動機がある程度の自由・平等さをもって主張され衝突しあうような体制を支持する個々人の価値観、そうした状況が正常化され維持されうるような経済社会の構造、さらには政治状況、これらの個人的次元と社会的次元とを統合しうる論理のカギとなる民主主義が明確にされることをあげている（山地、1983）。

次に、これらの 5 つの条件を満たした仮説「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業（あるいはその経営者及び経営者層）が、政府及び一般大衆（あるいは種々の利害関係者層）に対して、会計情報を用いつつ行う支持獲得の総体である」（山地、1983、pp.67）を立証するさいに問題となる点を以下のように 3 つ挙げている。

1 つ目は、経営者像の問題である。仮説においては巨大企業が、政府・一般大衆の意識・要求を考慮しつつ、それに積極的に対応するという経営者像を想定して、会計情報公開を意義付けられている。しかし、これは従来からの考えでなく、企業は悪という考えから脱却したことが影響している。山地（1983）は経営者を、経営政策を方向づける主体として積極的に評価し、歴史的趨勢を方向づける主体として経営者を評価しうると述べている。一方で、採用された経営政策が社会的厚生に役立ったか否か、という価値判断と経営者に対する評

価は結びつかない（山地、1983）。

2 つ目は、社会や経営者の理念の問題である。会計情報公開制度の社会的成立基盤の条件の中で、経営者は、情報公開を要求する大衆の「意識」を尊重してきた。そこでまず山地（1983）は、現実の経営に関わる問題をとらえる認識主体と、把握される認識対象との関係において、認識主体から認識対象への働きかけが存在することを取りあげ、一方で、ある社会的エリートが残す価値意識―それも経済的利害と無縁の―が大衆に広がり、多岐性を含めた歴史的必然性を規定していく過程から、この多岐性を選ぶ主体が存在すると述べている。つまり、歴史的理解を決定づけるのはそのような社会的エリートとその価値意識を背景とした大衆であるといえ、会計情報公開についても同じことが言える（山地、1983）。

3 つ目は民主主義の定義の問題である。会計情報公開の仮説で「民主主義」という用語を用いているが、「民主主義」は多義であるため、まず概念の検討が行われている。民主主義には古典派の概念規定と現代的な概念規定の二種類があるとされるが、ここではシュンペーターの民主主義論を中心に検討する。

シュンペーターの現代民主主義論の基礎的思考は政治的決定に到達するための制度的装置としての民主主義の定義である。それは、古典派に対する、「大衆の総意なるものの存在の否定」から、現代民主主義政策は何らかの過程によってリーダーシップを獲得した政党や個人によって生まれた結果だとするもので、大衆ありきの論理であるといわれる。この構造は、企業と一般大衆との間でも同様になりつつあると考えている。そこで、企業と一般大衆との間の問題に対する解消手段に、一般大衆を参加させて、問題解消のための経営政策選択の支持を得ようとするものである。その参加する方法の一つに会計情報公開があり、実際その理念を各所説から読み取ることは可能である（山地、1983）。

山地（1983）では、さらに検討を進め、アメリカの産業革命期から独占の時代にかけての歴史的背景を基に、会計情報開示の目的や立場の変遷を論じている。そして、結論として、「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業（あるいはその経営者及び経営者層）が、政府及び一般大衆（あるいは種々の利害関係者層）に対して、会計情報を用いつつ行う支持獲得の総体である」（山地、1983、pp.67）という仮説は、今日での会計情報の問題や開示の問題についても同様に言える、なぜなら 18 世紀から 19 世紀への転換期における独占企業の問題と同様の状況が今日にも発生しているからだと結んでいる（山地、1983）。では、はたしてこの考え方を宗教法人の情報開示に投影することは可能であろうか。

2－2、宗教法人の会計情報開示と考えられる効果

前節まで、会計情報開示に関する仮説の証明をする先行研究として山地（1983）を中心に検討してきた。本節では、当該仮説が宗教法人でも投影可能か、そして、そこから導かれる情報開示による効果はどのようなものかという点について考察する。

具体的には、本節では、先に取り上げた仮説、すなわち「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業が、政府及び一般大衆に対して、会計情報を用いて行う支持獲得行為の総体である」ことは、企業だけでなく宗教法人でも言えるかどうか考察する。

筆者の立場としては、当該仮説は宗教法人に対して、ほとんど言えない状態といえるだろうと考えている。以下、この根拠を明らかにする。

現時点において、宗教法人による会計情報の開示はあまり行われていない。このことは、本論文第 4 章と第 5 章において調査結果とともに詳しく取り上げるが、会計情報の開示は、「信教の自由、自主、自律を訴える宗教団体側の論理」（小池、1999）に反すると考えられるのである。では、なぜ宗教法人は今まである一定の支持を得て、存在してきたのか。その理由は、企業と宗教法人との組織目標や所有者構造の違いによって導かれると考えられる。

企業とは、財・サービスの生産と消費者への提供を通して、営利を追求し、投資家へ利益を還元するための組織である。一方、宗教法人とは、宗教理念を軸とした宗教活動を通して、大衆へ精神的価値を提供する、いわば公益を提供するための組織である（図 2－1、2－2 を参照）。企業は、資本提供者の支持と消費者ニーズへの合致があれば、組織として資金を獲得して事業活動を実施し生存できる。一方で、宗教法人を含めた非営利組織は大衆の支持が存在しないと、寄付も提供する精神的価値などへの対価も払われないと考えられる。よって、社会の支持があることが組織として生存可能になる条件といえる。実際、多くの宗教法人が生存していることを考慮すると、社会の支持がしっかりと存在していたと考えられる。そのためか、宗教法人は自律するという目的の上で、会計情報の開示を嫌っている（藤原、2013）。ただ、一方で宗教法人も含まれる非営利組織体による会計情報の開示をすることで、組織の[8]「財務的生存力」がどの程度あるのか、測定可能になるだろう。

---

[8] 財務情報の利用者を「存在目的であるサービスの提供を継続する能力があるかどうかを表示する情報を要求する者」とする場合、フロー情報として収支計算、ストック情報として純資産の拘束度（使途の弾力性があるか否か）のことを中心とした、法人の財務的なサ

図　2-2 株式会社の社会との構造　　図　2-1 非営利組織の社会との構造

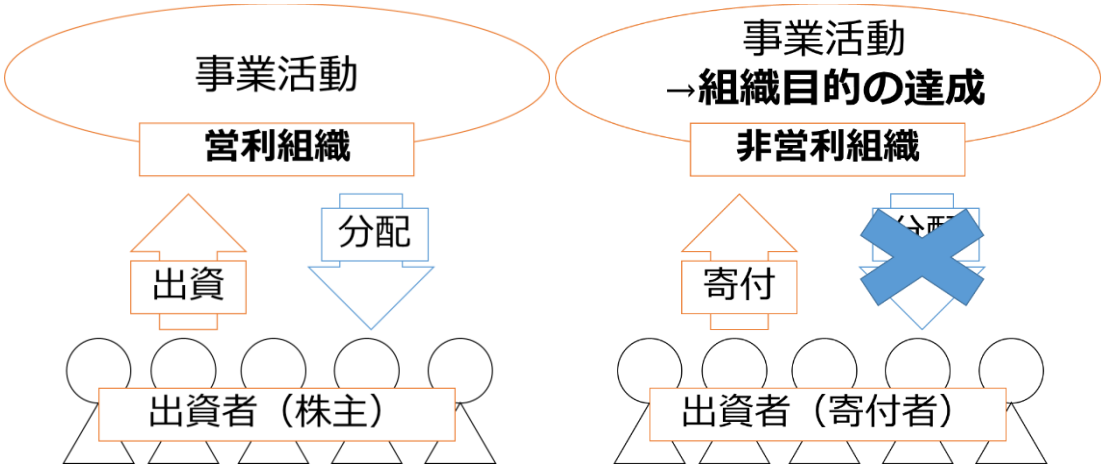

（公認会計士協会（2013）を参考に筆者作成）

では、宗教法人は、情報の開示を実施すれば、大衆の支持の獲得はより広がる可能性があるのか。精神的価値を提供しているという事実や提供の持続可能性が測定可能となった場合、金銭的な支援や賛同者の応援は増えることがありえるのだろうか。業績評価情報が開示できた場合、組織内外の情報の利用者にとって何が改善されるのだろうか。これらの検討

ここで、本章における結論を述べると、仮説「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業が、政府及び一般大衆に対して、会計情報を用いて行う支持獲得行為の総体である」（山地、1983、pp.67）は、宗教法人においては直接対応できるものではない、といえるであろう。なぜなら、現状において、宗教法人の情報は社会に対してほとんど開示されてないため、社会の監視下にはないと考えられるからである。

もしかすると、宗教法人は、会計情報の開示を通して、社会や寄付しようとしている人たちの支持を得る可能性がある。しかし、会計情報（特に財務情報）の開示が宗教の社会からの支持獲得の中心となることはないであろう。なぜなら、会計によって生み出された一義的な情報が、すべての人々の情報ニーズを満たしているとは言えない（山地、1983）からだ。会計情報の開示のその効果については、以降の章で公益性を軸とした会計情報の開示の必要性を述べ、実際に会計情報がどのくらい開示されているのかという現状を概観してからあらためて考察することにしたい。

ービス提供の継続能力を指す（杉山、鈴木、2002）。

３　宗教法人における情報開示拡大の可能性―公益性の視点から―

前章までにおいて、「会計情報開示」がどのように社会の支持を得る手段として使われたかを概観してきた。そのうえで、宗教法人において、会計情報の開示の活用可能性はあるのかということを論じてきた。そこで本章では、第１章でも触れた、「宗教法人の公益性」という視点から、宗教法人における情報開示の意義について検討する。

3－1、宗教法人の公益性とは

宗教法人の公益性が成立するためには、宗教が、社会の中でどのように位置づけられ、そして、どのように公的な役割を果たしているのか、という視点から考える必要がある（島薗、2008）という。そこで、本節では、先行研究に基づき、宗教法人の公益性を、①宗教の公益性、②宗教法人の社会的役割、および③宗教法人が行う社会貢献活動の３つに分けて論じる。

3－1－1、宗教の公益性

まず、宗教の公益性について考察する。

第１章で述べたように、宗教とは、個人に精神的価値をもたらすものである。その個人というのが、不特定多数かつその宗教を信じる人または信じようとしている人すべてを対象としているという点で公益性が高いものといえる（島薗、2008）。では、精神的価値とは何なのか。それは、宗教を信じることで精神が安定することや、宗教法人による教化が人の精神に良い影響を及ぼすこと（島薗、2008）を指すと言えよう。

まず、宗教の「救い」という面から精神的価値を考える。それは、人間の思い通りにいかないことについて、言い換えれば人間にとって救いようのないことについて、精神的に受け入れられるようになるということであろう。そのような「救い」に焦点を当てて宗教の公益性を考察する。

釈（2014）によれば、宗教とは、苦しみや悲しみ、思い通りいかないことを受け入れて、生き抜いていく知恵をまとめたものであるという。また、その受け入れることを「あきらめる」という言葉で表現している。この「あきらめる」ということは、「明（あきら）める」であり、「諦める」であると指摘されている。例えば、老いを感じることを受け入れるためには、その老いを明らかにすること、そして、老いにまかせることだと釈（2014）は述べている。そこまでいかなくても、身近な悩みにも大切な考え方を与えるといえる。このことは、

宗教の「救い」の部分であり、この教えを広める活動は、不特定多数の求める人々に与えられるのであるのであるから、公益性が存在する活動といえよう。

一方、宗教によって生活の満足度を向上させること、つまり幸せについて考えている学者も存在する。櫻井（2017）は、直接的に幸せと宗教を関連づけて論じている。ウェルビーイングの概念を用いて、幸せを感じるための客観的諸条件と幸せを感じた、という主観的感覚で構成されたものとして考えている。ウェルビーイング概念によれば、生活環境や生活満足感、そして生きる力をもって人は幸福感を得ることができるとされる。そして、ウェルビーイングを促進するものとして宗教が存在している（櫻井、2017）と述べられている。具体的には、生きる力（個人が持つ心身の健康や生活力とそれらを支える人間関係から構成される（櫻井、2017）は、例えば宗教儀式であるミサや講中に参加することにより、宗教生活の規則性や集団性、そして人間関係への信頼や感情的やりとりが行われ、養われる、とことを指す。さらに、例えばボランティア活動などの利他的行為によっても、人の主観的な幸福感を高める効果があることが統計的に明らかにされている。

図表 3－1 は、OECD によるアンケート調査[9]から、櫻井（2017）が作成したもので、ボランティアに参加した人の方が、参加していない人よりも主観的に幸せと感じる割合が高いことを示している。

図表 3－1　ボランティア活動参加者における主観的幸福の指標

生活満足度　[10]キャントリル階梯（0－11）		感情バランス　ポジティブの%	
非参加	参加	非参加	参加
5.7	6.1	77.0%	86.9

（出所：OECD、西村訳、2016 より、櫻井、2017 の引用。）

以上の検討から、人間の「救い」のための教えを広げること、そして、人間個人の精神への良い影響を与えることに、宗教の有する公益性を見出すことができると考えられる。もちろん、宗教の有する公益性には、信仰による精神の安定だけでなく、信仰に付随する生活の面での安定という点も含まれており、その意味として、精神的価値と述べられている。

[9] OECD 編、西村訳、2016『OECD　幸福度白書　3－より良い暮らし指標　生活向上と社会進歩の国際比較―』明石書店。
[10] ギャラップ世論調査において、主観的幸福を測定する方法で用いられる指標である。考えうる最良の生活を 11、最悪の生活を 0 として、回答してもらう方式である。

では、実際に、人間は宗教を必要としているのであろうか。人々の宗教に対するニーズがなければ、宗教は宗教法人側の教えの一方的な押しつけとなってしまい、公益性があるとは言えなくなってしまうと懸念される。このことに関しては、日本人の国民性調査[11]（統計数理研究所、1983 および 2013）を参照して考察しよう。図表 3-2 において、2013 年の結果と、時代の比較のために 30 年前における同調査の 1983 年の結果の双方を掲載した。

図表 3－2　日本人の国民性調査―抜粋―（単位はいずれも％）

質問 3.1　宗教を信じるか

年数	信じている	信じていない	合計
1983 年 （n＝2256）	32	68	100
2013 年 （n＝1591）	28	72	100

質問 3.2 b　「宗教心」は大切か

年数	大切	大切でない	その他	わからない	合計
1983 年 （n＝2256）	80	11	5	4	100
2013 年 （n＝1591）	66	21	3	10	100

質問 4.11　先祖を尊ぶか

年数	尊ぶ方	普通	尊ばない方	その他 わからない	合計
1983 年 （n＝2256）	71	15	13	2	100
2013 年 （n＝1591）	65	22	11	1	100

（出所：日本人の国民性調査、統計数理研究所（1983 および 2013）より筆者作成）

[11] 統計数理研究所が全国の 20 歳以上の男女を対象に実施した、個別対面方式のアンケートを集計したものである。1983 年実施の調査での回収標本数は 2256、2013 年実施の調査での回収標本数は 1591（宗教に関する項目を含んだ質問票のみでカウント）である。

図表 3-2 では、上記の調査において本稿に関連する 3 つの質問を取り上げている。「宗教を信じるか」という質問については、「信じる」人の割合が 4%減少し、「信じない」人がその分増加しているように、「信じない」人がわずかながら増える傾向にある。一方、「宗教心は大切か」という質問に対しては、「大切である」と回答する人が 2013 年においては 1983 年比べて、14%減った一方、「大切でない」と回答した人が 10%上昇している。さらに、「先祖を尊ぶか」という質問に対しては、回答者の約 3 分の 2 弱が「尊ぶ方」と回答している。この結果から、日本人は、「宗教は信じていないが、宗教心は大切であり、先祖を尊ぶ気持ちも大切」と考えていることが推察される。宗教心を求めている傾向を踏まえれば、宗教に対する精神的価値のニーズが存在するといえる。しかし、宗教自体は、人々から信じるに足るものにはなっていないと考えていることも同時にいえる。このことについては、第 2 節において宗教不信について述べる際にも触れるが、ここまでの検討から宗教の公益性を考慮すると、人間個人の精神の安定を不特定多数に対して提供できることを指すと考えられる。これは宗教という概念そのものの公益性であり、それを維持していくことが宗教法人の役割となる。しかし、信仰を広めていくことだけが宗教法人の公益性と断定することは、難しい（藤原、2013）。では、宗教法人の公益性をさらに確立させる要素とは何か。次項以降で述べる。

3－1－2、宗教法人の社会的役割

次に、宗教法人の社会的役割について検討する。宗教法人の社会的役割は宗教ごとに異なるが、例えば寺院であれば、葬送行為が挙げられる。日本の法制度上、葬式は葬儀屋が行い、墓を置いていい場所は墓地と決まっている（墓地、埋葬などに関する法律、以下墓埋法と表記）。では、宗教はなぜその役割を担っているのであろうか。

墓地の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、それが困難な場合でも、宗教法人や公益法人等に限ることとされている[12]。このことは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないからである[13]。つまり、本来自治体が担うべき仕事に対して、その公益性が認められて、例外的とはいえ、宗教法人が墓

[12] 墓地、納骨堂又は火葬上の経営の許可の取り扱いについて、1968、厚生省通達環衛第 8058 号より
[13] 墓地、納骨堂又は火葬上の経営の許可の取り扱いについて、1968、厚生省通達より

地の管理などをしているのである。そのうえで、葬送行為の実施や墓地の供給というのは、人が安心して死ぬことができるという社会的サービスを提供するという点で非常に公益性が高いと指摘されている（村上、2011）。

葬儀や墓地のような死に関する役割のほかにも、宗教が有する社会的役割の 1 つに教育機関としての役割がある。日本の小学校のルーツは江戸時代の寺子屋であったということもあり、歴史的には、寺院が教育の場を設け、教育を担ってきたというた。現代においても、学校法人同志社や学校法人上智学院など、宗教系の学校はいくつか残っているし、人材を輩出している。

青少年に関するさまざまな社会事象（例えば少年犯罪）やいじめ、不登校などの「教育病理」と称される現象とが、社会の中で「心の教育」への関心を高めている。一方で、「心の教育」の一環である、宗教的情操教育をすでに行っている学校がある（小幡、1997）。例えば、同志社高校（プロテスタント派キリスト教）では、宗教教育の中心がキリスト教学の授業と毎朝の礼拝であると述べられている（小幡、1997）。そして、授業で使用する教材や教育方法について、小幡（1997）が同志社高校の宗教科教諭にインタビューまたは授業観察を通して、「聖書の解説が中心となるが、現代的な課題が豊富に盛り込まれている」（小幡、1997、p.363）と述べており、宗教の布教というカラーよりも人権教育というカラーが強いことを示していることが明らかにされている（小幡、1997）。また、大谷高校（浄土真宗仏教）例をあげれば、同行では、「宗教」の時間と講堂礼拝がある。ここでも、小幡（1997）が大谷高校の宗教担当の教師にインタビューをすると、「宗教の授業で、もっともあってはならないことは、まさに『おしつけ』なのである」（小幡、1997、pp.364）という親鸞聖人（浄土真宗開祖）の教えをもとに述べていた。また、同様に大谷高校の生徒にもインタビューをしており、そこでは「宗教というのは、そんなに堅いものでなく、これから生きていく上でのことや、ごく普通の日常生活にも当てはめて考えることができるということがわかってきた」（小幡、1997、pp.364）と述べていた。このような証言から、教育の中心が宗教ではなく、生き方を教えるという思考に基づいていると指摘することができる。

現代において、道徳教育の大切さが社会一般に認識されるようになってきた一方で、上述したような宗教情操教育は、公立学校で行われようとしている道徳教育の一歩先を歩いているといえる。

しかし、日本国憲法第 20 条では政教分離の原則が明記されている。そこでは、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治

上の権力を行使してはならない。

2　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

と規定されている。また、教育基本法でも、公立および国立の教育機関では宗教に基づく教育をしてはいけないとされている[14]。その点では、宗教情操教育の効果はすべての人に届いてはいないということができよう。

また、宗教が伝統的に果たしている大きな役割の一つに、伝統行事や文化の保全というものもある。宗教は、日本古来の神道文化および仏教文化、そして舶来のキリスト教文化などを形成し、日本の文化を多様なものにしているとともに、日本独自の文化を醸成するのに貢献してきた。このような日本における文化を守る役割もまた、宗教法人が果たしているといえるであろう。

文化を守ることについて、石井（2007）は、現代における都市化の進行という状況かにおける、地域伝統芸能やお祭りの保存について、具体的な事例を「地域伝統芸能大賞」の一部をとりあげながら考察し、伝統の保存に宗教法人のかかわりが必要であることを述べている。ここで、地域伝統芸能とは、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史や文化などを色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習（石井、2007）を指す。

これらの地域における文化を保存することは、都市への人口移動に伴う地域における過疎化の進行によって困難になりつつある。このような状況において、伝統文化を維持するための拠点の一つとなってきたのが、神社や寺院である。地域の寺院や神社は、衰退しつつある、宗教と関わりある伝統文化を保存しようという役割を自覚し、実際に活動を始めている。石井（2007）によれば、このような動きが特定の個人や法人のためだけによるものとは言えないと述べている。また、特定の宗教団体の信者の増加をねらいとした活動ともいえない。この点で、宗教法人が伝統芸能を保存しようとする活動には公益性が存在すると考えられる。

実際に、日本の伝統芸能を守る担い手として、宗教法人が関わっていくことは十分可能といえるだろう。現在も、例えば地域のお神楽の継承を続けている地域は多く、そのお神楽の多くは神社の神事に由来している場合が多い。地域における存在感を出していくチャンスでもあるといえる。さらに観光資源としても活用可能だと考えられるため、伝統芸能の継承

[14] 教育基本法第 9 条第 2 項。同条第 1 項では、各個人の宗教に関する寛容の態度や社会生活における宗教の地位を尊重すべきとしている。

は地域経済にも効果があると考えられる。ただし、そのような地域の宗教法人自体の担い手も減っているため、伝統芸能の継承には地域における宗教法人の役割の拡大と地域内でのつながりの強化が必要となるだろう。

以上、宗教法人の社会的な役割による公益性を論じてきた。1 つは葬送行為および死後の供養という宗教法人が行う儀式について、宗教法人でしかできないこととしてとりあげた。もう 1 つは宗教法人または宗教関係の教育機関による宗教情操教育活動についてとりあげた。最後の 1 つは地域の伝統芸能の継承という、文化の継承をする宗教法人の役割をとりあげた。これらは、宗教法人が社会的に役割を認められていて、ほかの企業や法人とは異なった独自の役割のため、その役割を果たすことで公益性が存在するといえる。

3－1－3、宗教法人が行う社会貢献活動

本節の最後に、宗教法人が行う社会貢献活動について考察する。宗教法人の社会貢献活動とは宗教法人が、宗教理念に基づいた利他主義によって行う、社会貢献活動である。(稲場、2009）また、平和活動のような主張を行うことによる活動もまた、宗教法人の社会貢献活動に含まれる（大谷、2009)。なお、宗教理念というのは、宗教法人が信仰対象とする宗教の考え方や目的を指すものとする。

石井（2007）は、宗教団体に特有の活動について考察しており、先述した文化の保全以外にも、受刑者に対して規範意識を持たせるために行われる宗教活動である教誨師、人格を持った尊厳ある存在として人生の最期を迎えるための精神的ケアを担うホスピス、人生の苦しみや悩みを傾聴するいのちの電話、そして、災害時における地域に対する援助をあげている。これらの活動に共通していることは、宗教家がやることで大きな効果を果たしているということである。なぜなら、本節第 1 項で記述した「宗教の公益性」は、宗教法人の社会活動を考えるうえで重要であるからといえよう。具体的には、教誨師やホスピスはまさに罪を犯した人や死期の近づいた人に救いを与えるものであり、「宗教の公益性」を活用できる活動といえるだろう。加えて、ホスピスの活動については、「死の現場にあって、人間性を回復するために、宗教者の果たす役割は小さくない」（石井、2007、pp.13）と述べている。

また、宗教者による、平和運動も社会貢献活動の一つと考えられる。大谷（2009）によれば、まず宗教者の平和運動は社会貢献活動にあたるものなのか、という疑問を取りあげてい

る。大谷（2009）は、「宗教団体の社会貢献活動に関する調査」[15]の中から、「宗教団体が行う社会貢献活動の中で期待するものは何か（複数回答）」という項目に、「平和の増進に関する活動」と回答した割合が 34.4%に上ったことを引用している。そこから、「つまり、一般市民に、宗教者による平和活動への期待が見られることを、この調査データは示している」（大谷、2009、pp.110）と述べている。また、社会貢献活動は社会問題への対応をすべきであり、「『戦争と平和』の問題は、まさに各時代や各地域の社会構造上の矛盾がもたらしてきた（今ももたらしている）社会問題である」（大谷、2009、pp.111）と述べたうえで、宗教者の平和運動を宗教法人の社会貢献活動としてとらえる理由としている。

宗教者の平和運動は、多くの人々が悩む社会問題に対処するという公共的な社会貢献活動（大谷、2009）であり、公益性があるといえるだろう。大谷（2009）は、戦後の日本の宗教者の平和運動の沿革について述べたのち、そのような運動は、政府や市民に非戦・平和のメッセージを訴えるだけでなく、「宗教的戒律にもとづく普遍的な「いのちの尊厳」の協調や、それぞれの信仰の立場から、「平和を祈りつつ行動する」という活動方針」（大谷、2009、pp.129）をもとに運動している点で、宗教法人独自の社会貢献活動といえるだろう。

それぞれの宗教においても、平和運動に関する活動報告は多く見つかった[16]。また、宗教法人の提言にも平和に関するものは多かった。戦争と平和の問題は、宗教法人の間の問題に限らず、社会の問題であり、それに対する運動を行うことは、公益性のある社会貢献活動といえよう。

ほかにも、社会貢献活動は多岐にわたる。猪瀬（2009）によれば、宗教法人の社会貢献活動は、信仰に基づいた信者の実践を基本としている。そのため、理念や教義の違いから、具体的な活動実態は異なってくる。ただ、活動自体は似通った点が多い。具体的には、福祉施設などでのボランティア、地域の清掃活動、災害支援活動などが挙げられている。

このように、宗教法人の行う社会貢献活動による、宗教法人の公益性が存在することがいえるだろう。

3－2、宗教法人の公益性と情報開示

本節では、まず、宗教が抱える問題点を２つほど取り上げる。具体的には宗教に対する社

---

[15] 財団法人庭野平和財団が 2008 年 10 月に、全国の 20 歳以上の男女 4000 人を対象に行った調査。1233 人の回答を得ている。
[16] 具体的な数値などは第 5 章第 1 節の調査結果を参照。

会からの不信感があること、もう１つは宗教自体の衰退である。そして、前節で述べたような公益性があることに加え、この問題点に対する解決策の 1 つとして情報開示が必要であることを論じる。

3－2－1、宗教が抱える問題

現代において、宗教が抱える問題点とは、何であろうか。本節では、宗教に対する社会からの不信感および高齢化による宗教自体の衰退という 2 つの問題を取り上げる。

1 つ目の問題は、宗教に対する社会からの不信感であろう。理由として最初に想起できるのは、第 1 章でも取り上げたように、オウム真理教事件のような、カルト宗教の暴走が挙げられるであろう。一方、政治家による政治資金の使途が問題になるのと同様に、宗教に携わる者と資金の問題も存在していることはすでに第 2 章でも指摘したところである。

カルト宗教の問題は、直接人に身体的および精神的被害を及ぼすため、危険性を知っている人は「宗教は危ない」という認識を持つであろう。1995 年に起きた地下鉄サリン事件などのオウム真理教関連の事件がその代表例といえる。この事件は、教団が教祖の強い洗脳により内向きになり、自らの正しさを社会に押し付けて（つまり過激化して）いった宗教教団の危険性を感じる一方で、誰でも宗教的世界観のもとでテロが起こし得る、という個人の価値観も変えてしまう宗教の怖さを社会が知った事件といえる。具体的にカルト宗教の信者がどのように変わるのかについて、2012 年に逮捕された高橋克也被告（オウム真理教元幹部）に関する記事[17]を参照し考察を試みる。

オウム真理教関連の一連の事件において、高橋被告が関わったものは、VX 事件、仮谷さん監禁致死事件、地下鉄サリン事件および都庁爆発物郵送事件の 4 つである。これらの事件について、人をポア（殺害する）ことが教祖である松本智津夫死刑囚によって「救済」として正当化され指示されていたことが公判で明らかになっている。

特に、地下鉄サリン事件に関して、松本死刑囚のいう「救済」について実行犯の証言を取りあげると教団の怖さがわかるだろう。地下鉄サリン事件の実行犯の 1 人、広瀬死刑囚によれば、「現代人は悪行を積んでいて、通常の教えでは救済できない。ポア（殺人）によって救済する」（杉内、2015、p.86）と松本死刑囚が語った。同じく同事件の実行犯の 1 人であった新実死刑囚も「オウムと関係ない人たちにとっても、魂のステージを上げる救済の一環

[17] 杉内寛幸（2015）、「ラーク便り 67 号」（2015 年 8 月 31 日）

だった」と述べている。さらに、広瀬死刑囚の手記によれば、「生きる意味を考えていた時に神秘体験をして、オウムの世界観が一挙にリアリティーを帯びた」ことや、サリン散布に関しても「救済としか思えませんでした」と述べたことが明らかになっている（杉内、2015）。つまり、教団内の勝手な主張が、「救済」の名のもとに社会に押し付けられ、その結果、多くの人が亡くなっていったのである。しかも事件関係者の多くは、医師や一流大学出身者などエリートと呼べる人が多くいた。

このように、宗教の横暴は、社会に開かれないことから、極端な洗脳といった内向化に走ってしまったと考えられる。第 1 節で宗教の公益性を論じた際に、信者や社会が「救い」を得られるという点に着目したが、オウム真理教事件の場合、「救い」が間違った方向に展開してしまった例といえよう。

一方、宗教に携わる者と資金の問題、すなわち財産不正や浪費などの問題が起きている。島田（2010）による、仏教の葬式費用が高額であることに対する批判を概観し、考察する。

島田は、日本の葬式費用が全国平均で 231 万円[18]といわれていることをとりあげ、葬式をあげることや檀家となること、戒名をもらうことは贅沢であると指摘している。加えて、墓を建て、そこにお参りをするという習慣は、墓を守る人がいなくなるという墓の無縁化を招くこと、派手な葬式を行うことは見栄によるものであり、バブル期のような派手なものをしないといけないという社会環境によって生まれたことを指摘している。ただ、一方で葬式をしない例は少ない点と葬式を行うことが人間としても文化としても当たり前と考えられる点も述べている。これらのことから、直葬[19]や樹木葬[20]という形で簡素化されていくだろうと述べられている。

すべての葬式がその程度の費用かどうかは筆者にとって、いささか疑問だが、実際の調査をもとにしている以上、事実に近いものだろう。ただ、ここで取り上げたいのは値段のことではない。宗教儀礼に払うお金が高額過ぎるという指摘についてである。葬儀の簡素化や墓の簡略化というのは、都市化及び人口密度の集中と地方過疎化の二つの面から、メリットは大きいといえる。しかし、筆者の立場として指摘するならば、葬送行為ができるプロという

---

[18]島田（2010）は、財団法人日本消費者協会が 2007 年に行った「第 8 回葬儀についてのアンケート調査」の結果から引用している。

[19]寺院などで葬儀を行わず、自宅や葬儀場に直接遺体を移動し、近親者のみで通夜と告別式を行い、そのあと火葬上で荼毘にふすこと。宗教儀礼が省略されたり、近親者以外の会食が簡略化されたりしたものとなっている（島田、2010）。

[20]墓石の代わりに木製の墓碑を立て、そこに散骨または埋葬をする。費用が安くなったり、墓地の場所を広く確保する必要がなかったりする（島田、2010）

のは、宗教者であろう。なぜなら、葬送行為を多く行ったり、死者と残された人たちの慰めをしたりするのは、スピリチュアルな悩みを解決できる宗教者たちが行うべきと考えられるからである。確かに、現代の金銭感覚としておかしい部分はあるかもしれないが、葬送行為というのは宗教者がやるべきだといえる。葬式費用が高いことを単純に宗教者に対する批判に使うことはここでは間違っているであろう。ただ、このような指摘をされるというのは宗教法人側としても何か問題があると言ってもよいだろう。それはお金の問題に限った話でなく、イメージの問題かもしれない。

本節冒頭で指摘した宗教が抱える 2 つ目の問題は、高齢化と宗教自体の衰退である。この事実は、宗教法人の外部から見て、宗教そのものがよくわからない、信じていることが理解できないものになってきていることの一因でもある。特に、昔から信仰していない限り、若者世代の宗教に対する理解は乏しいし、また、それより上の世代の人も宗教活動に参加している人は少ないのかもしれない。さらに、第 1 章でも取り上げたが、宗教を信仰する人は確実に減少しており、いくら「宗教心は大切だ」という評価があっても、高齢化の進行により宗教自体の衰退は免れないのではないだろうか。

島田（2016）では、宗教と政治・経済との深い関係性の存在を明らかにしている。具体的には、新宗教である創価学会の発展が、高度経済成長期の経済格差というひずみにもたらされていることを例に挙げている。また、フランスにおいて教会のミサへの参加者数が減少していることや、ドイツの教会から脱退者が増加していることを取りあげ、世界的に宗教が衰退傾向にあり、無宗教者が増加していることを明らかにしている。さらに、信徒の高齢化（とそれに伴う参加者の流動性が低下すること）と担い手である聖職者の減少が止まらないことを取りあげ、宗教者個人および宗教施設の収入の低下が窮まり、廃寺や教会の廃止が続出していると指摘している。特に、この現象は地方において進行しているという。

一方、日本における無宗教という層は、多宗教という見方をするほうが適切であろう。なぜなら、初詣の参拝者数や地域寺社の祭典などの参加者数は依然として多いといえるからである。日本では、文化や慣習として、宗教が受容されているという点に留意すべきであろう。

宗教法人は、本来、宗教関係者と信者という閉鎖的な組織になってしまう可能性が高いうえに、実際に閉鎖的であることに起因する問題が発生している。では、閉鎖的な組織になってしまうことを回避するために、または公益性があると主張するに足る組織だと認識されるためには何が必要だろうか。次項において検討する。

3－2－2、宗教法人の情報開示の必要性

最後に、本節で検討してきた宗教法人の公益性を巡る 3 つの側面に対する社会からの理解を深めていくために、そして宗教法人の抱える問題点の解決に向けた第一歩として、宗教法人による社会に対する情報開示の必要性を明らかにする。

宗教法人は社会にとって公益性が存在することを明らかにするために、本節では、宗教の公益性、宗教法人の社会的役割、および宗教法人の行う社会貢献活動、の３つの側面を取り上げて論じてきた。そこでは、島薗（2008）が示しているように、宗教が社会においてどのように存在しており、そしてどのようなに公的または社会的な役割を果たしているのかについての考察であった。

では、宗教法人の公益性や役割について、社会に対して情報開示していく必要はあるだろうか。結論から言えば、情報開示は必要であるし、また重要でもあると考えられる。そこで、以下では、宗教法人の公益性の存在を明らかにするために、情報開示を拡充すべきであるという主張を、宗教学者と会計学者の論説を参照しつつ考察を試みる。

まず、宗教学者の論説に基づき、検討する。島薗（2008）によれば、宗教は以下のように捉えることができる。すなわち、

「そもそも宗教というものは公的なものであり、伝統的には公益は宗教から出てくる…人の魂に安らぎを与えるということ自身は公益ではないだろうか…むしろ宗教というのは…社会を成り立たせている公的な価値を保持する役割というか、そういうところに基礎があるんではないだろうか」（島薗、2008、P26）

と述べている。このように考えれば、宗教法人は、公的な価値を提供する主体として、情報開示を拡充することは社会からの信用を醸成するために重要であると考えられる。

次に、会計学者の論説をみてみよう。日本公認会計士協会による『非営利組織の会計基準に関する研究報告[21]』（日本公認会計士協会、2013）では、宗教法人の属する非営利セクターの現状と課題[22]を明らかにしたうえで、非営利組織による情報開示の必要性を主張してい

---

[22] 現状と課題として、①非営利セクターに対する需要・重要性の高まり②社会における非営利セクターの規模が小さい③財源の確保に苦労していること④法人間の環境的・財務的違いをあげている。

る。そこでの論点は、公益性の高い事業を持続的に運営するという目的において、非営利組織の自律性を高めるために、社会に対する説明責任をより一層履行すべきであるといえる。持続的運営と説明責任との関係として、税制面などの制度的優遇を受けている点、および外部から多様な形態（資金に限らず、物資など）の支援を受けている点が挙げられている。現状では、該当する法律に定められた所定の手続きを経ることによって開示が可能だが、情報利用者にとってアクセシビリティが低いことを問題点として指摘し、誰でもアクセス可能なウェブサイトを通じた開示が望ましい（公認会計士協会、2013）としている。

宗教法人を巡る具体的なアカウンタビリティに関する問題点は第 4 章で財務情報の、第 5 章で非財務情報の問題点をとりあげるが、宗教法人を含めた非営利組織による情報開示は、公益性を保つためにも重要であるといえる。それは、宗教の分野の立場からも、会計という情報開示の分野の立場からも考察することができる事柄である。

ここまで、宗教法人の公益性について考察し、そのうえで宗教法人の問題を取り上げ、その問題点の解決策の一つとして、宗教法人には公益性があることを提示するために情報開示すべきではないか、という主張をまとめた。次章以降で、宗教法人の情報開示の現状と宗教法人にこれから求められるアカウンタビリティについて考察する。

４　宗教法人の財務情報開示とアカウンタビリティ

本章では、宗教法人における財務情報開示の現状の調査結果をまず概観する。そして、宗教法人のアカウンタビリティについて、現状において宗教法人が果たしているアカウンタビリティと、指針や監督官庁の指導によって求められているアカウンタビリティを比較または検証する。最後に、これら求められているアカウンタビリティに応えるために、開示の改善点とその限界を考察し、次章において自主的な開示の必要性を論ずるための前段とする。

4－1、宗教法人の財務情報開示の現状

まず、本文中に登場する法的開示と自主開示の定義について述べる。法的開示とは、名前の通り、法的制度による、強制的な開示制度である。企業であれば、金融商品取引法などで開示を要求している財務情報および企業情報を指す。そのため、作成する情報はある程度様式が定められており、開示しないと一定のペナルティを課される（平松、2014）。一方、自主開示とは、組織による自主的な開示に任せた、任意的な開示制度である。企業であれば、CSR 報告書や統合報告書などが挙げられる。そのため、開示内容は、ガイドラインはあれども、多様な表現となる。企業の情報開示は、有価証券報告書をはじめとした法的開示を最低ラインとしている一方で、情報の利用価値を高めようとして、CSR 報告書や統合報告書などの自主開示を始めた経緯があった（河野・八木・千葉、2013）。

現時点で、宗教法人の情報開示は限定的なものとなっている。監督官庁である文化庁は、宗教法人がその設立目的に沿って活動していることを、提出書類を基に継続的に把握し、宗教法人の適正な運用を図る（小池、1999）という考え方がある。一方で宗教法人側は、憲法では信教の自由が保障されており、情報開示の強制は宗教法人の自主、自立性の見地または宗務行政の適正遂行の見地から財務情報を含めてされていない（小池、1999）ことが当然としている。なぜなら、宗教法人という信仰集団が国によって管理されることの法的または理論的根拠が不明確なままだからである。加えて、宗教法人の会計責任について、税理士という専門家の立場からも、宗教法人の会計は、企業や公益法人と異なり、予算と決算を責任役員に報告して承認を得るのが伝統的かつ一般的であり、宗教法人の自治に任されているものと考えられる（齊藤、2002）と述べている。情報公開法が施行されたが、プライバシー権や信教の自由の下で、情報開示をほとんどしないという状況は、組織のアカウンタビリティの観点から考えると異常といえるだろう。なぜなら、財務情報や活動情報の開示については

国の管理目的よりも大衆が開示された情報をもとにモニタリングを行う（馬場、2005）という目的のほうを果たすべきだからだ。また、宗教法人は、信仰に基づく信者と宗教法人との間の関係を基礎（高橋、2002）としている。宗教活動に対して共感や賛同をして信者となったり、寄付を行ったりするのである。その点で、宗教法人は道義上もしくは信用上の義務を負い、それがアカウンタビリティの一つの根拠といえる（高橋、2002）。第 2 章で会計情報開示の論説を参考にしたが、「会計情報公開現象とは、大衆民主主義社会において、寡占体制下の大企業（あるいはその経営者及び経営者層）が、政府及び一般大衆（あるいは種々の利害関係者層）に対して、会計情報を用いつつ行う支持獲得の総体である」（山地、1983、pp.67）という仮説の論証においても、大衆のモニタリングを含めた支持獲得が必要であることを述べられている（山地、1983）

では、実際に宗教法人の財務情報開示はされていないのだろうか。以下、宗教法人の情報開示調査（2017、筆者作成、付録に概要とすべての結果を掲載）の内容を抜粋する。

まず、調査項目を見ていく。

図表 4－1　宗教法人の財務情報の開示状況の調査　調査項目

項目番号	1、情報開示全体について	概要	採点基準
1-1	ウェブサイトは存在しているか	団体のウェブサイトが存在しているか	存在あれば 1 点
1-2	団体への連絡はとれるか	電話やメールなどで連絡を取ることは可能かどうか	メールフォームやメールアドレスがあれば 2 点、電話番号のみなら 1 点
1-3	書類等は情報開示されているか	ウェブサイトで開示書類は掲載されているか	HP で開示されていれば 1 点
1-4	情報の入手は容易か	ウェブサイトに PDF で掲載されている、または掲載されている宗報がすぐ入手可能か	PDF での掲載で 2 点、宗報など取り寄せが必要な場合は 1 点
	2、財務情報		
2-1	財務情報の開示はある		開示されていれば 1

	か		点
2-2	開示されている書類の種類はいくつか	開示されている書類の種類	収支計算書と財産目録があれば1点、ほかにもあれば2点
2-3	開示されている書類の項目は詳細であるか	開示されている書類の中の項目数	表示項目と費用まで書いてあれば2点、表示項目のみであれば1点
2-4	書類に関する明細表はあるか	書類に関する明細表があるか	明細表があれば1点
2-5	監査報告はあるか	予算と決算は理事会や法人の集会で決裁されたものかどうか	監査報告があれば1点
2-6	年次予算と決算はセットで存在しているか	年次予算と決算はセットで作成されているものか、比較可能なものか	セットで記載されていれば1点
2-7	複数年度の開示がされているか	年次比較が容易なように複数年度の開示があるか	複数年度の財務諸表があれば1点
2-8	収益事業をほかに持っている場合の情報	収益事業として行っている事業に関する財務書類または財務数値	事業に関する財務書類があれば2点、財務数値（収支などの金額）があれば1点

（筆者作成、2017、詳しくは付録）

本調査は、宗教法人のウェブサイトを中心に、財務情報・非財務情報の開示がされているか、ステークホルダーとのコミュニケーションツールとして使われているかを調査するために行った。財務情報・非財務情報の開示がウェブサイトで行われると、より広いステークホルダーに対するアカウンタビリティが果たせると考えられる（公認会計士協会、2013）。また、ステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての活用は、宗教の社会責任として考えられる公益性の証明の中心の活動といえる（河野・八木・千葉、2013）。調査対象

は日本の宗教法人のうち、仏教系 10 法人、神道系 10 法人、キリスト教系 5 法人、その他諸教系 5 法人を、あまたある宗教法人の中から信者数が多い順にピックアップした。

では、調査結果を見ていく。項目番号は上記の項目番号と一致している。宗教法人は 30 法人調査している。そのため、宗教全体合計の最大値は、項目の得点の満点が 1 点の場合 30 点、2 点の場合 60 点である。宗教全体平均の最大値は項目の得点の満点が 1 点の場合 7.5、2 点の場合 15 点である。また宗教全体得点率の欄には、30 法人の得点率を入力してある。

図 4－2　宗教法人の財務情報の開示状況の調査　結果

項目番号	宗教全体合計	宗教全体平均	宗教全体得点率
1-1	29	7.25	97%
1-2	49	12.25	82%
1-3	0	0	0%
1-4	8	2	13%
2-1	3	0.75	10%
2-2	0	0	0%
2-3	1	0.25	2%
2-4	0	0	0%
2-5	3	0.75	10%
2-6	1	0.25	3%
2-7	0	0	0%
2-8	1	0.25	2%

（筆者作成、2017、詳しくは付録）

調査結果からわかることを述べていく。項目番号 1－1 より、ウェブサイトを持っている宗教法人は 29 法人（97%）にのぼった。また、項目番号 1－2 より、問い合わせ先を明示しているか、問い合わせフォームなどですぐ問い合わせが可能になっている宗教法人が 82%あった。

一方で、項目番号 1－3 及び項目番号 2－1 以降でわかるように、ウェブサイトでの財務書類などの開示はほとんどない。具体的には、財務書類を開示している（項目番号 1－3）

宗教法人は 0 法人、財務情報を開示している（項目番号 2－1）法人は 3 法人（10%）、財務委員会や理事会などで予算決算の承認をしたことを明示している（項目番号 2－5）法人が 3 法人（10%）であった。どの宗教法人も、書類や財務情報に該当するものは見当たらないことが多いと感じた。

以上のように、宗教法人の財務情報の開示は進んでいないことが把握できた。また、理事会での承認をされているかどうかも明示している法人が少ないため、もし開示請求があった場合に財務情報が正確なものを提供できるかもわからないだろう。ただし、あくまで本調査はウェブサイトでの開示をみているので、法人の本部に行けば手に入るものなのかもしれない。本調査でいえることとして、一個人が収集できる範囲において、宗教法人は、他の企業や NPO 法人などと比較しての情報開示されていないことがわかった。

4－2、宗教法人のアカウンタビリティ

では、宗教法人において、このような情報開示の現状の中で、求められているアカウンタビリティとはどのようなものだろうか。さまざまな会計基準や情報開示制度をもとに、現行の宗教法人の情報開示制度に欠けているアカウンタビリティや存在する問題点を浮き彫りにしていくこととする。

4－2－1、宗教法人の財務報告の指針をもとに[23]

本項では、「宗教法人会計の指針」の解説をもとに、宗教法人会計の現状のアカウンタビリティについて考察する。

宗教法人に対しては、会計基準が定められていない。その理由として、それぞれの宗教法人のそれぞれの記帳方法や表示方法が異なる場合が多く、小規模法人も多く存在する。基準を設定した場合に混乱が起きやすい点と、それぞれの宗教法人の自律性にゆだねるという考え方に基づいている点を理由としている。また、この解説書が挙げている宗教法人の会計の環境として、

１、貨幣的評価が適合しないまたは適切でない

２、利害関係者は生きている人だけでなく死人も含まれる

３、本来の業務に対して会計は中立であるべき（対価性をもたせない）

[23]田中義幸、繁田勝男、神山敏夫、2001、『新会計指針による宗教法人会計のすべて　－「宗教法人会計の指針」逐条解説と会計・税務実務』、税務経理協会

４、資産や負債の多くが会計に取り込めないまたは困難である

と述べている。その点で、会計基準の設定を渋っているというのである。宗教法人において、説明責任を果たす対象が広すぎる点、貨幣的評価が文化財等に適用しにくい点が理由としてあげられるだろう。

ただ、記帳方法などはある程度参考にすべきものが必要[24]となる。そこで、宗教法人の参考として作成されているのが「宗教法人会計の指針」である。こちらは基準ではなくあくまでも「実務のガイドライン」という立場のものである。

まず、宗教法人法に基づく、宗教法人の必要書類について、以下のように定められている。

図表 4－3　宗教法人法 25 条が要請する宗教法人の提出書類等

義務内容	毎期作成、事務所への備え付け、所轄庁への提出	事務所への備え付け、所轄庁への提出	事務所への備え付け
書類名	①財産目録 ②収支計算書	①役員名簿 ②境内建物に関する書類 ③その他の事業に関する書類	①規則及び認証書 ②責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類

（宗教法人法 25 条より筆者作成）

これらの書類は作成が必要な書類であり、宗教法人の認証目的や監督官庁の管理目的を果たすために作成される。ただし、宗教法人法 25 条には、書類を閲覧することについて正当な利益があり、不当な目的ではないと認められる場合に、閲覧請求に応える必要がある、と明記されている。

つまり、要求すれば開示される、と思ったが、開示の対象が限定されている。この点において、宗教法人の情報開示はかなり限定的と考えてよいだろう[25]。

宗教法人の会計指針では、指針の目的として、宗教法人の正確な収支及び財産の状況を把握することにより、宗教法人の健全な運営と財産維持に資することを目的とし、健全な運営と財産維持を目的に、経済的行為を記録し把握することと法人の財産が適正に使用されて

---

[24] 「宗教法人の会計指針」では「法的義務の範囲を超えて「宗教法人会計の望ましい体系」を示すものである。」と表現している。

[25] ただし、「信者その他の利害関係人」や「不当な目的」などが不明確なため、それを定義して、開示の対象を明示している法人も存在している。（久保、1999）

いることを報告することが必要だとしている。この点では、第 2 章で取り上げた会計責任志向の会計情報開示と考えられるだろう。その考え方は、宗教法人の会計指針における会計情報の作成方法や表示方法にも見ることができる。ここでは代表して予算決算主義についてと資産の評価価額表示について取りあげる。

予算決算主義では、収入の見積と活動計画に必要な支出を設定し、法人が代表役員に支出の権限の範囲を与え、管理する目的により予算が設定される。そして、決算で予算執行の結果である資金収支の実績をまとめ、経済的側面から宗教法人の活動計画の執行状況を表す手続きで、これによって執行役員の（少なくとも会計に関して）職責を果たしたことになる。しかし、収入は喜捨や寄付による場合が多く、収入予算を立てにくいという難点がある一方で支出予算をたてないと支出してよい範囲が管理できない点もある。したがって、予算は各法人に（ある程度比較可能性や整合性を保つべきだが）設定をゆだねている。ほかの非営利組織でも導入されている場合が多い。しかし、宗教法人の場合、その形式や金額の設定などの自由度が高く設定されている。ここでのアカウンタビリティも会計責任志向が色濃く出ているといえるだろう。

資産の評価価額表示について、原則は取得原価主義である。廉価取得した場合には公正な評価額、交換や受贈によって取得した資産は公正な評価額とするのも同じだ。一方で、例外的措置ではあるが評価が困難な資産については、備忘価額を付することができる。また、特有な財産で、評価額などを付するのが適当でない場合は価額を付さないことができることが明記されている。加えて、減価償却を行うかどうかは宗教法人の選択にゆだねられている。理由として、期間損益的な考え方は適当でない点、減価償却を理解する専門的知識を有する人材が必要になる点、取替更新をすることが必要な都度寄付や特別会計の設定で賄える点、基本財産や特別財産を償却するのは合理的でない点があげられている。本会計指針はすべての宗教法人が適用していないので、比較可能性がないことは明らかである。しかし、それは宗教法人の管理目的ということが関係している。では、この指針を使うべきだ、と指導しているものは何か。

実際、指針を使うべき、と指導しているものはない。日本の宗務行政を担っている[26]文化

[26] 文化庁は、ホームページで、管理運営のポイント(http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/index.html)として、財産管理や情報の開示請求があった場合の対応を掲載している。その中で、法人財産の管理方法についても書かれている。横領や背任などの財産不正を回避するためと考えられる。

庁は、「宗教法人の運営ガイドブック」（文化庁、2010）の中で「様式例を参考にして作成」「提出された書類について内容を把握の上、必要な情報が欠落している場合…（中略）…当該法人の協力を得て、問い合わせ、訂正、追加を求めるなど正確な情報の把握につとめる」と述べている。所轄庁の監督があることを明示している一方、それぞれの計算書類の作成例が載っているが、それは参考例に過ぎないと述べている。つまり、指針を使えとは言っていない。さらに、指針の性格として、「宗教法人会計の望ましい体系」と述べているのは会計士協会であるが、その会計士協会でも本指針は「自主的検討」と述べているのみである。強制適用ではないことがここからもうかがえる。

管理目的を主眼に宗教法人の財務情報が用いられている状況となっているのが現状である。さらにいえば、財務情報の開示は限定的となっている。では、ほかの非営利組織ではどうだろうか。ここでは NPO 法人のものを概観する。

4－2－2、NPO 法人の情報開示制度をもとに

NPO 法人とは、1998 年に成立した特定非営利活動促進法（以下 NPO 法）によって新設された法人格である。1995 年、阪神大震災を機にボランティア活動が活性化され、いままでにあった公益法人や政府の手の届かない社会貢献活動が、市民を中心に動き出した。しかし、活動団体の法人格がないと銀行の口座が開設できない、不動産登記ができないなどの不都合が生じたため、必要とされて成立にいたった法律である[27]。NPO 法で定められている「特定非営利活動」は「保健、医療または福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「観光の振興を図る活動」など 20 の分野が挙げられている[28]。では、その NPO 法人ではどのような開示制度を設けられているのか。

NPO 法第 27 条で正規の簿記の原則、明瞭表示の原則、継続性の原則の 3 原則が明記されている。次第 28 条以降、事業報告書の据え置き等及び閲覧について書かれている。情報開示については第 28 条第 3 項では、

特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

---

[27] 内閣府 NPO ホームページの NPO 法 Q&A、Q1－1－1（https://www.npo-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/mokuteki-teigi）より。
[28] 内閣府 NPO ホームページの NPO 法 Q&A、Q1－3－1（https://www.npo-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/katsudou-bunya）より。

一　事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二　役員名簿

三　定款等

とある。第 28 条では計算書類の作成と事務所内に据え置きすること、および請求による開示の強制が書かれており、情報開示の強制度が高いことがわかる。

第 29 条では、

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

となっている。所轄庁への提出が必要なことは宗教法人と同様、所轄庁の管理目的によるものと考えられる。第 30 条において、

所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない

とある。ここでは所轄庁に請求すれば情報開示が可能であることが書かれている。つまり、NPO 法人の財務及び事業報告のアクセシビリティは高いといえる。

では、NPO 法人のアカウンタビリティとはどのように考えられるか。１つ、考え方として、財務健全性や内部統制にとどまらず、組織の社会的な存在価値を利害関係者に示すために、組織評価や事業評価の範囲にまで、NPO 法人のアカウンタビリティを拡大する必要がある（馬場、2005）と述べている。その点で、一般への情報公開が法令で強制されている NPO 法人は、市民が NPO 法人を直接監督できる点で評価できる（馬場、2005）。一方で、事業報告書などの書類を作成するスキルを有した人材が不足しているため、公開された情報自体の信頼性が高くないこと、提出書類をチェックする機能（監査機能）がないため、開示情報の信頼性を担保するシステムもない（馬場、2005）。これらの考え方は市民によるモ

ニタリングを重視した考え方だが、会計責任志向[29]の立場からはどうだろうか。

NPO 法人は会員や寄付者からの資金援助に応える責任、行政からの補助金や委託事業、税制優遇に伴う納税者への責任、借入金から生じる債権者への責任などがある。他方、支援が少ない団体が過剰にアカウンタビリティを負っているのではないかと指摘されている（馬場、2005）。他の非営利組織でも同様のアカウンタビリティがあるといえるのに、強制開示の制度が弱く、財務情報を含めてすべて任意開示となっている。それは不公平ではないか（馬場、2005）という主張もうなずける。

他方、宗教法人の場合は、財務情報を含めて非開示情報である（小池、1999）という。しかし、前述したとおり、NPO 法人のような社会貢献活動を行っている組織が強制開示されて、それ以外の、同様に社会貢献活動を行う非営利組織が強制開示ではないのは不公平ともいえる（馬場、2005）。宗教法人は信者や寄付者からの資金援助に応える責任は、一部は果たしているといえる（宗教法人法 25 条）。また、銀行に対して融資を受けている場合は債権者に財務書類が提出されていると考えると債権者責任も果たしているといえる。しかし、税制優遇を受けているのに納税者（言い方を変えれば国民一般）に対するアカウンタビリティは果たしていない。また、信者や寄付者が納得するような組織の社会的な存在価値を示すことはできていないと考えられる。このように、NPO 法人の情報開示から考えられるアカウンタビリティは、宗教法人でも適用可能な部分が広く存在している。宗教法人は NPO 同様の社会活動を実施していることからも言える。

4－2－3、海外の宗教法人の情報開示制度をもとに

日本における非営利組織の開示制度を概観してきたが、海外の非営利組織の情報開示制度についてはどうだろうか。

ここでは、「海外の宗教事情に関する調査報告書」（文化庁、2008）より、イギリス、アメリカにおける宗教法人制度を説明したうえで、情報開示制度[30]を概観する。

イギリスの宗教法人制度は、「チャリティ法」で規制されている。具体的には、公益に資するチャリティ団体を認可したり、規制したりするための法律で、公益団体をすべてチャリティという枠に入れる。宗教団体もその一つである。宗教関連団体は、登録義務が免除され

[29] ここでは、第 2 章第 2 節の井尻（1976）の提示する会計責任志向の会計情報開示の論理を指している。

[30] 情報開示制度に関しては、「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」（日本公認会計士協会非営利法人委員会、2013）を参考にした。

ている。なお、チャリティを認可する団体をチャリティ委員会という。日本と異なり、官庁による認証ではなく、非営利組織を認可する組織が作られている。

チャリティ委員会は、チャリティ法でチャリティ目的を 13 項目列挙しており、その一つに「宗教の促進」がある。チャリティ法における宗教とは①至高の存在への信仰であること②礼拝を通じての至高の存在への信仰の表現であることをあげている。

また、宗教的団体が行うことは、その目的が、「宗教の促進」であればチャリティであるという判断を裁判所が下してきた。宗教の促進の意味については見解がいくつかある。

「精神的な教化の促進やそれが依拠する原理の維持」としたり、「宗教的な考えを維持し拡張するためのある種の積極的な段階」としたり、「私的ではなく、公益に資すること」としたりしている。チャリティにおける宗教の促進は、活動や目的が必ず公益でなければならないという、宗教の促進と公益性の連動がみられる。

では、イギリスのチャリティの開示制度はどのようなものだろうか。まず、年次報告書の作成と提出が義務づけされている。登録されたチャリティ組織は、年次報告書を作成し、一定額の収入を超える組織はチャリティ委員会へ提出し、ウェブサイト[31]で公開される。内容は、監査報告書、貸借対照表、活動計算書及びキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表と財務諸表外の情報としての組織目的やガバナンス、当年度の活動内容や実績情報などから構成される。チャリティ委員会という、宗教法人を含めたすべての非営利組織に統一の認証・管理監督の委員会によって財務報告基準が設けられている（日本公認会計士協会、2013）。当時の英 ASB（現 FRC）の公表した「財務報告の原則書：公益事業体向け解釈」によれば、公益事業体の財務諸表の目的は、「広範な利用者による、組織運営上のスチュワードシップの評価と、経済的意思決定者にとって有用な財務情報を提供すること」とされている。

イギリス公益事業体の会計は企業会計を基礎としており、原則として財務報告基準を適用するが、公益事業体向けの解釈書を別に設けている。また、会計実務のガイドラインとして、SORP が発行され、財務報告基準との整合性をもっている。イギリスでは、宗教団体も

[31]参考 URL：チャリティ委員会　AMEN CHURCH OF CHRIST の概要ウェブサイト
http://apps.charitycommission.gov.uk/Showcharity/RegisterOfCharities/CharityWithoutPartB.aspx?RegisteredCharityNumber=1139323&SubsidiaryNumber=0
AMEN CHURCH OF CHRIST の財務書類
http://apps.charitycommission.gov.uk/Accounts/Ends23/0001139323_AC_20170430_E_C.pdf

ほかの公益団体と同様の会計基準を採用している。

もう一つ、アメリカの宗教法人制度についても触れる。アメリカは連邦制があったため、州による権限で宗教法人制度も決まっていた。実際、ヴァージニア州のように 1776 年に制定された州憲法に宗教団体に対する法人格付与の禁止条項が 2006 年まで残る例もある。

それぞれ、州法における宗教法人制度は、宗教団体それ自体が法人格を取得できるかどうかで三類型化できる。

宗教団体が法人格を取得できない場合は、財産を管理する法人を別に、「受託者」を選任して信託法理に基づいた受託者法人か一人法人を設立し、事務を行う。

宗教団体に財産の所有・管理などの俗事処理目的に限って法人格が取得できる場合は、一般の非営利法人から特化した形での設立を認めていることとなる。法人格を取得できるのは受託者ではなく教信徒のみとなる。

一般の非営利宗教法人として法人格を取得できる場合は、営利・非営利の別に問わず、統一的に扱い、法人の目的に応じて個別の規定を設ける場合が多い。また、イギリスのチャリティと異なり、日本同様に宗教法人についての権限を有する行政機関が分散している。登録事務は州務長官、財産管理の取り締まりは司法長官、免税審査は課税庁という分散型の行政といったような形である。これは、聖俗分離の原則に立った宗務行政制度だという。

アメリカの宗教法人開示制度はどうだろうか。年次報告書は州務長官に提出する義務がある（1997 年改訂非営利法人法典より）。こちらは監督目的と考えられる。また、免税のための資料として連邦税、州税、地方税の徴収元へ提出する必要がある（内国歳入法典：IRC より）。こちらは租税目的から考えられる。

では、アメリカ連邦税制における開示制度はどうだろうか。内国歳入法典第 501 条第（ｃ）項の非営利組織（免税組織）を対象に絞って説明する。

内国歳入法典によって認定された免税組織は総収入が小額の組織を除き、年次税務署類を提出することが要求される。また、過去 3 期分を公衆閲覧のために備えおく必要がある。この年次書類を Form990s という。日本では事務所備え付けの書類ということになるだろう。Form990s を提出した組織の中でも、内国歳入法典第５０１条第（ｃ）項第３号に該当する非営利組織（パブリック・チャリティやプライベート・ファウンデーション、宗教組織も含まれる）は Guide Star[32]というウェブサイトで 10 年分蓄積され、基本的に無料提供さ

[32]参考 URL：https://www.guidestar.org/profile/20-0863847　Christ Church New York City、アメリカの非営利組織 Guide Star により管理・運営されている。

れる。ただし、Form990s は租税目的の書類のために、アメリカ GAAP のような基準に基づいた会計書類ではない。ただし、非営利組織会計は、FASB という、企業会計基準を作成している機関によって作成された「会計コディフィケーション」の Topic958「非営利事業体」に従う。実務ガイドラインである「会計コディフィケーション」はアメリカ GAAP に認められるものをあつめたものである。これによって、ある程度企業会計に準じた、非営利組織間での比較可能な会計書類が作成されることがわかる。また、アメリカにおける非営利組織の財務報告目的として、「現在及び将来の資源提供者の非営利組織に対する資源配分に係る意思決定に有用な情報を提供すること」（日本公認会計士協会、2013、pp.16）としている。

ここから、それぞれの国の開示制度に共通する点として、宗教組織とほかの非営利組織を例外にしないで、強制開示を要請することで、納税者や社会一般に対するアカウンタビリティを果たしている点とウェブサイトでの開示を強制する点があげられる。また、イギリスの制度では、事業報告書を兼ねることで非営利組織のミッション情報と財務情報を同時に見ることが可能である点が挙げられる。

前述したように、日本の宗教法人の情報開示は NPO 法人のように財務健全性や内部統制にとどまらず、団体の社会的な存在価値を利害関係者に示すために、組織評価や事業評価の範囲にまで、アカウンタビリティを拡大する必要がある（馬場、2005）。なぜなら、公益性を証明するために、社会的な存在価値を見せる必要があるからだ。社会的な存在価値を見せるためにも、社会一般に対して情報開示が必要といえるのである。アメリカやイギリスの方式がすべて正しいわけではないが、日本の宗教法人の情報開示制度および方法の点で学ぶべきところは多い。

ウェブサイトでの財務情報や事業報告書の開示という点では海外のほうが進んでいる点は否めない。日本ではウェブサイトで自主的に開示を進める法人が増えているが、開示資料の説明や将来の計画など、組織の価値が判断できる資料が不足していると考えられる。宗教法人においても、アカウンタビリティを満たす書類や資料の作成と情報開示制度の整備を進める必要があるだろう。

では、宗教法人の法的開示制度の問題点はどのようなものか。次節で改善点や法的開示の限界について指摘するとともに自主開示の必要性について考察する。

4－3、宗教法人の法的開示の改善点と限界

本節で、宗教法人の法的開示制度の改善点とその限界を指摘し、非財務情報を含めた自主開示の必要性について論じる。ここまで論じてきて、宗教法人の開示制度の問題点として、アクセシビリティが低いこと、開示している情報が少なく、利用価値が低いことが挙げられる。

現状、宗教法人法での開示は限定的かつ任意の開示制度となっている。それは、宗教法人法第 25 条の開示規定においても、「信者その他の利害関係人であって、書類の閲覧することについて正当な利益があり、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められるもの」となっている点や、情報公開法の答弁等で「宗教法人に関する情報は、財務情報等を含め非開示情報である」と述べられている（小池、1999）点、さらに宗教法人側も自律性を阻害する（小池、1999）と述べている点からも開示に消極的であることがいえるだろう。つまり、消極的であれば、任意開示によって開示することはないと考えられる。アクセシビリティの低さの原因の一つといえるだろう。しかし、宗教法人が公益性の高い事業を持続的に運営するという目的をもって、自律性を保ちたいのならば、社会に対する説明責任をより一層履行するために、情報開示を積極的にすべきであるといえる。なぜなら、情報開示を通じて社会が宗教法人を監視できる（馬場、2005）ため、宗教法人が責任をもって事業を行うようになり、自律性を高めていけるからだ。寄付者や信者の金銭的な、または信用という関係性のスチュワードシップも果たせるといえる。

ほかにも、開示に踏み切れない理由として、開示される情報の内容や記載状況が団体によって異なり、信頼性や比較可能性を阻害している（馬場、2005）[33]こと、寄付の中でも、無償の貸与や人的サービスの提供をどう測定するかが定義されていないこと（馬場ほか、2009）、および使途の制限がある寄付の取り扱いとその寄付の受託責任を明確化すること（齋藤、2011）が挙げられている。これらの問題に対する効果的な解決策が現状ない。ただ、社会福祉法人は財務規律の強化の一環として、会計基準の一元化やインターネット開示事項の取り決め（自主的開示にとどまってはいるが）、開示対象者や開示情報の充実を制度化した（千葉、2016）。宗教法人は、財務情報とその解説、または、最低限主要指標や主要な財務項目だけでもよいので、ウェブサイトで開示をすべきだろう。それは、宗教法人の「動的な情報」を信者や社会に提供する（黒崎ほか、2009）一環となる。

---

[33] NPO 法人に対する論述だが、宗教法人においても同様のため引用。

しかし、財務情報の開示のみでより高次元のアカウンタビリティははたせるのだろうか。高次元のアカウンタビリティとは、組織の存在価値を一般の人が判断できるような、法的開示の枠組みを越えたアカウンタビリティである。

では、なぜ財務情報の開示のみでは高次元のアカウンタビリティを果たすことができないか。財務情報だけでは宗教法人のミッション（理念、ビジョン）を見ることはできないし、その達成状況を財務情報とともに見ることは無理だろう。一方で、兵頭（2005）によれば、非営利組織の情報開示に関して、主たる監視者（または資源提供者）である助成団体は、ミッションの達成度に関する情報の開示が不十分であることに対して不満であることが述べられている。さらに非営利組織の立場からも、ミッションの達成度に関する情報が開示できていないことが不満であることが述べられている。ミッションの達成度の開示が必要な理由として、非営利組織体の存続や成長のための活動支援が社会の信頼や評判に依存しているため、ミッションの達成度の評価を行う必要がある（兵頭、2007）からである

次章では、宗教法人の非財務情報の開示の現状を概観し、宗教法人における新たなアカウンタビリティ概念と、財務情報と非財務情報の合体された情報開示の可能性を論じていくこととする。

５　自主的な情報開示の状況とその可能性

本章では、前章における宗教法人による法的開示の限界を受けて、自主的な情報開示によって宗教法人の公益性を証明可能か検証する。まず、宗教法人によるビジョンの提示や社会活動の報告などの非財務情報開示の現状を調査し、その結果を概観する。次に、非財務情報開示について、企業の事例や先行研究をレビューする。また、宗教法人のみならず非営利組織全般による情報開示について、日本の事例を検討する。次に、企業の統合報告の概念を概観する。最後に、宗教法人は情報開示の必要性があること、その情報開示にはどのような要素が必要か、について論証する。

5－1、非財務情報開示の現状

まず、本章の最初に宗教法人の非財務情報開示の現状を概観する。ここまで述べてきた通り、宗教法人の情報開示の状況は質・量ともに充実しているとは言えない。それは、財務情報に限らず、非財務情報も同様である。

まず、前章で取り上げた筆者による調査の項目について、第 4 章ではカテゴリ 1～2 まで見てきたため、3 以降の部分を取り上げて検討する。

図表 5－1　宗教法人の非財務情報の開示状況の調査項目

	3、非財務情報		
番号	3－1、組織プロフィール	概要	採点基準
3-1-1	法人のミッションについて明記されているか	法人が果たすミッションや理念が明記されているか	法人のミッションについて書いてあれば 1 点
3-1-2	法人のミッションの説明、達成ビジョンについて明記されているか	法人のミッションや理念について、詳しい説明や達成されて場合のビジョンについて語られているか	ミッションの説明があれば 1 点、詳細に書かれていたら備考に書く
3-1-3	宗教の教義について	宗教の教義が詳しく書かれているか	宗教の教義を説明していれ

			ば１点
3-1-4	法人の沿革、活動年数について	法人の沿革や活動年数などの情報はあるか	法人の沿革が書かれていれば１点
	3－2、組織の活動・パフォーマンス情報		
3-2-1	ミッションの達成についての状況や財務情報との関連性はあるか	ミッションの達成状況について、財務情報やその他数値情報との関連付けはあるか	左記のようになっていれば１点
3-2-2	年次の報告が存在するか	年次ごとの報告があり、比較可能性があるか	年次ごとの報告があれば 1 点
3-2-3	来年度のビジョンがあるか	短期のビジョンとして、来年度のビジョンを掲げているか	内容に触れていれば１点
	3－3、活動報告について		
	3－3－1、宗教活動について		
3-3-1-1	活動報告はされているかどうか	活動報告がウェブサイトまたは宗報に掲載されているか	されていれば１点
3-3-1-2	活動実施の目的	宗教活動を行う目的について明示されているか	あれば１点
3-3-1-3	活動報告はタイムリーか	直近の活動報告が１年以内か	1 年以内であれば１点
3-3-1-4	対象を明示しているか	どういう人を対象としてその活動を行ったか	ターゲットが明示されていれば 1 点。活動内容に関連が深ければも

			う１点
3-3-1-5	対象の期待に応えられているか	活動目的は求められた通りのものだったか	アンケートなどでフィードバックしていれば１点、関する総括等あれば１点加点
3-3-1-6	参加者など、数字で明示しているか	活動結果としての定量的なデータがあるか	参加者数や活動によって発生したものの数値が掲載されていれば１点
3-3-1-7	活動実施の結果	宗教活動を行った結果について質的に書かれているか	書かれていれば１点
3-3-1-8	活動の悪い面を開示しているか	活動報告において、マイナス面を開示するのは、組織の信頼性を高める。そのような情報の開示をしているか	そう思った場合１点
3-3-1-9	社会への影響	社会的な影響をどのように評価しているか。宗教を広めるということによる効果をどう考えているか。	説明していれば１点
3-3-1-10	設定したミッションのために活動は行われているか		内容に触れていれば１点
	3－3－2、社会活動について		

3-3-2-1	活動報告はされているかどうか	活動報告がウェブサイトまたは宗報に掲載されているか	掲載されていれば１点
3-3-2-2	活動実施の目的	社会活動を行う目的について明示されているか	明示されていれば１点
3-3-2-3	活動報告はタイムリーか	直近の活動報告が１年以内か	1 年以内であれば１点
3-3-2-4	対象を明示しているか	どういう人を対象としてその活動を行ったか	ターゲットが明示されていれば 1 点。活動内容に関連が深ければもう１点
3-3-2-5	対象の期待に応えられているか	活動目的は求められた通りのものだったか	アンケートなどでフィードバックしていれば 1 点、関する総括等あれば１点加点
3-3-2-6	参加者など、数字で明示しているか	活動結果としての定量的なデータがあるか	参加者数や活動によって発生したものの数値が掲載されていれば 1 点
3-3-2-7	活動実施の結果	宗教活動を行った結果について質的に書かれているか	書かれていれば１点
3-3-2-8	活動の悪い面を開示しているか	活動報告において、マイナス面を開示するのは、組織の信	書かれていれば場合１点

		頼性を高める。そのような情報の開示をしているか	
3-3-2-9	労働問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-10	人権問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-11	環境問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-12	地域社会問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-13	ガバナンス体制について言及があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-14	平和に関する提言があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-15	政治に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-16	適切な取引について言及があるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-17	その他の社会問題に対する取り組みや提言、活動はあるか		内容に触れていれば１点
3-3-2-18	公共政策の立案に携わっているか		内容に触れていれば１点
3-3-2-19	顧客にあたる、信徒とのコミュニケーションは十分か		内容に触れていれば１点
3-3-2-20	設定したミッションのために活動は行われているか		内容に触れていれば１点

（2018 年、筆者作成、付録に調査結果の概要を掲載）

図表 5-1 に示したこれらの調査項目は、GRI ガイドライン（2013）の標準開示項目を参

考に、宗教法人に必要と考えられるものを抽出したものとなっている。この図表における「3－1、組織のプロフィール」のカテゴリでは、宗教法人のプロフィールと宗教法人の戦略やビジョンについて開示されているかを採点した[34]。同じく「3－2、組織の活動・パフォーマンス情報」については、ミッションの達成状況や年次ごとの比較可能性を高めるための情報として年次の報告が存在するかなどを採点している。また、「3－3、活動報告について」では、プレスリリースや新着情報などのページで報告される、宗教活動[35]および社会活動[36]の報告のことを活動報告と定義づけし、その内容について採点している。具体的な採点内容として、宗教活動と社会活動に共通のものとして、活動の目的や活動報告のタイムリーさ、活動の対象、活動の対象からの期待に応えられているか[37]、参加者などの量的情報、質的情報、ステークホルダーとのコミュニケーションが有効にとられているか、などがある。社会活動についてのみ、GRI ガイドラインにおける特定標準開示項目の労働や人権、環境、社会についての活動や提言があるかについても採点している。

以下、各項目についての調査結果の記述統計を図表 5-2 にする。当該図表の見方に関しては、本稿第 4 章の図表 4－2 と同様である。

図表 5－2　宗教法人の非財務情報の開示調査　結果

	宗教全体合計	宗教全体平均	宗教全体得点率
3-1-1	18	4.5	60%
3-1-2	7	1.75	23%
3-1-3	28	7	93%
3-1-4	28	7	93%
3-2-1	0	0	0%
3-2-2	6	1.5	0%
3-2-3	3	0.75	20%
3-3-1-1	25	6.25	83%

[34] GRI ガイドライン p22～29 を参考にしている。
[35] 布教活動や伝道活動と呼ばれるもの、および法要や祈祷式、ミサといった一般の人が参加できる宗教と直接関係する活動を指す。
[36] ボランティア活動や環境問題活動、救貧活動など、宗教理念とは関係あるが、宗教自体とは大きな関係がない、慈善活動に分類される活動を指す。
[37] 具体的には、アンケートや総括があるか。項目としてはステークホルダーとのコミュニケーションがあるかどうかをチェックするものとなっている。

3-3-1-2	19	4.75	63%
3-3-1-3	22	5.5	73%
3-3-1-4	20	5	67%
3-3-1-5	15	3.75	25%
3-3-1-6	14	3.5	47%
3-3-1-7	19	4.75	63%
3-3-1-8	2	0.5	7%
3-3-1-9	5	1.25	17%
3-3-1-10	8	2	27%
3-3-2-1	21	5.25	70%
3-3-2-2	19	4.75	63%
3-3-2-3	16	4	53%
3-3-2-4	17	4.25	57%
3-3-2-5	9	2.25	15%
3-3-2-6	8	2	27%
3-3-2-7	17	4.25	57%
3-3-2-8	1	0.25	3%
3-3-2-9	1	0.25	3%
3-3-2-10	15	3.75	50%
3-3-2-11	11	2.75	37%
3-3-2-12	13	3.25	43%
3-3-2-13	15	3.75	50%
3-3-2-14	18	4.5	60%
3-3-2-15	11	2.75	37%
3-3-2-16	2	0.5	7%
3-3-2-17	15	3.75	50%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	15	3.75	15%

3-3-2-20	12	3	27%

（筆者作成、付録に概要とすべての結果掲載）

図表 5-2 の項目番号 3－1－1 では、宗教法人のミッションを提示しているかどうかをみるものであるが、調査対象 30 法人のうち 18 法人（60%）が提示しており、ある程度ビジョンを持って活動を行っていると考えられる。項目 3－1－3 および 3－1－4 に示した教義と沿革については、30 法人のうち 28 法人（約 93.3%）が掲載している。項目 3－2－1 の値がゼロになっているのは、財務情報自体の開示が少ない点に起因すると考えられる。3－2 の項目について、ミッションを提示する法人は 18 法人（60%）と多くても、短期的ビジョンについては開示していないことが 3 法人（10%）となっている。過去の教義や沿革情報が充実しており、歴史的背景や宗教理念は非常に理解できる。一方で、宗教法人のこれからについて記述が欲しいと感じた。

一方、宗教の系統ごとに活動報告自体を行っているかいないかという点で差がみられる。また、宗教活動にも社会活動にも共通して言えることとして、活動のネガティブな面（例えば広告をかなり行ったが、参加者が去年より減ったこと）を載せているか、という項目は 2 点以下となり、他の項目に比して低くなっている。情報の信頼性を高める情報だが、低い得点となっている。宗教活動に関して言えることとして、項目番号 3－3－1－6 と 3－3－1－7 より、報告の質が比較的充実しており、参加者数を開示しているのは 14 法人（47%）、参加したことによる効果について開示しているのは 19 法人（63%）である。また、項目番号 3－3－1－2 より、宗教活動の狙いを開示している宗教法人は 19 法人（63%）とこちらも比較的高い得点となった。一方、社会活動に関して言えることとして、対象を明確に示していることが挙げられる。項目番号 3－3－2－1 において活動報告をしている法人は 21 法人（70%）、また、3－3－2－2 において法人の目的を記述している法人は 19 法人（63%）となっており、宗教法人は対外的に社会活動の活動報告をしていることが判明した。宗教法人のすべきことを自覚していることは確かなのかもしれない。このように情報開示をしている事実からも考えられる。

GRI ガイドラインの特定標準開示項目に該当する人権、社会、環境の部分では、項目 3－3－2－13 においてガバナンスについて言及がある法人が 15 法人（50%）と半数に及んでいた。もっとも、開示項目の中で高い得点があったのは項目 3－3－2－14 による平和に関する提言や活動の報告であり、18 法人（60%）であった。ガバナンスと平和に関する記述が多かったのは、宗教法人の代表が声明をしっかり出すことで、宗教の存在感を出す狙いが

あるという点と、宗教理念自体が平和を願うものであることが多い点があるのではないだろうか。

では、これらの調査結果から考えられる宗教法人の非財務情報の開示に欠けている要素は具体的に何があるだろうか。

まず、宗教法人が掲げたミッションの達成のための方針、達成状況を判断するための情報についての開示が進んでいないと考えられる（兵頭、2007）。筆者が実施した調査においても、宗教法人のミッションを提示している法人は、調査対象の半数を超していたが、ミッションを達成した場合にどのような社会が実現されているか、について提示しているのは 7 法人（23%）にすぎなかった。また、財務情報とミッションの達成との関係性に触れている法人は一つもなかった。なぜなら財務情報を開示している法人が 3 法人（10%）だけであり、それらの法人はミッションの関係性について触れていなかったからである。さらに、ミッションを提示してもそのミッションに基づいてどのような活動をしているかということについて開示していた法人は、宗教活動に関しては 8 法人（27%）、社会活動に関しては 12 法人（40%）であった。この結果は比較的少ないとは言えないものの、こういった宗教活動や社会活動の情報を開示する余地は大きいだろう。

もう一つ指摘できる点が、活動報告に対する一般からのフィードバックを通じて、信徒などのステークホルダーとコミュニケーションが足りていないといえる。後述するように、企業の社会責任活動の中心にステークホルダーとのコミュニケーションが据えられている（河野・八木・千葉、2013）のだから、宗教法人でも同様のことが言えるだろう。筆者による調査の中で、宗教法人の活動報告ではアンケートや参加者の声などで、活動の対象の期待に応えることができているかどうかの項目として宗教活動は 3－3－1－5、社会活動は 3－3－2－5 で問うている。調査結果として、宗教活動は 15 法人（50%）と比較的多くの宗教法人が宗教活動についてステークホルダーとの関係を重視している一方、社会活動は 9 法人（30%）となり、差がみられる。社会に対して活動する社会活動のほうが宗教活動よりも調査結果が低くなっていることから、宗教法人の社会活動に関してステークホルダーとコミュニケーションを充実させるという意識が、宗教活動のそれと比べて相対的に低く位置付けられているといえるだろう。

以上、宗教法人による非財務情報開示について、独自の調査結果を踏まえて現状を見てきた。次節では非財務情報開示に関する先行文献をレビューすることを通じて、宗教法人のアカウンタビリティについてヒントを探求する。

5－2、非財務情報開示に関する先行文献レビュー

非財務情報の開示は組織や社会にとって必要性が高く、かつ影響力が大きいものなのだろうか。せっかく非財務情報の開示を進めても効果がないものでは意味がない。宗教法人のように縮小傾向にある組織（島田、2016）では、情報開示のために必要な人的資源や知識、資源に限りがある。どのような非財務情報の開示が宗教法人にとって効果的かという視点も加えて、先行研究に基づいてレビューする。

5－2－1、企業による非財務情報開示

非営利組織に先立って、企業による非財務情報の開示について先行文献レビューを通して、非財務情報の開示の概念を概観する。なぜならば、企業の社会的責任会計は研究が進んでおり、非営利組織への応用が可能だと考えられるからである。本節では、『サステナビリティ社会のための生態会計入門』（河野・八木・千葉、2013）を中心にレビューする。

企業の非財務情報開示の代表例はCSR報告書およびサステナビリティ報告書が挙げられる。CSRは企業の社会責任と訳される。またサステナビリティは持続可能性と訳され、1987年の環境と発展に関する世界委員会が「持続可能な発展」を定義して以来、普及した概念である。サステナビリティの概念が広まった当初は地球環境問題に対する世界レベルの危機感の高まりの中で、環境報告が中心となっていたが、時代の変化とともに経済や社会的側面ももった相互に連携している報告となってきている（千葉、2013）。サステナビリティ経営においてはイニシアチブが多く存在する。本稿の調査でも参考にしているGRIガイドラインや、ISO26000シリーズ、マルチステークホルダー戦略など、企業の社会的責任についてのガイドラインや要請が明文化されている（千葉、2013）。

CSR報告のために、CSRマネジメントについて触れておく必要がある。なぜなら、企業が社会問題をどのようにとらえ、どのように対処しているのかをCSR報告で報告するためである。ここでは『CSRのマネジメント　イシューマイオピアに陥る企業』（小山、2011）の第3章を中心にレビューする。

CSRマネジメントとは、「企業の社会的責任を理解し、社会的責任を果たすための制度を構築し、実践していく過程」（小山、2011、p.2）である。CSRという概念は、アメリカにおける独占的及び強権主義的経営に対する批判から、慈善活動への寄付や従業員の福利厚生への投資などの行動を起こしたことに始まる。CSRに関する基本原理として、「企業は社

会の貧困な人々や集団に対して自発的に支援を行うべき」とする「慈善原理」と「企業は公衆の受託者として意思決定や政策によって影響を受けるすべての人々の利害を考慮すべきである」とする「受託者原理」の二つがある（小山、2011）。宗教法人の場合、前者はボランティア活動、後者は宗教活動を通して信者や地域住民に対して影響を考えることを指すと考えられる。

図表 5-3 は、1971 年に経済開発委員会（CED）が発行した報告書が示した CSR マネジメントの概念図であり、CED の 3 つの同心円モデルと呼ばれる。内側の円は、生産、雇用、経済成長などの企業の経済的機能に対する明確で基本的な責任である。中間の円は、環境保護や適正な雇用、労使関係など、社会的価値および優先事項の変化を敏感に察知しながら経済的機能を果たす責任である。外側の円は、社会的問題に積極的に寄与する、社会環境の改善にかかわっていく責任である。

図表 5-3　CED の 3 つの同心円モデル

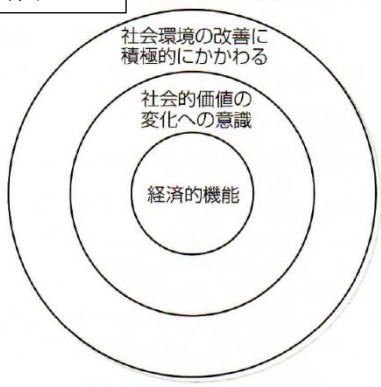

出所：CED（1972），pp.9-18を基に作成。

加えて、Carroll（1979）は、企業の社会的責任の 4 パート・モデル（図表 5-4）を提唱した。これは、企業が社会に対する責任を基本的なものを下から順に並べたものである。企業はまず経済的な機能を果たしていくべきである（経済的責任）。次に社会によって制定された法律を順守し、法的な範囲内で企業が事業を遂行することを要請される（法的責任）。そして、法的には制定されていないが、社会のメンバーによって期待されている活動を積極的に行う一方で、禁止されている活動をしないようにする責任を社会から要請されていく（倫理的責任）。最後に、自発的に企業は社会問題に取り組んでいく責任をもって、果たすべきである（社会貢献的責任）。このように定義されてきている。

図表 5-4

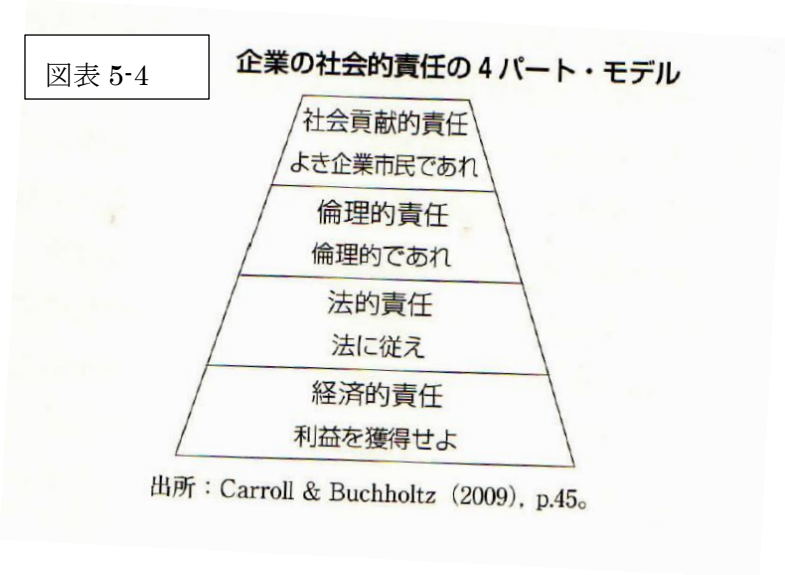

ここまでは CSR マネジメントの中でも「何をすべきなのか」にフォーカスしてきたが、社会問題が発生した時にどう対応するのか、なぜ CSR マネジメントをしていくべきなのか、についてさらに述べている。

社会問題が発生した時に組織はどう対応するのか、というのを理論化したのが「社会的応答性論」（Ackerman & Bauer、1976 及び Epstein、1989 から小山、2011 引用）である。シンプルに言えば、ステークホルダーから持ち出される社会問題を早期に検出し、実際に発生した際の対応策を PDCA サイクルに組み込むことを提案したのが社会的応答性論である。ただし、これは企業への社会問題の発生時のインパクトの大小によって対応するかが決まってくる。

一方、企業に対する、社会からの経済的、法的、倫理的かつ社会貢献的な期待を包摂したものを CSR と定義し、企業自身に対するインパクトだけでなく倫理的な判断を加えて意思決定を行うべきと主張した（Carroll、1979 から小山、2011 引用）のが「企業倫理論」である。これは、経済的価値を最大化することがすべてのステークホルダーの価値最大化ではないし、少数者の権利を軽視している、という論理や法的規範だけがステークホルダーの期待ではなく、倫理的価値判断が必要となるという論理（小山、2011）ともつなげられる。

以上、CSR マネジメントの考え方を明らかにしてきた。CSR マネジメントでは、「企業の社会的責任を理解し、社会的責任を果たすための制度を構築し、実践していく過程」の中で、「何をすべきか」「どう対応すべきか」「なぜマネジメントすべきか」についても論じられてきた。では、CSR マネジメントは CSR 報告において「何をすべきか」「どう対応すべきか」「なぜマネジメントすべきか」という点でどのように反映されるのだろうか。

組織が社会的責任を果たすために「何を報告すべきか」、そして、「どう対応したことを報告すべきか」については、GRI ガイドラインを参考にする。GRI ガイドラインでは、CSR 報告（またはサステナビリティ報告）を「持続可能な発展の目標に向けた組織のパフォーマンスの測定、開示、および内外のステークホルダーに対する説明責任」（GRI、2011）と位置づけしている。次に、「報告原則」では、CSR 報告が達成すべき成果を示し、報告すべきテーマや指標の選択、その報告方法を含めた、報告プロセス全体についての判断基準を示している。そして、「戦略と組織プロフィール」「マネジメントの方法」「マネジメントのパフォーマンス指標」を報告することが考えられる（GRI、2011）。

「なぜ報告すべきか」については、ISO26000 社会責任規格によるステークホルダー・エンゲージメントの概念が説明に有意だろう。社会において企業（または組織）は一構成員であり、社会の構成員はそれぞれ豊かさと幸福を享受する人生や社会を目指している中で、ほかの構成員や感情、利害などにも気を配り、社会の構成員すべての人で同じ目標を目指していく必要があると考えられるからである。ステークホルダー・エンゲージメントとは、「組織の決定に関する基本情報を提供する目的で、組織と 1 人以上のステークホルダーとの間の対話の機会を作り出すために試みられる活動」であり、「組織の社会的責任の取り組みの中心」と述べられている（千葉、2013）。CSR 報告を通じて、ステークホルダーとのコミュニケーションをとっていく必要性があることがわかる。

以上、企業による非財務情報の開示について先行文献レビューを通して、企業の CSR マネジメントと非財務情報の開示の概念を概観してきた。CSR マネジメントや CSR 報告に関する概念を見てきた中で、宗教法人に応用可能な部分として、「ステークホルダーとのコミュニケーションツール」として情報開示をしていくことが考えられる。また、宗教法人のような非営利組織にもある程度経済的責任がある。なぜなら、非営利組織は「サービスの提供を継続すること」が一つ使命となっているからである。では、非営利組織において非財務情報開示はどのように考えられているのか。次項で論じる。

5－2－2、非営利組織の非財務情報開示

本項では、非営利組織の非財務情報開示について、先行文献と宗教法人以外の非営利組織の実際の事例レビューを通して、ミッション達成状況報告の必要性と非営利組織におけるアカウンタビリティ概念の拡大を論ずる。

非営利組織の非財務情報の開示が必要な理由として、成果が企業と異なり、「利益」に匹

敵するような単一でかつ有力な業績を表示する情報がない点[38]（泉、2002）、ミッションを果たしたことを利害関係者に説明するためには、「収支」だけではなく、生み出した「社会的価値」に関する情報を積極的に開示する必要がある点（馬場・青木・木村、2009）、非営利組織の存続・成長のための活動の（金銭的、人的、環境的な）支援は、社会の信頼や評判に依存している点（兵頭、2007）の 3 点が挙げられる。

まず、企業における「利益」に匹敵するような単一の業績評価基準がないというのは、企業と非営利組織の組織目的の違いと所有概念の違いによって生まれている。企業の組織目的は、投資家から資金を集め、事業活動を通して利益をうみ、利益から投資家に配当するという「営利追求」である。一方、非営利組織の組織目的は、「事業活動の継続」であり、それにともなった資金や支援の獲得である。非営利組織は、企業と異なり、資金提供者に対しては配当を行わない。なぜなら、資金提供者はあくまで「寄付者」であり、「利用者」であり、組織の持分権者ではないからである（泉、2002）。そのため、寄付者や利用者に対する情報ニーズを満たす単一の指標は、「事業の継続可能性」という抽象的なものとなり、それを構成するのは財務的な生存可能性（いわゆる財務的生存力）、事業の収支計算から求められる事業活動の効率性など、多元的な指標になってしまう。さらに、その指標の算出方法や計算方法が法人ごとに異なり、法人間で比較するには困難になっている（公認会計士協会、2013）。加えて、「事業活動の継続」という組織目的を前提とすると、寄付者やサービス利用者に対する会計責任志向に寄ったアカウンタビリティと定義されることになる。寄付者やサービス利用者に対する会計責任志向に寄ったアカウンタビリティの履行を目的とした情報開示では、収支計算書における収支差額や資産負債の差額である正味財産といった財務情報の開示を、資金提供者という一部のステークホルダーに限って開示するという方法で十分な情報開示[39]と考えられる。この方法では、業績評価や事業継続の可能性を予測するデータが少ないため、組織間の比較可能性が低く、情報の価値が低いと考えられる[40]。しかし、情報の価値が低い理由は、単に財務情報が十分に開示されていないことや財務情報の比較可能性が低いということだけではない。

昨今、企業の場合と同様、アカウンタビリティの対象は、寄付者やサービス利用者に限ら

---

[38] ただし、事業の継続可能性を含めた「財務的生存力」によって非営利組織の財務的健全性を測る必要性はある（若林、2002）が、それは情報利用者によって測定すべきである。
[39] NPO 法人の強制的な情報開示は、過剰なアカウンタビリティではないか（馬場、2007）、という指摘をもとに筆者が考えたものである。
[40] ここでの「情報価値が低い」は、企業の情報開示と比べて、である。

ず、地域住民や直接サービスを利用していない人などすべてのステークホルダーに拡大しつつある。非営利組織の組織目的は、「営利企業には難しい、公共的かつ公益性の高い「社会的価値」を追求する」前提とする。この前提の上では、ステークホルダーの拡大に対応した、「ミッションの達成」についての情報の開示が重要であることが考えられる。

非営利組織が生み出した「社会的価値」を積極的に開示する必要があるのは、財務だけでは表現しきれない（馬場ほか、2009）点、サービスの提供自体を相場よりも無償または低価で行っている場合のサービス自体の価値が正確には測定できない（馬場ほか、2009）点、非営利組織は社会活動や公益性の高い活動を行うこと自体が主目的である（公認会計士協会、2013）点とさらに要素分解できる。財務だけで表現できないという点については前述している。サービス自体の価値が正確には計測できないのは、社会活動のサービスは社会有用性、市民参加性、代替不能性が高い活動が多い（馬場ほか、2009）からである。言い換えれば、社会ニーズを満たしている（社会有用性）が、市民や有志の参加者が多く（市民参加性）労務の提供額が金銭的には測定しにくいこと、または企業や行政が実施することが難しい（代替不能性）ためにサービスの相場価格がわかりにくいことと考えられる。ただ、この二点だけでは「社会的価値」を積極的に開示する理由が足りない。非営利組織は社会活動や公益性の高い活動を行うこと自体が主目的である点が残りの必要な要素である。「社会的価値」は言い換えれば「社会における存在価値」である。非営利組織の目的は社会活動や公益性の高い活動を継続的に行うことにある（泉、2002）。その目的を果たすことが存在価値を示すことにつながる。つまり、積極的に開示することが、幅広いステークホルダーに対して、社会における存在価値を示すことが可能である点が考えられる（馬場、2005）のである。そのことが最後の理由である、非営利組織の存続・成長のための活動の（金銭的、人的、環境的な）支援は、社会の信頼や評判に依存している点（兵頭、2007）につながる。

社会における存在価値、および「社会的価値」を示すひとつの重要なポイントとして、「組織のミッションや理念」と「ミッションに対する自己評価」がある。さらにそのミッションに対する評価については、インプット、アウトプット、アウトカムの 3 要素が評価の視点として考えられる（兵頭、2007）。

インプットとはミッションの達成のために投入された資源である。収支計算書などである程度測定可能だが、人的資源や物的資源の測定には限界があるため、財務以外の情報も重要となる。アウトプットは組織の提供したサービスの量を指す。アウトカムはアウトプットが提供されたことによる影響や効果を指している（兵頭、2007）。これらを宗教法人に当て

はめると、宗教法人に対する運営資金の調達や信者の獲得などがインプット、資金を利用して宗教の教義を広めたり、救いを広める活動として大衆を教唆したり、信者とともにボランティア活動をおこなったりするのがアウトプット、宗教の教義を広めたことによって社会が安定する（と考えられる現象があった）ことがあったり、ボランティア活動によって地域振興が促進されたりするのがアウトカムと考えられるだろう。

財務情報の開示をする、活動報告するだけではなく[41]、どのような活動を実践してきた結果、組織のミッションの達成に対する評価はどのようになったのか、そして社会に対するアウトカムはどうなったのかを積極的に開示していくことが社会における存在価値を示すことに直接的につながると考えられる。また、そのことが社会の信頼や評判を得る重要なポイントといえる。

最後にこれらの考え方を実証するために、NPO 法人カタリバ（https://www.katariba.or.jp/）の情報開示事例を紹介し、検討する。この事例を取りあげる理由として、ウェブサイトで財務情報をすべて開示している法人であること、参加者や従業員、地域住民などの幅広いステークホルダーの声を取り入れていること、参加者数や寄付の必要額などを具体的に示していることがあったためである。

NPO 法人カタリバとは、学生団体から発展した、「子ども・若者の未来を生き抜く意欲や能力が、生まれ育った環境によって左右されてしまうこと」という社会問題に対して高校生へのキャリア教育プログラム「カタリ場」や被災地の放課後学校「コラボ・スクール」などの教育活動を行っている組織である。この団体の非財務情報の開示事例を、年次報告書[42]と活動紹介書類[43]に基づき、検討する。

組織の社会的価値を示す重要なポイントとして、「組織のミッションや理念」と「ミッションに対する自己評価」がある。さらにそのミッションに対する評価については、インプット、アウトプット、アウトカムの 3 要素が評価の視点として考えられる（兵頭、2007）と述べてきた。NPO 法人カタリバの場合、組織の理念を代表理事のメッセージを中心に、「未来は、つくれる」（カタリバ、2017、p.2）と掲げている。この NPO のミッションとして、

---

[41] 前述したように、宗教法人は開示自体が進んでいないという現状はある。加えて、ミッション自体を示していない、ミッション達成時のビジョン（将来像など）を示していない法人も多かった。

[42] NPO 法人カタリバ 2015 年度年次報告書　https://www.katariba.or.jp/wp-content/uploads/2017/01/2015.pdf

[43] NPO 法人 2017 年発行活動紹介書　https://www.katariba.or.jp/pdf/201706.pdf

「どんな環境に生まれても、『未来は創り出せる』と信じられる社会を目指して、活動」すると述べている。このミッションをどのように評価しているのだろうか。

NPO 法人カタリバの事業は、教育プログラムを通した、社会の教育格差の解決と定義し直せるだろう。では、ミッションの評価をどのようにしているだろうか。それは、各プログラムでのインプットとアウトプットを数字で明示し、アウトカムは具体的な社会課題の解決事例を評価対象としている。具体的には、インプットは財務報告やスタッフ・ボランティアの活動人数、支援団体とその支援内容などがあった。アウトプットとしては、財務報告、プログラムの参加者数と地域、プログラム参加者の声などがあった(図表 5－5～6 を参照)。

図表 5－5　プログラム「カタリ場」のインプットとアウトプットの併記例[44]

カタリ場

5,015人のボランティアキャストが274校の学校と33,477人の生徒へ

「ナナメの関係による対話」を届けました

「ナナメの関係による対話」によって高校生たちの意欲を高めるキャリア学習プログラム「カタリ場」を、のべ 5,015 人のボランティアキャストと全国の連携事業者が力を合わせ、全国 274 校 33,477 人に届けてきました。そのうち、進路・将来の選択におけるミスマッチを防ぐ「キャリアリテラシープログラム」では 35 校 8,058 人の生徒に出張授業を届けることができました。

図表 5－6　財務報告書[45]

[44] カタリバ、2015 年次報告書より
[45] カタリバ、2015 年次報告書より

財務報告

2015年度（2015年９月１日～2016年８月31日）の決算は、NPO 会計基準に則り確定しました。そのハイライト版を公開しています。

貸借対照表

2016 年 8 月 31 日現在

科　目	金　額（単位：円）		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金及び預金	142,288,240		
売　掛　金	68,869,434		
貯　蔵　品	387,571		
立　替　金	51,867		
前払費用	3,222,703		
未収入金	1,930,555		
仮　払　金	235,046		
流動資産合計		216,985,416	
2　固定資産			
(1) 有形固定資産			
建　　物	44,894,781		
建物附属設備	11,320,850		
車両運搬具	1,975,993		
一括償却資産	621,909		
土　　地	2,400,000		
有形固定資産計	61,213,533		
(2) 無形固定資産			
ソフトウエア	6,240,788		
無形固定資産計	6,240,788		
(3) 投資その他の資産			
NPOｶﾀﾘﾊﾞ東北復興支援基金用預金特定資産	284,061,105		
出　資　金	100,000		
長期前払費用	108,270		
敷　　金	7,430,500		
投資その他の資産計	291,699,875		
固定資産合計		359,154,196	
資　産　合　計			576,139,612
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未　払　金	53,244,975		
預　り　金	2,600,761		
未払法人税等	353,300		
未払消費税等	6,245,500		
前　受　金	67,820		
預り保証金	90,000		
流動負債合計		62,602,356	
2　固定負債			
長期借入金	3,672,000		
固定負債合計		3,672,000	
負　債　合　計			66,274,356
Ⅲ　正味財産の部			
1　指定正味財産			
NPOカタリバ東北復興支援基金	417,664,374		
指定正味財産合計		417,664,374	
2　一般正味財産			
前期繰越正味財産	77,302,483		
当期一般正味財産増加額	14,898,399		
一般正味財産合計		92,200,882	
正味財産合計			509,865,256
負債及び正味財産合計			576,139,612

活動計算書

2015 年 9 月 1 日 ~2016 年 8 月 31 日まで

科　目	金　額（単位：円）		
一般正味財産増減の部			
Ⅰ　経常収益			
1.　受取会費			
正会員受取会費	1,340,000		
賛助会員受取会費	5,568,000	6,908,000	
2.　受取寄付金			
受取寄付金	88,907,499		
指定正味財産の部より受取寄付金振替額	128,491,358	217,398,857	
3.　受取助成金等			
受取国庫補助金		2,000,000	
4.　事業収益			
人づくりを通じた社会活性化に関する事業収益	2,009,185		
キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益	180,636,655		
災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、			
通信教育、学習相談その他の教育事業収益	92,354,326		
普及啓発事業収益	3,283,015	278,283,181	
5.　その他収益			
受取利息	36,798		
受取配当金	4,000		
雑収入 (注)	18,003,910	18,044,708	
経常収益計			522,634,746
Ⅱ　経常費用			
1.　事業費			
人件費	242,079,020		
その他経費	252,481,764		
事業費合計		494,560,784	
2.　管理費			
人件費	8,172,111		
その他経費	4,650,152		
管理費合計		12,822,263	
経常費用計			507,383,047
当期経常増加額			15,251,699
税引前当期一般正味財産増加額			15,251,699
法人税、住民税及び事業税			353,300
当期一般正味財産増加額			14,898,399
前期繰越一般正味財産額			77,302,483
次期繰越一般正味財産額			92,200,882
指定正味財産増減の部			
Ⅰ　受取寄付金		201,009,316	
Ⅱ　受取助成金			
受取民間助成金		300,000	
Ⅲ　一般正味財産への振替額		△ 128,491,358	
当期指定正味財産増加額			72,817,958
前期繰越指定正味財産額			344,846,416
次期繰越指定正味財産額			417,664,374
次期繰越正味財産			509,865,256

（注）雑収入 18,003,910 円のうち 14,668,446 円は借上社宅の従業員自己負担分の収入となっております。

※「NPOカタリバ東北復興支援基金」とは、東北復興事業への使用を目的としていただいた寄付金・助成金から、次年度以降の支援に使用するための基金です。
基金は、他の活動資金と区分するとともに、取り崩しについては毎期首に事業計画を検討し、理事会の決定をもって行うなど、基金の公正な活用に注力しております。

では、アウトカムはどのように開示されていただろうか。それは、社会課題の解決プロセスをアウトプットとつなげて表現していく方法である。NPO 法人カタリバの教育プログラムには、参加者の声やアンケートによるフィードバックとともに、どのような社会課題があるかを明確に示している。プログラムも多様なので、課題も変わってくるがそれぞれに表現されている（図表 5－7～10 を参照）[46]。

図表 5－７～10　プログラム「カタリ場」の紹介と参加者の声など（次ページ以降）

[46] カタリバ、2017 年発行活動紹介書、p.6～9

カタリ場

動機付けキャリア学習プログラム「カタリ場」

「カタリ場」は、主に高校生の進路意欲を高めるために行われるキャリア学習プログラムです。大学生・専門学校生などのボランティア・スタッフが高校に出張して、高校生一人ひとりと対話しながら、将来を考えるきっかけを届けます。

「自分はダメな人間だと思うことがある」72.5%

「自分はダメな人間だと思うことがある」72.5%、「将来に不安を感じている」71%。高校生へのアンケート※から分かるのは、自己肯定感の低さです。

ほとんどの高校生には、大学生や社会人と接したり、将来についてリアリティをもって考える機会がありません。高校時代に「こんな大人になりたい」という憧れや、目標へと背中を押してくれるきっかけさえあれば、自分に自信を持ち、より主体的な生き方や意志ある進路選びができるようになるのではないか。そんな思いから始まったのが、「カタリ場」の授業です。

※「高校生の生活と意識に関する調査報告書」国立青少年教育振興機構　2015年8月より

大学生ボランティアなどの先輩との「ナナメの関係」

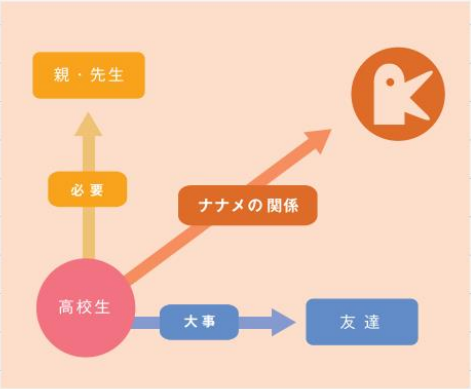

カタリ場プログラムでは、大学生・専門学校生などのボランティア・スタッフが高校生から「興味のある分野」や「進路についての悩み」の話を引き出し、スタッフは自身の「大学生活で熱中していること」や「高校の頃の失敗談」を語りかけます。

高校生が本音を話してくれる鍵は、親や先生（タテ）でもない、友達（ヨコ）でもない、「ナナメの関係」。「少し年上の先輩」との出会いによる憧れや安心が、彼らの心に火を灯します。授業の最後には、高校生一人ひとりが「今日からできる小さな行動」を宣言し、高校生活を自ら変えていくきっかけをつかむのです。

教室に“対話”を届ける授業

カタリ場プログラムは通常、1 学年 200 ～300人の高校生に対し、数十名の「キャスト」と呼ばれるボランティア・スタッフが出張して、班ごとに分かれて進められます。1 回の授業は 100 ～150 分間、3 つのパートで構成されています。

カタリ場の流れ

1 座談会（自分を理解する）

キャストが高校生に「興味のあること」や「進路についての悩み」など質問していくことで、高校生が好きなこと、嫌いなことを言語化するとともに、未来の夢や漠然とした不安などを引き出していきます。高校生が安心して本音を話せる場をつくり、自己理解を促します。

2 先輩の話（ロールモデルを見つける）

キャストの紙芝居形式のプレゼンテーションを聞きます。大学生活で今打ち込んでいることや夢、進路選びの失敗談や、高校生のときの自分への後悔など、内容はさまざま。「なりたい自分像」の具体例を見つけ、視野を広げます。

3 約束（目標を設定する）

これまで見つけた憧れや、見えてきた自分の興味関心などを行動につなげるために、今日からできる小さな行動をカードに書き込みます。スタッフと「約束」をすることで、授業の興奮を日常生活につなげます。

学生ボランティア自身にとっても、成長の機会に

カタリ場プログラムは「キャスト」と呼ばれるボランティア・スタッフが中心となって運営しています。キャストは主に大学生や専門学校生、若手社会人など。最低 9 時間の研修を受けてから、高校に出向きます。「高校生の頃にもっと進路を考えておきたかった」「将来、教員を目指している」等、さまざまな動機を持った方が参加しています。

カタリ場に関わることは、キャスト自身にとっても自分を振り返るきっかけとなります。「高校生からの憧れに恥じない自分でいたい」「自分の言葉に自分自身が追いつこう」など、この活動に参加することで、前向きに進んでいくためのエネルギーをもらっているというキャストもいます。

全国に広がる、カタリ場

首都圏を中心に NPO カタリバが行っていたカタリ場プログラムは、行政機関や教育関係者を中心に広がり、「自分たちもカタリ場を行いたい」という声を全国各地からいただきました。そうした要望に応えて、研修やツール提供などでノウハウを移転。各地域の地元 NPO や一般社団法人などが中心となって、カタリ場を行っています。

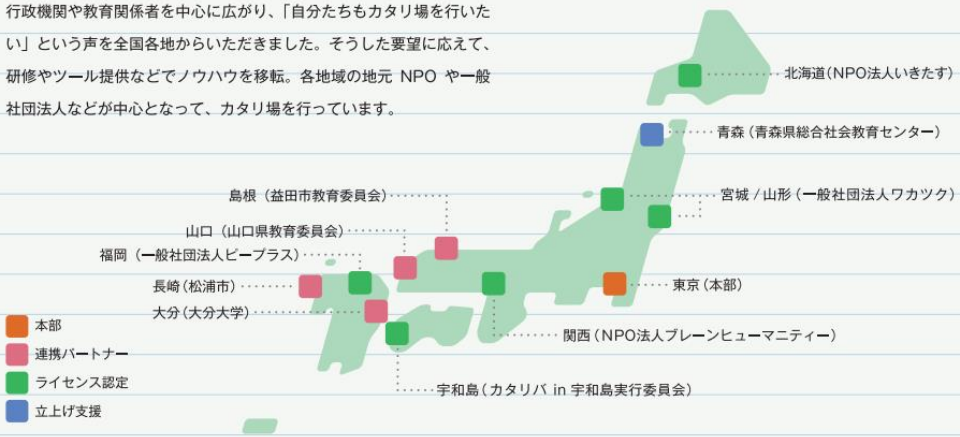

一歩踏み出して、新たな夢が広がった

高校1年生
辰元 凛

カタリ場を受ける前の私は、勉強が苦手で部活のダンスもうまくなくて、無気力になっていました。「勉強しなさい」と母に言われても（なんでしなきゃいけないの？）と心の中で反抗していました。カタリ場に出会ったのはそんな時でした。先輩は今の私を認めてくれただけでなく、具体的なアドバイスをくれました。"まずは一週間だけ部活も勉強も頑張ってみる"という約束は今でも継続しています。先生にも「変わったね」と言われるようになりました。以前の私なら「勉強はできないから」とあきらめていましたが、一歩踏み出して頑張って勉強したことによって、新たな夢が広がっています。もっと英語を頑張って、将来は海外とつながるようなことがしたいと思っています。

「ナナメの関係」でしか得られない体験は、大きな一歩につながる

松戸市立松戸高等学校
椿　仁三千 先生

体育館でカタリ場を初めて受けた時、十分に研修され、熱い思いを語るスタッフやキャストの皆さんに、今までに経験したことのないものを感じました。生徒たちが、年齢の近い先輩や手の届く目標に出会うことは、とても意味があります。先輩の話を聞き、友人の話を聞き、自分を語る。それにより、実は皆が自分と同じような悩みを抱えており、同じような壁を乗り越えて前に進んでいることに気付きます。それは生徒たちの大きな一歩につながります。これこそが「ナナメの関係」でしか得られない体験なのかもしれません。授業の終了後にいっぱいの笑顔で体育館を後にする生徒たちを見ると、胸の中に熱いものがこみ上げてきます。いつもカタリ場は、進路は山の頂を目指すばかりでなく、広がっていくものであることを気づかせてくれます。多様化する教育現場は今までの指導だけでは行き届かないことがたくさん存在します。これからは学校現場だけでなく、企業、地域、NPO など様々な分野で子どもたちの教育を支えていただく必要があるのです。カタリバの皆さんには、これからも現場に新鮮な風を吹かせていただきたいと思います。

所属・学年は 2014 年当時のものです

学校現場から、授業への評価

高校では、主に「進路」や「総合学習」の授業の一環としてカタリ場を導入いただいています。先生方からは、「生徒の進路意欲が高まった」「自ら将来について話し始めるようになった」などの評価を受けてます。

アンケート事例：東京都立大崎高校

大崎高校では夏休み前の 6 月、高校 2 年生に対して、これからの進路選択に向けて残りの高校生活の過ごし方を考える場として、カタリ場を実施しました。

効果1　進路選択に向けた意識の変化

「自分の未来は自分で動けば変えられると思う」授業参加後、86.6%の生徒が「はい」と回答

「自分のなりたい理想像がある」と答えた生徒が 23.4%増加

「高校生活の過ごし方を変えようと思う」と答えた生徒が 31.4%増加

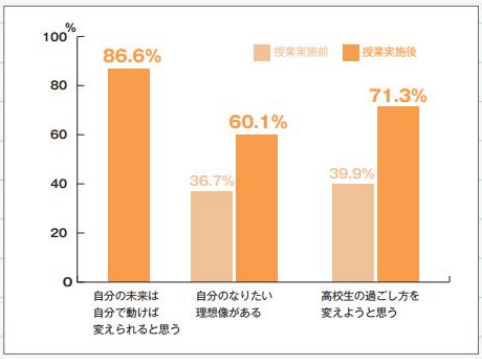

効果2　進路選択に向けた行動の変化

「より納得した進路選択をするために取り組んでいることがある」と答えた生徒が 15.2%増加

「先生に進路選択について相談した」と答えた生徒が 8.7%増加

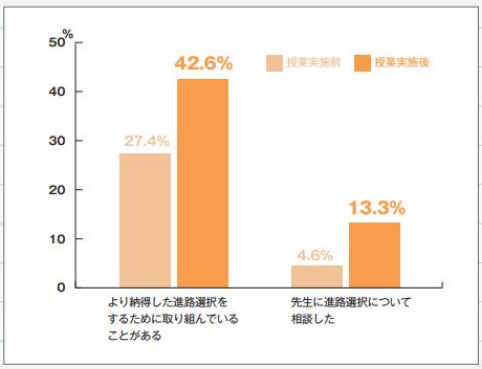

発展するカタリ場プログラム

高校の授業でのカタリ場から派生して、高校 2、3 年生向けの新しいプログラムや学校外でのプログラムなども生まれています。また行政と連携して行うプログラムや、企業研修にカタリ場を活用いただく事例もあります。

進路選択にフォーカスした出張授業 キャリアリテラシー・プログラム

「キャリアリテラシー・プログラム」は、高校 2、3 年生を対象に、進路選択についての理解・促進を促すプログラムです。「カタリ場」同様、学生を中心としたボランティア・スタッフが授業を行います。彼らの進路選択経験を生徒と共有し、進学先の情報収集や資料請求も行うことで、将来への意識の向上を目指します。

企業・大学・専門学校と高校をつなぐ キャスト・ラーニング / カタリ場研修

目の前の高校生のために本気で向き合う「キャスト」になる経験を、「キャスト・ラーニング」というプログラムで提供し、大学生・専門学校生の成長を促します。また、このプログラムは学生だけでなく、「カタリ場研修」として、企業研修や企業の社会貢献（CSR活動）の機会としても活用されています。

放課後に社会で学ぶ高校生のために 企業訪問プログラム / カタリバ大学

「学校ではできないような、いろんなことに挑戦したい！」「学校でも塾でも出会えない、最先端で活躍するオトナの話を聞きたい」。このような意欲的な高校生の声にこたえて、学校外でイベントを行っています。週末や放課後に、企業を訪問して職場見学や、社員と語り合うワークショップなどを企画しています。

子ども・若者が主役になる地域づくりの支援 行政連携プログラム

子ども・若者が主体的に行動を起こしていくことをめざす自治体のために、オーダーメイドでプログラムを提供しています。例えば「高校生の声をまちづくりに活かしたい」という自治体と、「地域のために行動を起こしたい」という高校生が出会い、地域の魅力化につながるようなイベントの企画などを行っています。

生徒が安心して自分自身と向き合える場をつくりたい

東京学芸大学　教育学部３年生
佐藤 安沙子

私たちボランティア・スタッフは、生徒に何かを教えるわけでもどこかへ導くわけでもありません。彼ら自身が自分の考えや気持ちに気づけるよう、対話を行っていきます。対話はお互いの価値観を交錯させること。だからこそ、私たちにも気づきが生まれます。「出会えてよかった」と生徒に言われるとき、私自身も同じことを感じています。

また、教師を目指す私にとって、大学生のうちから高校生の気持ちや悩みに触れられることは、将来出会う生徒のためにもなると思っています。「生徒のためのカタリ場」を追求したいという想いから、現在は企画運営を担当しています。生徒が安心して自分自身と向き合える場を、今後もつくっていきたいです。そのためにも、相手のことを本気で想い、生徒の背景や感情を汲み取れる仲間を増やしていきたいと思っています。

カタリ場という「非日常」を「日常」へ活かす

カタリ場事業部スタッフ
林 曜平

私が最も意識しているのは、カタリ場プログラムが学校の中でどのように活用されていくかということです。

カタリ場の授業は 120 分。一度きりの関わりであるこのプログラムは、強みも弱みも持ち合わせています。利害関係がなく親近感を持てるスタッフと対話をすることは、高校生たちにとって、普段気付かずにいる自分自身に気付くことができたり、言えなかった本音を話すことのできる貴重な機会だと考えています。ただ、日常に戻ったときにそこで感じたことが活かされていかないのは、とてももったいないことだと感じます。学校の行事と結びつけたり、生徒の情報を先生に引き継ぐなど、その学校に合った接続の方法を先生方と相談しながら実施しています。授業の効果が最大化する状態を、先生方と一緒につくっていきたいと考えています。

所属・学年は 2016 年当時のものです

例えば、「カタリ場」のプログラムでは、高校生に対して、大学生というナナメの関係の人と対話を通じて、キャリア教育を提供している。その中でのアウトカムは、高校生の将来の夢をリアルに感じてもらい、子供の将来不安という社会課題の解決と参加者アンケートや参加者やプログラム導入者（高校など）の声などを活用して表現している。また、ステークホルダーとのコミュニケーションがしっかりできている点もあげられる。参加者だけでなく、対話の相手をする大学生の声や NPO のスタッフの声なども掲載することで、多様なステークホルダーとのコミュニケーションを実施し、開示している。

以上、非営利組織における非財務情報の開示について論じてきた。非営利組織が非財務情報を開示すべき理由は、成果が企業と異なり、「利益」に匹敵するような単一でかつ有力な業績を表示する情報がない点（泉、2002）、ミッションを果たしたことを利害関係者に説明するためには、「収支」だけではなく、生み出した「社会的価値」に関する情報を積極的に開示する必要がある点（馬場・青木・木村、2009）、非営利組織の存続・成長のための活動の（金銭的、人的、環境的な）支援は、社会の信頼や評判に依存している点（兵頭、2007）の 3 点があった。利益に匹敵するような業績表示情報がないことから、社会的価値を開示すべきである。社会的価値を具体化したインプット・アウトプット・アウトカムという概念の活用についても、実際の事例を基に論じた。次節では統合報告の概念を概観し、最後に宗教法人のアカウンタビリティと情報開示について述べることとする。

5－2－3、統合報告の可能性と問題点

本節の最後に、企業の統合報告の理論を概観し、統合報告の概念を宗教法人に活用すべき理由と考えられる課題について考察する。

統合報告とは、既存の会計基準や情報開示ルールが、企業の現在と将来の業績を評価する基礎となる非財務的要素を反映していないこと（千葉、2013）、企業経営の変化や財務情報の説明力低下、および情報ニーズの多様化などを発端に、「財務資本の提供者に対して、組織がどのように長期的に価値を創造するかを説明すること」を目的とした報告である（森、2014）。また、統合報告の特徴として、①意思決定有用性を明示せず、スチュワードシップを重視している点、②価値創造の伝達を中心としている点が挙げられる。

①意思決定有用性を明示せず、スチュワードシップを重視している点の経緯として、利用者ニーズを重視して考えた場合に、組織がどのような価値をどのように創造するかを示していくべきである。そのことが投資家にとっても情報の有用性が高いと考えられたために、

投資家のための投資意思決定有用性について明示しなかった。一方、統合報告においては、後述するように、従来の多様な資本のスチュワードシップを高めること、企業とステークホルダーとの関係性を重視し、多様なステークホルダーに対するスチュワードシップを発揮していくべきことが必要とされた。その理由として、統合報告は長期的な視点の企業報告を志向している点、多様な資本をインプットして活用し、多様な資本を増やしていくことを価値創造としてとらえる場合にどのように有効活用し、価値創造につなげたかを説明することが期待されている点などが挙げられている。

②価値創造の伝達を中心としている点について、価値創造自体の概念の拡大を含めて説明する。伝統的な価値創造の定義は、統合報告における組織自身に対する価値に該当し、財務資本提供者にリターンするものであり、株主価値ともいわれる。一方、他者に対する価値の側面を統合報告では定義している。具体的には、事業活動を行うことを通じた財・サービスの提供であり、その価値は顧客や経済社会に対して生み出される。これが他者に対する価値である。また、統合報告では価値創造の主体に着目し、組織単独で価値を生み出すのではなく外部環境に影響され、サプライチェーンや地域社会などの多様なステークホルダーとの関係性を通じて、多様な資源に頼りながら価値創造されるものであると考えられている。加えて、価値創造概念を拡大していく中で重要となるのが、多様な資本という概念である。組織は財務資本だけでなく、人的資本、知的資本などを活用し、組み合わせ、事業活動を経ることで資本を増減させる。これらの資本自体の概念の拡大もあって、統合報告の概念を理解できるようになるのだ。ただし、拡大された資本概念や価値創造の概念を逐一表現するのは不可能なので、財務諸表の重要性の原則と同様、重要なものを開示することとなるが、重要かそうでないかの判別をする過程についても開示すべきであると述べられている。

以下の図は、統合報告において考えられている価値創造の過程である。

図表 5-4　価値創造と多様な資本

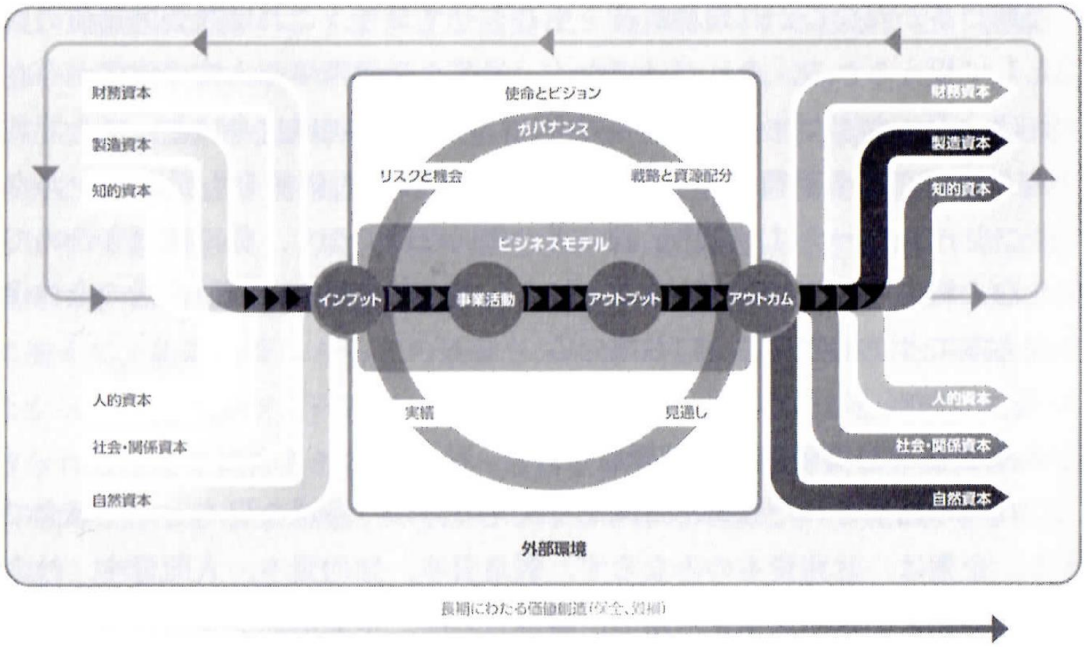

出所：IIRC（2013）The International <IR> Framework, December，p13.

左側の資本がインプット、ビジネスモデルの部分がスループット（事業活動）およびアウトプット（利益や生産品）、そしてアウトカムとして組織の外へ資本として出ていくという流れになっている。（ここまで森、2014）

では、統合報告の概念を宗教法人に適用できる可能性がある理由は何か。2 つ提示する。

一つは、宗教やその礼拝施設など、宗教法人が扱う資本は、拡大された資本概念を用いたほうが、宗教法人のスチュワードシップをより明確に開示しやすくなると考えられる点が挙げられる。宗教法人のスチュワードシップ、というのは、信徒や寄付者の受託財産を元手に、宗教活動や社会活動のために手に入れたものを、宗教活動や社会活動に有効に使うことによって果たされる。また、財産管理という視点も必要となる[47]。

しかし、宗教法人の所有するものは、金額で測りにくいものが多い。例えば宗教の文化財や像など、宗教的には貴重なものでも、それ以外では価値の測りにくいものがある[48]。また、社会活動であれば、信徒のボランティアや交通手段等の寄付および無償での貸与といった、

---

47 第 4 章第 2 節第 2 項でも取り上げた、文化庁の指導内容の一つである。

48 「宗教法人会計の指針」でも指摘されている点で、取得原価主義をとっている一方で、価値を貨幣的に測定不能な場合のために財産目録での開示を現状とっている状態である（田中・繁田・神山、2014）。

逐一貨幣的に算定しにくい資本もある。これらを統合報告の定義する資本で算定し、インプットとすることで、何が受託資本として存在するか、宗教法人はどの程度のスチュワードシップがあるのかなどを考えられるようになり、より効果的な活動ができるのではないだろうか。また、それらの情報を開示することは、信仰上の関係で寄付や労務の提供をした人たちへのアカウンタビリティを果たすこととなる（高橋、2002）。

もう一つは、統合報告の概念の、価値創造の過程を開示することを通して、宗教法人が、インプット、アウトプット、アウトカムという非営利組織のミッション達成の評価に用いる（兵頭、2007）概念との連携ができる点が挙げられる。本論文第 3 章において、宗教法人の公益性について論じた。宗教法人の公益性は、①宗教の公益性、②宗教法人の社会的役割、および③宗教法人の社会活動の 3 つの観点から明らかにできた。それぞれに共通することは、財務情報のみで成果が測定しにくいことで、それらは宗教の理念や考え方を基に発揮されることである。その点で、統合報告の価値創造の過程を開示するのは効果的と考えられる。

例えば、宗教活動として、法要や布教活動を行うとする。それに対して人的資本や社会関係資本（この場合、檀家や信者と宗教法人との関係性）をインプットし、アウトプットとして、参加者がどのくらい集まった、どのような感想をいただいたなどが認識できる。そして、活動を通じて、社会にどんな効果や影響があったかどうか、ミッションはどの程度達成されたかを明示できるアウトカム情報を開示できるのではないだろうか。

非営利組織は「利益」に匹敵するような単一でかつ有力な業績を表示する情報がない点（泉、2002）はもちろん、企業でも非財務情報と財務情報を統合し、資本の投入から価値創造の過程を開示する（森、2014）ようになっている。だから、宗教法人も適用を検討しても良いだろうという筆者の結論である。宗教法人の活動がどのように社会に役に立つのか、社会を良くしていくのか、を具体的に示すことが可能な方法として考えられる。

次節で、宗教法人におけるアカウンタビリティを検討する。

5－3、宗教法人における新たなアカウンタビリティ概念

本章の最後に、宗教法人におけるアカウンタビリティを検討する際に必要な要件を 3 点提示する。

（1）宗教法人は、信徒や寄付者の受託財産を維持し、その受託責任を果たすために、財務情報及び非財務情報の開示を通して説明を行う必要がある点が考えられる。

（2）宗教法人は、財務情報や非財務情報による説明の前提として、ミッションを提示し、

その達成状況や財務情報・非財務情報との関連性が高い情報を優先的に開示すべきである点が考えられる。

（3）宗教法人は、宗教または宗教法人の社会における存在価値を開示することを通して、多様なステークホルダーに支持される組織となるべきであり、情報開示を公益性が高い組織であることを主張する方法として、または各ステークホルダーとのコミュニケーションツールとして使うべきである点が考えられる。

（1）については、宗教法人法や宗教法人会計の指針でも掲げられている。宗教法人法では、宗教団体に法人格を持たせる理由として「礼拝の施設その他財産を所有し、それを維持運用し、その他その目的達成のための業務および事業を運営することに資する」（宗教法人法第 12 条）ためとしており、設立手続きや計算書類の作成で、財産の維持をしなければならないことがわかる。また、指針においても、総則の宗教法人の目的に「正確な収支及び財産の状況を把握することにより、宗教法人の健全な運営と財産維持に資すること」[49]が明記されている。信者に対する受託・説明責任は、宗教的関係の上で必要（高橋、2002）だが、公益目的として宗教法人があるのならば、広く宗教法人の財産維持の状況と運営状況を、自主的に開示をするべきであろう。（齋藤、2011）。また、主要な指標や項目（例えば資産規模や現状の正味財産額など）を開示するだけでも、宗教法人情報の価値を高めることができる上に、資源提供者も事業継続可能性や財務健全性を判断することは可能だろう。

（2）について、前述のとおり、ミッションの達成状況の把握が難しい中で、活動が実際にそのミッションの達成に近づいているものなのかを判断することは難しい。しかし、この「ミッションの達成度」に対する関心を信者がもっている可能性は高い（馬場ほか、2013）。非営利法人の資源提供者は、「ミッションの達成度」についての情報開示が不足していると認識している（兵頭、2005）。このことから、宗教法人におけるミッションの定義と活動との関連性とミッションの達成状況についての開示も重要と言えるだろう。加えて、宗教法人は前述したようなインプット、アウトプット、アウトカムという概念（兵頭、2007）や統合報告の概念[50]を応用していくことも想定すべきである。そのために、どのような寄付や資源の提供をより厳密に情報収集する必要や精神的価値を測定するためのアンケートや活動の参加者の声を活用する必要がでてくる。手間が増える可能性は高いが、宗教法人の存在価値を示していくために重要だと考えられる

[49] 宗教法人会計の指針
[50] 本章第 2 節第 3 項を参照。

（3）について、非営利組織の存続・成長のための活動の（金銭的、人的、環境的な）支援は、社会の信頼や評判に依存している点（兵頭、2007）を考慮すると、多くのステークホルダーの支持を得る組織を宗教法人も目指すべきである。また、ステークホルダーとコミュニケーションをとっていくことは、ステークホルダー・エンゲージメントの概念を援用すると「組織と 1 人以上のステークホルダーとの間の対話の機会を作り出すために試みられる活動」であり、「組織の社会的責任の取り組みの中心」（千葉、2013）と考えられている。宗教法人が公益性を持って活動しているということを証明することは難しい。なぜなら、公益性という社会的な価値は宗教法人が定義していかなければならないため、大衆がその公益性を、納得して受け入れてくれるか不明だからである。

そのためにも、ステークホルダーと積極的にコミュニケーションをとるとともに、自主的に社会的な価値を提供している事実を財務情報や非財務の数値的情報およびアンケートなどの質的情報とともに開示していく必要があるといえるだろう。また、具体的な手段としては、ウェブサイトを活用し、動的な情報をタイムリーに発信していくこと（黒崎ほか、2009）が考えられる。加えて、宗教法人の活動が、どのように資本を投入し、価値を生み出しているのか（森、2014）を開示し、宗教法人の存在価値やミッションを提示する方法を考えていくべきであろう。

本章では、宗教法人の非財務情報の開示について、企業の場合、非営利組織の場合を概観し、統合報告の概念を述べたうえで、宗教法人が情報開示を積極的にすべき理由と必要性とその内容について論じてきた。次章で研究課題のまとめを行うこととする。

６　おわりに

本章では、本稿のまとめと結論を提示する。また、宗教法人の公益性に関連して、「宗教法人はだれのものか」ということについて触れたうえでまとめとする。

6－1、論証の結論

本稿では、研究課題として、「宗教法人の公益性や存在価値を説明するために、社会に対して情報開示する必要があるかどうか、どのような情報開示が望ましいか」を掲げた。具体的な論証の方法として、宗教法人の公益性を検討し、企業における情報開示論と照らし合わせ、宗教法人による開示制度の現状や情報開示指針における問題点を明らかにした。そして、宗教法人の公益性を保つために必要な開示内容を検討し、その開示内容を満たす方法を探求した。最後に、宗教法人は情報開示を通じて、組織の公益性や存在価値を、どのように説明できるかということを論証し、結論とした。

とくに第 5 章において、宗教法人においてどのようなアカウンタビリティが求められるかということを明らかにした。宗教法人による情報開示の現状では、公益性や存在価値を証明するのは難しいことがわかった。宗教法人の存在価値を測る定量的な判断材料の一つとして、世界的に宗教の信者は着実に減っているという事実が指摘できる（島田、2016）。また、質的な判断材料としては、宗教に対する疑念が存在すること[51]、および、コミュニケーションの手段としての情報開示がされていないこと[52]がわかっている。そうであれば、宗教法人による情報開示の方法や内容を改善していく必要がある。その具体的方策は、第 5 章第 3 節で指摘したように、ウェブサイトなどを活用し、動的な情報を開示できる体制を構築（黒崎ほか、2009）して、財務情報などの宗教法人の資本を開示し、宗教法人によって社会的価値を定義し、その社会的価値をどのように生み出しているのかを具体的に提示していくべきである。以上のような論証を通じて、宗教法人は社会に対して、自身の公益性や存在価値を説明する必要があり、どのような情報公開が望ましいかを検討してきた。

ところで、宗教法人の公益性があることと、社会に対して情報開示をする必要があるということをつなぐためには 1 つ前提が必要となる。それは、宗教法人の所有者は誰かということである。次節において、運営者（宗教者）、信者および社会という 3 つの立場から考察する。

---

[51] 本稿第 1 章第 2 節および第 3 章第 3 節を参照。
[52] 本稿第 4 章第 1 節および第 5 章第 1 節を参照。

6－2、宗教法人は誰のものか

前章において宗教法人に課されるアカウンタビリティ概念を明らかにしたが、その前提となる視点が一つある。それは、「宗教法人」は誰のものかということである。このことを明らかにするためには、誰によって宗教法人が運営されているのかを明確化する必要があり、それが直接本稿の立場を明確にすることになる。ここでは、「プリンシパル・エージェント理論」[53]を用いて説明する。「プリンシパル・エージェント理論」とは、馬場（2005）によれば、会員や寄付者というプリンシパルから付託された財産を、エージェントとなった法人理事や職員、僧侶や神官のような宗教者は、本来目的とする事業[54]のために活用し、その活用したことを証明するためにアカウンタビリティを負う、という理論である。

6－2－1、運営者及び理事のものとする考え方

まず、宗教法人は運営者（例えば神社の宮司や寺院の住職など）や理事のものと考える場合はどうであろうか。この場合、プリンシパルはエージェントと一致するため、アカウンタビリティも宗教法人の運営者または理事に限られる。この考え方は、宗教法人に対する法律に基づく情報開示に具現化されている。実際、文化庁の国会答弁によれば、情報公開法の下でも、宗教法人の提出書類は非開示情報であると考えられている（小池、1999）。しかし、宗教法人の立場としては、このような見解を否定している。宗教学者の論説を取りあげてきた本稿第 3 章において、宗教には公益性があることを明らかにした[55]ことにより、宗教法人の提出書類の非開示という考え方は否定できるであろう。宗教法人を運営者が所有していることを完全に否定するわけではないが、運営者や理事が、自らのために宗教法人を独占して運営されているという指摘はあたらないであろう。

6－2－2、信者のものとする考え方

次に、宗教法人は信者のものと考えた場合はどうだろうか。この場合、プリンシパルは信者（寺院であれば檀家のような寄付者も含む）による財産や信用（ここでは信心と考える）

---

[53] 馬場、2005、馬場の引用元は Balda,1994 および Bogart,1995。
[54] 例えば、宗教に関する伝道活動などである。
[55] 具体的に、石井（2011）は「宗教という精神文化が人類に不可欠であり、集団を構成することによってより維持されやすくなるとすれば、宗教団体には公益性が潜在的に存在する」（pp.23）と述べている。また、島薗（2008）は、「社会に良い価値を保持し養う、人間が生き甲斐のある生活を行っていくための社会環境を整える」（pp.25）が宗教法人の公益性の 1 つであると述べている。

を付託され、エージェントである理事や運営者が宗教活動や社会活動などに活用する。アカウンタビリティは信者や寄付者など、運営者を所有者と定義する場合よりは広がる。そのアカウンタビリティの根拠として、宗教法人と信者の間の信仰上の関係があげられる（高橋、2002）。そのため、情報開示も、寄付者や信者を重視して、活動目的や将来の活動目標・予算、財務情報の開示が主なものになる。活動目的などは、寄付者の主観的な選好、また、財務情報の特に収支については、寄付者の潜在的な選好として取り上げられている（馬場ほか、2013）。信者を重視した情報開示の例として、第 3 章で取り上げたような宗教の公益性に関係した活動、具体的には宗教施設における法要や修行体験といった活動の報告や教えについての理解を深めるコラムなどがあげられる。

一方で、宗教法人は、税制優遇のように公益性があると認められる法人に対する優遇措置を受けている場合がある（藤原、2013）。その場合、納税者（ほとんどの国民ということになる）に対してもその公益性を説明する必要があるといえる。それは、納税者によって、公益性が本当にあるかどうかを監視するために、情報開示を迫るという納税者側の立場の考え方（馬場、2005）もある。宗教法人が信者や寄付者のものという考え方は、全否定することはないが、それだけでは宗教法人のアカウンタビリティ概念は不十分といえる。

6－2－3、社会のものとする考え方

最後に、社会のものと考えた場合はどうだろうか。この場合、プリンシパルは信者や寄付者以外に、債権者のような直接のステークホルダーだけではない。税制優遇を受けているため、前項で述べたような納税者や地域住民など、信者とは関係ない間接的なステークホルダーが存在する。また、監督官庁という行政の立場のプリンシパルも存在する。それらステークホルダーすべての実質的な期待[56]に応えること（GRI、2013）がエージェントの果たすべきことである。そのために、活動自体も、宗教法人が実施したい活動という視点だけでなく、市民や信者が必要とする活動という視点（藤原、2013）が重要となってくる。

この場合、アカウンタビリティを宗教法人に対して生み出す主体は、社会全体、またはできる限り多くのステークホルダーということになる。NPO 法人を例に挙げると、すべての事業報告書などを監督官庁に提出し、閲覧可能としている。それは、NPO 法人に対する、

[56] 具体的には、第 3 章で述べたような、宗教の公益性に関する活動、宗教法人の社会的役割に関わる活動、宗教法人の行う社会貢献活動の中でも、多くのステークホルダー（マルチステークホルダー）が必要としていることおよび期待していることを指す。

社会における公益性を期待していることの裏返しとして情報開示を広く社会に対して行っていくべきという理念に基づく（馬場、2005）。また、この情報開示制度は、納税者などの市民や社会が法人を直接モニタリングできる（馬場、2005）ため、公益性があるかどうかを判断する情報として重要となる。

宗教法人も、いままで論証してきたように、公益性があることを明らかにする上でも自主的に情報開示していくことが必要である。なぜなら、宗教を広め、維持していくことだけが宗教法人の役割とは言えないと考えられるからである。つまり、社会において存在価値があってこそ宗教法人である、と考える必要がある。そのために、宗教法人は社会に対して、積極的に公益性や存在価値を情報開示で主張する必要がある。その方法や理念については、5章までで論証してきた通りだが、最後に「宗教法人は社会のもの」であるということを強調しておきたい。

6－3、論証の課題

本稿の最後に、論証で残された課題について、２つ述べる。

１つ目は、調査データの不足や筆者自身の宗教法人に対する知識及び理解の不足の影響があったため、詰めの甘い部分ができてしまった点である。調査データの不足の点は、調査のサンプルが、アクセシビリティの高いウェブサイトのみに限っていること、総計 30 件の宗教法人のデータしか集められなかったことから考えられる課題である。この課題の考えられる影響は、データの量が少ないため、統計的なデータの利用および統計データの採取から考察できることが難しい点があげられる。また、筆者自身の宗教法人に対する知識及び理解が不足している、というのは具体的には、包括法人がどのように宗教法人をとりしきっているのか、理事会などの会議や委員会組織はどのようなものなのか、各宗教がどのような人たちを相手にしているのか、など多様な知識が、勉強しても追いつかない程度に必要であった。そのため、論証の中で「この点は宗教ではない」「こんなの宗教の問題ではない」といった指摘をいただく部分があると思われる。しかし、筆者は専攻分野外であり、いろいろな勉強の末に作り上げたものとなっている。宗教の公益性などは勉強したことがあまりない以上、ご容赦願いたい。

２つ目は、宗教法人の具体的な情報開示のモデルケースを提示するまでには至っていない点である。本稿では、宗教法人の情報開示が進んでいない、という問題意識から始まり、会計情報の開示はなぜ発生したのか、宗教法人の公益性とは何かを取りあげ、宗教法人の財

務・非財務情報の開示の必要性を説いてきた。しかし、結論としては、拡大された宗教法人のアカウンタビリティをどのように果たしていくかを述べたのみにとどまった。本来は実際に宗教法人を 1 つ取りあげて、インタビューなどを通じて、情報開示のモデルケースを作り、実現可能性や利用価値の高さを計測するところまで論じるべきだった。しかし、時間的およびコネクション的な制約の下では限界があった。実際に宗教法人がどのようにインプット、アウトプット、アウトカムを表現し、アカウンタビリティを果たしていくのかを示す、という課題は残されている。

以上、本稿での課題を述べてきた。1 つは個人的な能力の限界、もう 1 つは情報開示のモデルケースを作り上げられなかったという論証の限界であった。この 2 点については、ほかの研究を待つばかりである。

本稿で、宗教法人には公益性が存在し、それを根拠に情報開示の必要があると主張してきた。いままで、宗教法人という会計の世界でもあまり触れられてこなかった内容についてこのような論文が書けたことはうれしいかぎりである。先行研究も少なかったため、企業の情報開示の概念や NPO などの非営利組織の情報開示の考え方、さらに宗教法人はどのような社会的価値があるのかまで、さまざまな参考文献を探した。筆者としては、有意義な研究であった。以上で筆者の卒業論文とする。

2018 年 1 月 17 日　脱稿

参考文献リスト

・石井研士、(2007)「宗教団体の公益活動・公益性に関する一考察」、國學院大學大学院紀要　文学研究科、39 巻、pp.1-24。

・井尻雄二（1976)『会計測定の理論』東洋経済新報社。

・泉宏之（2002)「非営利組織体の簿記」杉山学、鈴木豊編著『非営利組織体の会計』pp.3-10、中央経済社。

・猪瀬優理（2009)「主要教団の社会活動に関する調査」稲場圭信、櫻井義秀編『社会貢献する宗教』pp.184-214、世界思想社。

・大谷栄一（2009)「平和を目指す宗教者たち―現代日本の宗教者平和活動」稲場圭信、櫻井義秀編『社会貢献する宗教』pp.108-132、世界思想社。

・小幡啓靖（1997)「宗教系私立学校の宗教教育の理念に関する研究」東京大学大学院教育学研究科紀要 第 37 号、 pp.361-369。

・小山巖也（2011)『CSR のマネジメント　イシューマイオピアに陥る企業』白桃書房。

・NPO 法人カタリバ 2015 年度年次報告書　https://www.katariba.or.jp/wp-content/uploads/2017/01/2015.pdf　アクセス日 2018 年 1 月 10 日。

・NPO 法人 2017 年発行活動紹介書　https://www.katariba.or.jp/pdf/201706.pdf　アクセス日 2018 年 1 月 10 日。

・教育基本法、条文は本文参照。

・久保文剛、(1999)「改正宗教法人法に基づく情報開示の実務について」、宗教法 18 号、pp.1-27。

・黒崎浩行・吉野航一・寺沢重法、(2009)「情報化社会における宗教の社会貢献」稲場圭信、櫻井義秀編『社会貢献する宗教』pp.135-156、世界思想社。

・小池健治（1999)「情報公開法と宗教法人」宗教法 18 号、pp.29-45。

・櫻井義秀(2017)「宗教は人をどのくらい幸せにするのか？　―日本人の幸福感と宗教―」宗務時報、第 121 号、pp.1-18。

・齋藤真哉（2011)「非営利組織会計の現状と課題」會計 179 号 4 巻、 p 481－494。

・齊藤稔(2002)「宗教法人に対する税務調査の現状と宗教法人の会計」宗教法 21 号、pp.31-50。

・島薗進（2008)「宗教法人にとって公益性とは何か」『現代宗教研究』 別冊、 pp.3-38。

・島田裕巳（2010)『葬式は、要らない』幻冬舎。

・島田裕巳（2016）『宗教消滅　資本主義は宗教と心中する』SB クリエイティブ。
・釈徹宗（2014）『宗教は人を救えるのか』株式会社 KADOKAWA。
・宗教法人法、条文は本文参照。
・杉内寛幸（2015）「ラーク便り 67 号」2015 年 8 月号
・高橋選哉（2002）「宗教法人の会計」杉山学、鈴木豊編著『非営利組織体の会計』pp.86-96 中央経済社。
・高橋卓志（2009）『寺よ、変われ』岩波書店。
・田中義幸・繁田勝男・神山敏夫（2001）『新会計指針による宗教法人会計のすべて　―「宗教法人会計の指針」逐条解説と会計・税務実務』、税務経理協会。
・千葉貴律（2013）「サステナビリティ情報の開示」河野正男・八木裕之・千葉貴律編著『サステナビリティ社会のための生態会計入門』森山書店。
・千葉正展（2016）「事業運営の透明性の向上：情報開示の見直し（特集 岐路に立つ社会福祉法人）」月間福祉、第 99 巻 11 号、pp.33-37
・チャリティ委員会　AMEN CHURCH OF CHRIST の概要ウェブサイト http://apps.charitycommission.gov.uk/Showcharity/RegisterOfCharities/CharityWithoutPartB.aspx?RegisteredCharityNumber=1139323&SubsidiaryNumber=0　、アクセス日 2017 年 11 月 12 日
・チャリティ委員会　AMEN CHURCH OF CHRIST の財務書類 http://apps.charitycommission.gov.uk/Accounts/Ends23/0001139323_AC_20170430_E_C.pdf　、アクセス日 2017 年 11 月 12 日
・統計数理研究所「日本人の国民性調査」1983 年調査・2013 年調査
・内閣府 NPO ホームページの NPO 法 Q&A、Q1－1－1（https://www.npo-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/mokuteki-teigi）、アクセス日 2017 年 12 月 7 日。
・内閣府 NPO ホームページの NPO 法 Q&A、Q1－3－1（https://www.npo-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/katsudou-bunya）、アクセス日 2017 年 12 月 7 日。
・日本公認会計士協会非営利法人委員会（2013）「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 25 号。
・日本弁護士連合会（1999）「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」
・馬場英朗（2005）「NPO ディスクロージャーの現状と課題　―アカウンタビリティとのミスマッチ解消に向けて―」ノンプロフィットレビュー、第 5 巻第 2 号、pp.81-92。
・馬場英朗・石田祐・五百竹宏明（2011）「非営利組織の財務情報に対する寄付者の選好分析」ノンプロフィットレビュー、第 13 巻第 1 号、pp. 1-18。

・馬場英朗・青木孝弘・木村真樹（2009）「非営利組織の社会価値会計　―ソーシャル・アカウンティングによる見えない価値の顕在化―」ノンプロフィットレビュー、第 9 巻第 1・2 号、pp.1-13。
・兵頭和花子（2005）「非営利組織体の情報開示の実態 ： 非営利組織体と情報利用者における認識」商大論集 57 巻 2 号、 p 109－118。
・兵頭和花子（2005）「非営利組織体の情報開示に関する研究 ： 特定非営利活動法人を対象として」商大論集 57 巻 1 号、 p 144－159。
・兵頭和花子（2007）「非営利組織体における情報開示と業績評価の可能性」年報経営分析研究 第 23 号, pp.87-94。
・平松朗（2014）「法定開示と統合報告」宝印刷総合ディスクロージャー研究所編『統合報告書による情報開示の新潮流』第 7 章、pp.211-227、同文館出版。
・藤原究（2013）「宗教団体の公益性と公益活動」、早稲田大学社会安全政策研究所紀要第 6 巻、p.29～47。
・文化庁（2010）「宗教法人の運営ハンドブック」。
・文化庁宗務課ホームページ
http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/kokoroe.html　「財産の管理・運用の心得 4 か条」アクセス日 2017 年 11 月 10 日。
・文化庁宗務課ホームページ
http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/etsuranseikyu.html「信者その他の利害関係人から事務所備付け書類等の閲覧請求があった場合には。」アクセス日 2017 年 11 月 10 日。
・文化庁（2008）「海外の宗教事情に関する調査報告書　平成 20 年 3 月」。
・星野英紀（2010）「講演　日本の宗教的特質と公益性」宗務時報、第 111 号、pp.1-14。
・村上興匡、2013）「宗教法人の霊園・墓地に関する問題」宗務時報 第 115 号、pp. 19-30。
・森洋一（2014）「国際統合報告フレームワークの求める企業報告の変革」宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所編『統合報告書による情報開示の新潮流』第 1 章、pp.3-18.
・山地秀俊（1983）『会計情報開示論』神戸大学経済経営研究所。
・若林茂信（2002）「非営利組織体の主たる会計目的 : 財務的生存力の表示」杉山学・鈴木豊編著『非営利組織体の会計』pp. 13-32、中央経済社。
・GRI ガイドライン、Ver.4、2014 発行。

・GRI ガイドライン、Ver.3.1、2011 発行。

・Guide Star、Christ Church New York City、https://www.guidestar.org/profile/20-0863847　アクセス日 2017 年 11 月 12 日。

・NPO 法、条文は本文参照。

付録

宗教法人の情報開示についての調査

０、目次

1、背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
2、調査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
3、設計方針とその参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
4、採点基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
5、調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

1、背景・目的

宗教法人の情報開示は、筆者が聞いたり見たりした限りでは進んでいないと感じた。では、果たして実際にそうであるといえるのだろうか。その事実の検証を行うために、宗教法人が開示する情報の質や量を検証し、ほかの法人と差があるのか、実際に開示がされていないかどうかを測定していく。

宗教法人の情報開示はなぜ必要なのか。法律上の規定はないが、宗教の公益性を認められていることによって、税制上の優遇を受けており、寄付金の受け取りが可能である。(藤原、2013）そのうえで、寄付者はどのような活動をしているか、どのような財政状態を持っているのかを知る権利はあると言えよう。もちろん、寄付なので配当のような還元はないが、寄付した金額は適切に使われたのかどうか知る権利はあるだろう。また、宗教法人が公益を提供しているというのであれば、その通りであるかどうかを判断するのは信者を含めた社会である。ならば、活動のモニタリングが可能でなければアカウンタビリティを果たしているとは言えない（馬場、2005)。

本調査では、「宗教法人の情報開示が、財務情報、非財務情報ともに進んでいない」という仮説を基に、各宗教法人のホームページを調査する。

2、情報開示の調査対象

平成 27 年 12 月 31 日時点で、宗教法人の総数は 181,246 法人、そのうち神道系が 84,909 法人、仏教系が 77,232 法人、キリスト教系が 4,657 法人、その他が 14,448 法人存在している。(宗教統計調査、平成 28 年）

これらすべてを調査するのは膨大かつ無駄が多いと考えられるので、それぞれの系統（神道系、仏教系、キリスト教系、その他諸教系）の文部科学省認可の包括法人で信者数が神道

系と仏教系は 1～10 位、キリスト教系とその他諸教系は 1～5 位の法人を調べることとする。具体的には以下の表のとおりとなる。

図表１　調査対象の宗教法人一覧（信者数順、宗教法人名で表記）

系統(文化庁の分類)	法人名	信者数（人）	宗教団体数
神道系	神社本庁	77,240,643	78,964
	出雲大社教	1,262,503	168
	金光教	429,979	1,510
	黒住教	297,280	317
	金刀比羅本教	216,000	33
	大本	168,078	746
	神習教	145,036	100
	神理教	123,834	141
	出雲教	114,500	9
	大和教団	96,841	349
	小計	80,094,694	82,337
	総数	81,060,680	85,906
仏教系	浄土真宗本願寺派	7,922,823	10,317
	真宗大谷派	7,918,939	8,692
	浄土宗	6,021,900	7,049
	高野山真言宗	3,831,300	3,626
	曹洞宗	3,511,798	14,716
	日蓮宗	3,486,041	5,165
	立正佼成会	2,705,319	613
	真言宗豊山派	1,419,052	2,650
	天台宗	1,363,553	3,337
	霊友会	1,295,497	2,801
	小計	39,476,222	58,966
	総数	52,170,440	81,774
キリスト教系	カトリック中央協	443,721（※注）	1,719

	議会		
	末日聖徒イエス・キリスト教会	128,761	274
	日本基督教団	119,223	1,713
	日本聖公会	50,512	324
	日本バプテスト連盟	34,830	325
	小計	777,047	4,355
	総数	968,066	7,283
その他諸教系	天理教	1,191,422	32,935
	パーフェクトリバティー教団	895,571	248
	世界救世教	609,722	508
	生長の家	496,121	129
	天照皇大神宮教	481,429	267
	小計	3,674,265	34,087
	総数	4,863,864	35,543

※注：カトリック中央協議会は、教区別の人数をすべて含めている。

（引用元：平成 28 年度宗教統計調査より、筆者作成）

これらの宗教法人を対象に、4、採点基準を採用して調査を行う。

3、設計方針とその参考文献

まず、開示をそもそもしているかどうかについて、ウェブサイト自体が開設されているか、情報をウェブサイトや広報紙といった一般向け媒体で開示しているかを調べる（國見、2014）。また、コミュニケーションツールとして情報開示を想定する場合に連絡が取れるかについて調査する。

次に、財務情報について、財務書類の開示、種類、項目、比較可能性、保証、拡大開示について触れている。参考とした文献は「非営利組織の財務情報に対する寄付者の選好分析」（馬場・石田・五百竹、2011）である。

次に、非財務情報について、「非営利組織体における情報開示と業績評価の可能性」（兵頭、

2007）を参考に、ミッション情報、活動実施に際する目的結果、内容について採点する。また、社会活動の開示や業績評価に関連しない、組織プロフィールなどについては、GRI ガイドライン Ver. 4 （2013 年発行）を参考に、報告原則や一般標準開示項目、環境、社会のカテゴリーの特定標準開示項目を追加した。加えて、宗教が果たしていく社会活動や宗教活動については、『社会貢献する宗教』（稲場・櫻井編著、2009）を参考にし、項目に追加している。

4、採点基準

以下の図表は、

図表２　宗教法人の情報開示調査の項目

	1、情報開示全体について	概要	採点基準	該当する参考文献
1-1	ウェブサイトは存在しているか	団体のウェブサイトが存在しているか	存在あれば１点	國見、2014
1-2	団体への連絡はとれるか	電話やメールなどで連絡を取ることは可能かどうか	メールフォームやメールアドレスがあれば 2 点、電話番号のみなら１点	GRI ガイドライン 組織プロフィール
1-3	書類等は情報開示されているか	ウェブサイトで開示書類は掲載されているか	ウェブサイトでの開示で１点	國見、2014
1-4	情報の入手は容易か	ウェブサイトに PDF で掲載されていて、宗報やその他の書類がすぐ入手可能か	PDF などのファイルでの掲載で１点、	國見、2014
	2、財務情報			
2-1	財務情報の開示はあるか	財務の情報が開示されているか。	開示されていれば１点	馬場・石田・五百竹、2013

2-2	開示されている書類の種類はいくつか	開示されている財務書類の種類	収支計算書と財産目録があれば１点、ほかにもあれば２点	馬場・石田・五百竹、2013
2-3	開示されている書類の項目は詳細であるか	開示されている書類の中の項目は充実か	表示項目と費用まで書いてあれば２点、表示項目のみであれば１点	馬場・石田・五百竹、2013
2-4	書類に関する明細表はあるか	書類に関する明細表があるか	明細表があれば１点	馬場・石田・五百竹、2013
2-5	監査報告はあるか	予算と決算は理事会や法人の集会で決裁されたものかどうか	監査報告があれば１点	馬場・石田・五百竹、2013
2-6	年次予算と決算はセットで存在しているか	年次予算と決算はセットで作成されているものか、比較可能なものか	セットで記載されていれば１点	馬場・石田・五百竹、2013
2-7	複数年度の開示がされているか	年次比較が容易なように複数年度の開示があるか	複数年度の財務諸表があれば１点	馬場・石田・五百竹、2013
2-8	収益事業をほかに持っている場合の情報	収益事業として行っている事業に関する財務書類または財務数値	事業に関する財務書類があれば２点、財務数値（収支などの金額）があれば１点	GRI ガイドライン pp.30、G4-17 ,18
	3、非財務情報			
	3－1、組織プロフィール			
3-1-1	法人のミッションについて	法人が果たすミッションや理念がどこかしら	法人のミッションについて書いてあれば１点	兵頭、2007

	明記されているか	に明記されているか		
3-1-2	法人のミッションの説明、達成ビジョンについて明記されているか	法人のミッションや理念について、詳しい説明や達成されて場合のビジョンについて語られているか	ミッションの説明があれば１点、詳細に書かれていたら備考に書く	兵頭、2007 GRI ガイドライン pp.58、G4-56
3-1-3	宗教の教義について	宗教の教義が詳しく書かれているか	宗教の教義を説明していれば１点	GRI ガイドライン pp.58、G4-56
3-1-4	法人の沿革、様態、活動年数について	法人の沿革、構造や活動年数などの情報はあるか	法人の沿革、様態が書かれていれば１点	GRI ガイドライン pp.24
	3－2、組織の活動・パフォーマンス情報			
3-2-1	ミッションの達成についての状況や財務情報との関連性はあるか	ミッションの達成状況について、財務情報やその他数値情報との関連付けはあるか	左記のようになっていれば１点	森、2014
3-2-2	年次の報告が存在するか	年次の報告があり、比較可能性があるか	年次の報告があれば 1 点	GRI ガイドライン pp.13　比較可能性
3-2-3	来年度のビジョンがあるか	短期目標としての来年度のビジョンを掲げているか	内容に触れていれば 1 点	

	3－3、活動報告について	活動報告とは→	プレスリリースや新着情報などのページで報告される、宗教活動および社会活動の報告のこと。	
	3－3－1、宗教活動について			
3-3-1-1	活動報告はされているかどうか	活動報告がウェブサイトまたは宗報に掲載されているか	されていれば１点	國見、2014
3-3-1-2	活動実施の目的	宗教活動を行う目的について明示されているか	あれば１点	兵頭、2007
3-3-1-3	活動報告はタイムリーか	直近の活動報告が 1 年以内か	1 年以内であれば１点	GRI ガイドライン pp.14　適時性
3-3-1-4	対象を明示しているか	どういう人を対象としてその活動を行ったか	ターゲットが明示されていれば１点。活動内容に関連が深ければもう１点	兵頭、2007
3-3-1-5	対象の期待に応えられているか	活動目的は求められた通りのものだったか	アンケートなどでフィードバックしていれば 1 点、関する総括等あれば１点加点	GRI ガイドライン pp.221 兵頭、2007
3-3-1-6	参加者など、数字で明示しているか	活動結果としての定量的なデータがあるか	参加者数や活動によって発生したものの数値が掲載されていれば 1 点	兵頭、2007

3-3-1-7	活動実施の結果	宗教活動を行った結果について質的に書かれているか	書かれていれば１点	兵頭、2007
3-3-1-8	活動報告の良い面と悪い面をバランスよく開示しているか		そう思った場合１点	GRI ガイドライン pp.13　3.2 バランス
3-3-1-9	社会への影響	社会的な影響をどのように評価しているか。宗教を広めるということによる効果をどう考えているか。	説明していれば１点	兵頭、2007
3-3-1-10	設定したミッションのために活動は行われているか		内容に触れていれば 1 点	兵頭、2007
	3－3－2、社会活動について			
3-3-2-1	活動報告はされているかどうか	活動報告がウェブサイトまたは宗報に掲載されているか	されていれば１点	國見、2014
3-3-2-2	活動実施の目的	社会活動を行う目的について明示されているか	あれば１点	兵頭、2007
3-3-2-3	活動報告はタイムリーか	直近の活動報告が 1 年以内か	１年以内であれば１点	GRI ガイドライン pp.14　適時性

3-3-2-4	対象を明示しているか	どういう人を対象としてその活動を行ったか	ターゲットが明示されていれば１点。活動内容に関連が深ければもう１点	兵頭、2007
3-3-2-5	対象の期待に応えられているか	活動目的は求められた通りのものだったか	アンケートなどでフィードバックしていれば 1 点、関する総括等あれば１点加点	GRI ガイドライン pp.220 兵頭、2007
3-3-2-6	参加者など、数字で明示しているか		参加者数や活動によって発生したものの数値が掲載されていれば 1 点	兵頭、2007
3-3-2-7	活動実施の結果	宗教活動を行った結果について質的に書かれているか	書かれていれば１点	兵頭、2007
3-3-2-8	活動報告の良い面と悪い面をバランスよく開示しているか		そう思った場合１点	GRI ガイドライン pp.13 3.2 バランス
3-3-2-9	労働問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン サブカテゴリー：労働慣行とディーセントワーク
3-3-2-10	人権問題に関する提言や活		内容に触れていれば１点	GRI ガイドライン

	動があるか			サブカテゴリー：人権主に pp.171～172、184
3-3-2-11	環境問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン G4-EN に該当
3-3-2-12	地域社会問題に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン サブカテゴリー：社会 pp.192 ～195 吉野・寺沢、2009
3-3-2-13	ガバナンス体制について言及があるか		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン pp.22、G4-1 pp.29、G4-16 pp.50、G4-34 pp.51、G4-38 pp.52、G4-43
3-3-2-14	平和に関する提言があるか		内容に触れていれば 1 点	大谷、2009

3-3-2-15	政治に関する提言や活動があるか		内容に触れていれば 1 点	大谷、2009
3-3-2-16	適切な取引について言及があるか		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン pp.203 ～ 210
3-3-2-17	その他の社会問題に対する取り組みや提言、活動はあるか		内容に触れていれば 1 点	
3-3-2-18	公共政策の立案に携わっているか		内容に触れていれば 1 点	
3-3-2-19	顧客にあたる、信徒とのコミュニケーションは十分か		内容に触れていれば 1 点	GRI ガイドライン pp.41 G4-24、25
3-3-2-20	設定したミッションのために活動は行われているか		内容に触れていれば 1 点	兵頭、2007

各項目に得点を設け、加点方式で採点していく。バイナリ関数的に、0 か 1 、物によって 2 点で採点。また、特筆すべき内容があれば、調査の付録としてその内容を掲載する。

5、調査結果

以下に、調査結果を表で示す。項目番号は上記の採点項目に一致する。

図表 4　宗教全体の結果(n=30)

	宗教全体合計	宗教全体平均	宗教全体得点率
1-1	29	7.25	97%
1-2	49	12.25	82%
1-3	0	0	0%
1-4	8	2	13%
2-1	3	0.75	10%
2-2	0	0	0%
2-3	1	0.25	2%
2-4	0	0	0%
2-5	3	0.75	10%
2-6	1	0.25	3%
2-7	0	0	0%
2-8	1	0.25	2%
3-1-1	18	4.5	60%
3-1-2	7	1.75	23%
3-1-3	28	7	93%
3-1-4	28	7	93%
3-2-1	0	0	0%
3-2-2	6	1.5	20%
3-2-3	3	0.75	10%
3-3-1-1	25	6.25	83%
3-3-1-2	19	4.75	63%
3-3-1-3	22	5.5	73%
3-3-1-4	20	5	67%
3-3-1-5	15	3.75	25%
3-3-1-6	14	3.5	47%
3-3-1-7	19	4.75	63%
3-3-1-8	2	0.5	7%
3-3-1-9	5	1.25	17%

3-3-1-10	8	2	27%
3-3-2-1	21	5.25	70%
3-3-2-2	19	4.75	63%
3-3-2-3	16	4	53%
3-3-2-4	17	4.25	57%
3-3-2-5	9	2.25	15%
3-3-2-6	8	2	27%
3-3-2-7	17	4.25	57%
3-3-2-8	1	0.25	3%
3-3-2-9	1	0.25	3%
3-3-2-10	15	3.75	50%
3-3-2-11	11	2.75	37%
3-3-2-12	13	3.25	43%
3-3-2-13	15	3.75	50%
3-3-2-14	18	4.5	60%
3-3-2-15	11	2.75	37%
3-3-2-16	2	0.5	7%
3-3-2-17	15	3.75	50%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	15	3.75	50%
3-3-2-20	12	3	40%

図表 5　神道系宗教法人の調査結果(n=10)

	神道系合計	神道系平均	神道系得点率
1-1	10	1	100%
1-2	16	1.6	80%
1-3	0	0	0%
1-4	1	0.1	5%
2-1	0	0	0%

2-2	0	0	0%
2-3	0	0	0%
2-4	0	0	0%
2-5	0	0	0%
2-6	0	0	0%
2-7	0	0	0%
2-8	1	0.1	5%
3-1-1	4	0.4	40%
3-1-2	1	0.1	10%
3-1-3	9	0.9	90%
3-1-4	9	1	90%
3-2-1	0	0	0%
3-2-2	2	0.2	20%
3-2-3	1	0.1	10%
3-3-1-1	9	0.9	90%
3-3-1-2	5	0.5	50%
3-3-1-3	8	0.8	80%
3-3-1-4	6	0.6	30%
3-3-1-5	4	0.4	20%
3-3-1-6	2	0.2	20%
3-3-1-7	6	0.6	60%
3-3-1-8	0	0	0%
3-3-1-9	1	0.1	10%
3-3-1-10	2	0.222222222	20%
3-3-2-1	6	0.6	60%
3-3-2-2	3	0.3	30%
3-3-2-3	3	0.3	30%
3-3-2-4	4	0.4	20%
3-3-2-5	1	0.1	5%

3-3-2-6	2	0.2	20%
3-3-2-7	2	0.2	20%
3-3-2-8	0	0	0%
3-3-2-9	0	0	0%
3-3-2-10	3	0.3	30%
3-3-2-11	2	0.2	20%
3-3-2-12	2	0.2	20%
3-3-2-13	2	0.2	20%
3-3-2-14	4	0.4	40%
3-3-2-15	2	0.2	20%
3-3-2-16	0	0	0%
3-3-2-17	5	0.5	50%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	3	0.3	30%
3-3-2-20	2	0.2	20%

図表 6　仏教系宗教法人の調査結果（n=10）

	仏教系合計	仏教系平均	仏教系得点率
1-1	10	1	100%
1-2	17	1.7	85%
1-3	0	0	0%
1-4	0	0	0%
2-1	2	0.2	20%
2-2	0	0	0%
2-3	1	0.1	5%
2-4	0	0	0%
2-5	0	0	0%
2-6	1	0.1	10%

2-7	0	0	0%
2-8	0	0	0%
3-1-1	5	0.5	50%
3-1-2	3	0.3	30%
3-1-3	10	1	100%
3-1-4	10	1	100%
3-2-1	0	0	0%
3-2-2	2	0.2	20%
3-2-3	0	0	0%
3-3-1-1	8	0.8	80%
3-3-1-2	8	0.8	80%
3-3-1-3	8	0.8	80%
3-3-1-4	7	0.7	35%
3-3-1-5	4	0.4	20%
3-3-1-6	7	0.7	70%
3-3-1-7	5	0.5	50%
3-3-1-8	0	0	0%
3-3-1-9	1	0.1	10%
3-3-1-10	3	0.3	30%
3-3-2-1	8	0.8	80%
3-3-2-2	8	0.8	80%
3-3-2-3	8	0.8	80%
3-3-2-4	8	0.8	40%
3-3-2-5	5	0.5	25%
3-3-2-6	5	0.5	50%
3-3-2-7	8	0.8	80%
3-3-2-8	1	0.1	10%
3-3-2-9	1	0.1	10%
3-3-2-10	6	0.6	60%

3-3-2-11	6	0.6	60%
3-3-2-12	6	0.6	60%
3-3-2-13	7	0.7	70%
3-3-2-14	7	0.7	70%
3-3-2-15	4	0.4	40%
3-3-2-16	1	0.1	10%
3-3-2-17	4	0.4	40%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	5	0.5	50%
3-3-2-20	5	0.5	50%

図表７　キリスト教系宗教法人の調査結果

	キリスト教系合計	キリスト教系平均	キリスト教系得点率
1-1	5	1	50%
1-2	9	1.8	45%
1-3	0	0	0%
1-4	7	1.4	35%
2-1	1	0.2	10%
2-2	0	0	0%
2-3	0	0	0%
2-4	0	0	0%
2-5	3	0.6	30%
2-6	0	0	0%
2-7	0	0	0%
2-8	0	0	0%
3-1-1	5	1	50%
3-1-2	2	0.4	20%
3-1-3	5	1	50%
3-1-4	5	1	50%

3-2-1	0	0	0%
3-2-2	2	0.4	20%
3-2-3	2	0.4	20%
3-3-1-1	5	1	50%
3-3-1-2	4	0.8	40%
3-3-1-3	3	0.6	30%
3-3-1-4	4	0.8	20%
3-3-1-5	4	0.8	20%
3-3-1-6	2	0.4	20%
3-3-1-7	5	1	50%
3-3-1-8	2	0.4	20%
3-3-1-9	2	0.4	20%
3-3-1-10	1	0.25	10%
3-3-2-1	4	0.8	40%
3-3-2-2	5	1	50%
3-3-2-3	2	0.4	20%
3-3-2-4	3	0.6	15%
3-3-2-5	2	0.4	10%
3-3-2-6	0	0	0%
3-3-2-7	4	0.8	40%
3-3-2-8	0	0	0%
3-3-2-9	0	0	0%
3-3-2-10	5	1	50%
3-3-2-11	1	0.2	10%
3-3-2-12	3	0.6	30%
3-3-2-13	5	1	50%
3-3-2-14	5	1	50%
3-3-2-15	4	0.8	40%
3-3-2-16	0	0	0%

3-3-2-17	4	0.8	40%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	5	1	50%
3-3-2-20	2	0.4	20%

図表８　その他諸教系宗教法人の調査結果

	その他諸教系合計	その他諸教系平均	その他諸教系得点率
1-1	4	0.8	40%
1-2	7	1.4	35%
1-3	0	0	0%
1-4	0	0	0%
2-1	0	0	0%
2-2	0	0	0%
2-3	0	0	0%
2-4	0	0	0%
2-5	0	0	0%
2-6	0	0	0%
2-7	0	0	0%
2-8	0	0	0%
3-1-1	4	0.8	40%
3-1-2	1	0.2	10%
3-1-3	4	0.8	40%
3-1-4	4	0.8	40%
3-2-1	0	0	0%
3-2-2	0	0	0%
3-2-3	0	0	0%
3-3-1-1	3	0.6	30%
3-3-1-2	2	0.4	20%
3-3-1-3	3	0.6	30%

3-3-1-4	3	0.6	15%
3-3-1-5	3	0.6	15%
3-3-1-6	3	0.6	30%
3-3-1-7	3	0.6	30%
3-3-1-8	0	0	0%
3-3-1-9	1	0.2	10%
3-3-1-10	2	0.4	20%
3-3-2-1	3	0.6	30%
3-3-2-2	3	0.6	30%
3-3-2-3	3	0.6	30%
3-3-2-4	2	0.4	10%
3-3-2-5	1	0.2	5%
3-3-2-6	1	0.2	10%
3-3-2-7	3	0.6	30%
3-3-2-8	0	0	0%
3-3-2-9	0	0	0%
3-3-2-10	1	0.2	10%
3-3-2-11	2	0.4	20%
3-3-2-12	2	0.4	20%
3-3-2-13	1	0.2	10%
3-3-2-14	2	0.4	20%
3-3-2-15	1	0.2	10%
3-3-2-16	1	0.2	10%
3-3-2-17	2	0.4	20%
3-3-2-18	0	0	0%
3-3-2-19	2	0.4	20%
3-3-2-20	3	0.6	30%

参考文献

・大谷栄一（2009）「平和を目指す宗教者たち　ー現代日本の宗教者平和運動」、稲場圭信・櫻井義秀編著、『社会貢献する宗教』pp.108-130、世界思想社。
・國見真理子（2014）「社会福祉法人のディスクロージャーに関する一考察　ープライバシーとのバランスを巡って―」田園調布学園大学紀要　第 9 号　pp.89-108。
・GRI ガイドライン　ver.4　（G4）2013 年発行。
・馬場英朗（2005）「NPO ディスクロージャーの現状と課題　ーアカウンタビリティとのミスマッチ解消に向けて―」ノンプロフィットレビュー、p.81-92。
・馬場英朗・石田祐・五百竹宏明（2011）「非営利組織の財務情報に対する寄付者の選好分析」ノンプロフィットレビュー、第 1 巻、pp.1-18。
・兵頭和花子（2007）「非営利組織体における情報開示と業績評価の可能性」年報経営分析研究 第 23 号, p.　87-94。
・藤原究（2013）「宗教団体の公益性と公益活動」、早稲田大学社会安全政策研究所紀要第 6 巻、pp.29-47。
・吉野航一・寺沢重法（2009）「地域社会における『宗教の社会貢献活動』ー札幌市の宗教施設を事例に」、稲場圭信・櫻井義秀編著、『社会貢献する宗教』p.160～181、世界思想社。
参考 URL（以下は代表されているウェブサイトであり、宗教法人内のリンク先についても参考にしている。Facebook ウェブサイトも調査した場合はその URL も載せている。調査順。）
・神社本庁：http://www.jinjahoncho.or.jp/
・出雲大社教：http://www.izumooyashirokyo.or.jp/index.html
・金光教：http://web-konkokyo.info/
・黒住教：http://kurozumikyo.com/about
・金刀比羅本教：http://www.konpira.or.jp/about/center/history/page.html
・大本：http://oomoto.or.jp/wp/
・神習教：http://shinshukyo.jp/
・神理教：http://www.sinri.or.jp/
・出雲教：http://www.izumokyou.or.jp/main.html
・出雲教 Facebook ウェブサイト：https://www.facebook.com/izumokyou
・大和教団：http://www.taiwakyodan.org/
・浄土真宗本願寺派：http://www.hongwanji.or.jp/

・真宗大谷派：http://www.higashihonganji.or.jp/

・浄土宗：https://jodo.or.jp/

・高野山真言宗：https://www.koyasan.or.jp/

・曹洞宗：http://www.sotozen-net.or.jp/

・日蓮宗：http://www.nichiren.or.jp/

・立正佼成会：http://www.kosei-kai.or.jp/

・真言宗豊山派：http://www.buzan.or.jp/

・天台宗：http://www.tendai.or.jp/

・霊友会：http://reiyukai.jp/

・カトリック中央協議会：https://www.cbcj.catholic.jp/

・末日聖徒イエス・キリスト教会：http://www.ldschurch.jp/

・日本基督教団：http://uccj.org/

・日本聖公会：http://www.nskk.org/province/

・日本バプテスト教会：http://www.bapren.jp/

・天理教：http://www.tenrikyo.or.jp/jpn/

・PL 教団：http://www.perfect-liberty.or.jp/

・世界救世教：http://www.izunome.jp/

・世界救世教 Facebook ウェブサイト：

https://www.facebook.com/sekai.kyuseikyo.izunome/

・生長の家：http://www.jp.seicho-no-ie.org/